

市谷議員要望項目一覧

令和8年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【地震対策・防災・減災・老朽化対策】</p> <p>(1) 令和8年1月6日島根県東部を震源とする地震への対応について</p> <p>①これから積雪も見込まれるため、避難が必要になった場合に備え、暖房、食事、睡眠、入浴など避難所生活の質を確保すること。</p>	<p>避難所環境を整備するために必要な資機材（簡易ベッド、プライバシーテント、簡易トイレ等）については、これまで県と市町村で連携して整備を進めている。</p> <p>今後も引き続き、必要な資機材整備を行うとともに、温食提供に係る事業者との協定締結など、避難所環境の向上につながる対策を積極的に推進していく。</p> <p>・大規模災害時避難所環境整備事業 46,669千円</p>
<p>②避難所など被災者支援にかかる費用の国負担を求めることができるよう、積極的に災害救助法の適用を求めること。</p>	<p>災害の状況や市町村の意向等を踏まえ、必要な場合は災害救助法の適用を行っている。</p>
<p>③住宅被害について、「これくらいは・・・」とか、「支援対象にならないから」と、声に出さない方もある。しかし、大きく横に揺れたため、柱や壁に亀裂が入っていたり、窓ガラスが歪んで閉まらない等の損壊が生じている場合がある。市町村に働きかけ、職員の側から積極的に「住宅は壊れていませんか」と声をかけ、被災認定すること。その際、罹災証明書の発行を急ぐことは大事だが、被災者が納得できる被災判定をすること。液状化の宅地被害も住宅機能の損壊として判定すること。住宅被害は一部損壊13件（1/7現在）だが、被災者住宅再建支援制度は、市町村で10以上の全壊住宅がないなどでないと発動されない。要件緩和して、被災戸数や被災程度が小さくても支援対象となるようにすること。被災住宅に対し、見舞金制度を発動すること。</p>	<p>平時においては県から市町村に住家の被害認定に関する内閣府通知を共有するほか、研修会を開催するなどしており、また、災害時においては、発災後速やかに市町村説明会を開催し、内閣府の基準等に基づき適切に運用するよう働きかけている。今後も市町村と協力して、適切な運用に努めていく。</p> <p>令和8年1月6日島根県東部を震源とする地震については、発生2日後に対象自然災害として指定し、鳥取県被災者住宅再建等支援制度を適用している。</p> <p>また、県で制定している住家の被害に対する見舞金制度は、市町村または集落単位で、住家が全壊または半壊した世帯が10世帯または同様の被害を受けた者が40人以上に達した場合に発動することとしており、各市町村に対してこの度の発災後に制度周知したが、現時点で市町村からの要請はない。</p> <p>・防災体制整備事業（住家の被害認定・罹災証明業務の指導者育成事業） 400千円</p> <p>・救助費（見舞金支給事業） 900千円</p>
<p>④伯耆町道上細見3号線の石垣崩落は、個人宅の石垣ではあるが、道路の安全通行や住民の命に関するため、公的に対応すること。</p>	<p>伯耆町が、道路への被害拡大を防止するため、応急対応を実施し、通行止めとしている。</p> <p>鳥取県被災者住宅再建等支援制度において、住宅に重大な損害を与えるおそれのある擁壁等（石垣等を含む）を補助対象としており、活用可能である。</p> <p>【R7. 1月補正】</p> <p>・鳥取県被災者住宅再建等支援事業（被災住宅再建等支援事業） 90,000千円</p>
<p>⑤伯耆町道宇代線への落石は、早期撤去すること。また、更に町道横の山からの落石が懸念されるため、落石防止の手立てをとり企業局管理との関係を明らかにすること。</p>	<p>令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による伯耆町道溝口宇代線への落石については、伯耆町が行う道路災害復旧事業による舗装補修と併せて撤去する予定であるが、斜面に多数の巨石が残っていることから、町道は当面の間、通行止めとされる見込みである。</p> <p>今後の落石対策については、鳥取大学工学部の中村公一准教授と合同で実施した斜面調査の結果を踏まえ、治山事業による対策を検討していく。</p> <p>なお、斜面部分に企業局が管理している土地はなく、落石との関係はない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥お墓や灯籠が多数倒壊している。撤去や補修に対し支援すること。	被災による人口流出を防ぐ等の観点から県、市町村が協調して再建支援をしている住宅等とは異なり、倒壊したお墓や灯籠の撤去や補修は、所有者又は管理者等が実施すべきものであると考えている。
<p>⑦南部町の滝山水源の濁水による取水停止によって、約1千世帯・3千人の断水となっている。給水は始まったが飲み水として使用できない地域が今もあり、復旧の目途がたっていない。給水支援の継続と、自宅まで水を届けること。加えて今回の地震での住宅損壊数が一番多く出ている。以下住民等から要望が出ており、対応をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水地域の独居、高齢者世帯へのプッシュ型での飲用水の配布を支援すること。 ・断水によって休業を余儀なくされた飲食店等に対し、休業補償すること。 ・滝山水源のろ過装置などの設置の検討及び財政的支援をすること。滝山水源は、会見地域の約1,000世帯の水をまかなっているが、以前の地震の際にも水が濁り、1か月にわたり断水となったことがあった。震度3以上になると水が濁る状態であり、根本的な対策が求められている。汚濁の原因究明と常設のろ過装置などを設置し、水が安定供給できる体制を整えることが必要である。南部町とも協議し、対策や財政支援をすること。 ・壊れた食器等は不燃ごみ(月1回)だけでは対処できないため、対応すること。 ・屋根瓦、塀の補修を支援すること。 	<p>南部町で発生した一部地区の断水や飲用制限については、水道事業者である町が応急給水対応を行い、県も県内市町村からの給水車などの応援支援調整やペットボトル水の提供などの支援を行った。</p> <p>また、町災害ボランティアセンターから高齢者世帯や障がい者の自宅へペットボトルの配布が行われた。</p> <p>なお、1月8日に断水が解消され、1月13日には飲用制限も解除となった。</p> <p>地震により被害を受けた県内企業等に対しては、被災設備等の復旧に係る「地震災害企業復旧応援補助金」や、市町村との協調により最大3年間無利子となる「災害等緊急対策資金」により支援することとしており、休業補償は考えていない。</p> <p>滝山水源の汚濁の原因究明や対策の必要性については、水道事業者である町が今後検討していくものと考えている。県は検討時には技術的助言などを行うが、支援は考えていない。</p> <p>また、ごみの回収について、南部町からは、地震で壊れた食器や窓ガラスの処理に対し住民からの問い合わせが5件程度あるが、いずれも発生量は少なく、次回回収まで自宅での保管が可能な状況であり、通常の不燃ごみ(月1回)の回収で対処できると聞いている。</p> <p>なお、今後、発生量の増加により、住民から臨時回収の要望等があれば、南部町において回収方法を検討される予定とのことである。</p> <p>屋根瓦については鳥取県被災者住宅再建等支援制度、塀については、県産材を活用した場合はとっとり住まいる支援事業の対象となる。</p> <p>【R7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県被災者住宅再建等支援事業 (被災住宅再建等支援事業) 90,000千円 ・地震災害企業復旧応援補助金 20,000千円 ・地震災害復旧対応特別金融支援事業 2,843千円(融資枠:10億円)
⑧鳥取県済生会境港総合病院の水漏れや壁のひび割れの修復を支援すること。今後被災した際、透析患者の対応をどうするのか、早期透析再開の手立てを改めて確認すること。	<p>地震等の自然災害により被災した病院の復旧費用については、国から直接補助される「医療施設等災害復旧費補助金」の活用を進めていく。</p> <p>引き続き、透析医療機関を専門とする災害医療コーディネーターの配置や県、県透析医会・各透析医療機関、県腎友会等による連携体制の強化、透析医療機関のBCP策定支援等により、災害時の透析医療の維持・早期透析再開を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行政費(災害医療対策推進費) 3,564千円
⑨日南病院の配管のズレの修復を支援すること。	地震等の自然災害により被災した病院の復旧費用については、国から直接補助される「医療施設等災害復旧費補助金」の活用を進めていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩介護施設・障がい福祉サービス、児童福祉施設などの破損箇所の修復を支援すること。</p>	<p>被災した介護施設・障がい福祉サービス事業所・児童福祉施設等の復旧経費支援制度を令和7年度1月補正予算で創設し、令和8年1月9日に申請受付を開始した。</p> <p>【R7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等災害復旧費補助事業 45,000千円 ・障がい福祉施設等災害復旧費補助事業 15,000千円 ・児童福祉施設等災害復旧費補助事業 5,250千円
<p>⑪農林水産関係施設の破損箇所の修復や液状化の災害復旧を支援すること。県のしっかり守る農林基盤交付金の活用や農家負担率の軽減をはかること。</p>	<p>農地や農業用施設等の復旧については、農林水産業共同利用施設復旧応援事業やしっかり守る農林基盤交付金等で支援する。</p> <p>【R7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業共同利用施設復旧応援事業 100,000千円 ・地震災害農業施設復旧支援事業 10,000千円 ・農業施設等災害復旧資金支援事業 (債務負担行為) 9,750千円 (融資枠: 1.5億円) ・耕地災害復旧事業 100,000千円 ・林道施設災害復旧事業 70,000千円 <p>【R8当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕地災害復旧事業 687,561千円 ・しっかり守る農林基盤交付金 202,500千円
<p>⑫酒瓶の損害や商店の損傷等の中小事業者に対し、以前の災害時にも発動した再建支援金や無利子無担保の融資制度を発動すること。</p>	<p>地震により被害を受けた県内企業等に対しては、被災設備等の復旧に係る「地震災害企業復旧応援補助金」や、市町村との協調により最大3年間無利子となる「災害等緊急対策資金」により支援する。</p> <p>【R7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害企業復旧応援補助金 20,000千円 ・地震災害復旧対応特別金融支援事業 2,843千円 (融資枠: 10億円)
<p>⑬学校は公私立問わず、破損箇所の修繕を支援し、児童・生徒が安心して学べる環境を整えること。</p>	<p>県立学校については、被災箇所の復旧に向けて手続きを進めているところである。また、国に対して早期復旧に係る支援を要望しており、市町村へも国補助の情報提供などを行っているところであり、引き続き早期復旧に向けて取り組んでいく。</p> <p>私立学校については、復旧経費支援制度を令和7年度1月補正予算において創設した。</p> <p>【R7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な県有施設災害復旧事業 350,000千円 ・私立学校災害復旧費補助事業 3,000千円
<p>⑭まだ地震発生の懸念があるため、島根原発は被害がでるまで待つのではなく、災害予防のため、直に停止するよう求めること。</p>	<p>島根原子力発電所2号機は、基準地震動を含め、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査で適合すると認められ、設置変更許可を受けている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑮今後の降雪による雪害との二重被害とならないよう対策を講じること。	今回の地震において、特に揺れが大きかった地域においては、降雪や融雪による住家被害等の発生や拡大が懸念されるところであり、県民への注意喚起を行うとともに早期の震災復興に取り組んでいく。
(2) 液状化のハザードマップ作成と計画的に防止対策の工事を実施すること。	液状化のハザードマップは平成30年に作成し、とっとりWebマップや県ホームページで公開しており、工事実施にあたって活用していただけるよう引き続き周知していく。
(3) 災害対策やメンテナンス対策率が、治山砂防28.7%、土砂災害危険箇所28.5%、山地災害危険箇所36.3%、道路防災要対策箇所70.8%、橋梁対策47%等となっており、対策を急ぐこと。	<p>災害・メンテナンス対策については、国の補助事業や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を積極的に活用し、土砂災害危険箇所の要対策箇所や道路防災要対策箇所の整備、土木インフラの老朽化対策を行っているところであり、要対策箇所の対策の継続を令和8年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業間連携砂防等事業（通常砂防事業） 462,476千円 ・事業間連携砂防等事業（火山砂防事業） 84,200千円 ・大規模特定砂防等事業（通常砂防事業） 95,000千円 ・大規模特定砂防等事業（火山砂防事業） 113,000千円 ・砂防メンテナンス事業 748,500千円 ・まちづくり連携砂防等事業 250,000千円 ・防災・安全交付金（通常砂防事業） 692,850千円 ・防災・安全交付金（火山砂防事業） 91,000千円 ・防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業） 373,600千円 ・防災・安全交付金（地すべり対策事業） 75,000千円 ・治山事業（県土） 730,000千円 ・農山漁村地域整備交付金（治山） 450,000千円 ・防災・安全交付金（災害防除） 325,000千円 ・土砂災害対策道路事業 161,000千円 ・道路メンテナンス事業 1,586,000千円
(4) 国指針の約6割しかない常備消防体制の充実に、県も支援すること。	常備消防は市町村の業務であり、本県では各広域行政管理組合・広域連合において、地域の実情に応じて必要な職員数を配置されている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【物価高騰対策・税制】</p> <p>(1) 消費税廃止に向け、緊急の5%減税、インボイス制度の廃止を国に求めること。また、赤字でも消費税は納めなければならない、消費税が払えなくて倒産という事態を防止するため、納税困難な事業所に対し納税の減免特例を講じるよう国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。国において、インボイス制度への移行にあたって免税事業者税負担の軽減や発注者等への注意喚起による取引環境の整備等の支援を行っており、本県では、インボイス制度への移行により混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望している。</p> <p>税の減免措置は租税債権を放棄し消滅させる行政処分であることから要件の設定適用は慎重に検討すべきであり、また、線引きによりかえって不公平が生じる恐れもあることから、まずは給付で対応するのが望ましく、国において租税や給付等の制度全体の設計の中で検討されるべき問題と考える。</p> <p>なお、納税が困難な者への猶予については、納税者の実情に応じて猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。</p>
<p>(2) 給与所得者の所得税の課税最低限が引き上げられたが、住民税についても課税最低限を引き上げるよう国に求めること。</p>	<p>令和8年度税制改正大綱において、給与所得控除の最低保障額が所得税と住民税で同額引き上げられたが、基礎控除の最低保障額引き上げは所得税のみとなったところである。</p> <p>所得税が所得再分配的性格の応能課税であるのに対し、住民税は地域社会の会費的な性格の応益課税となっており、両税の控除額の最低保障額は制度の根幹に関わることから、国において総合的に検討されるべきものであり、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>
<p>(3) 高齢者の公的年金等控除を引き上げ、高齢者の住民税の非課税限度額を復活させること。</p>	<p>高齢者の公的年金等控除額は、これまで「世代間・所得間の公平性」や「働き方の多様性」等の観点から見直され、また、高齢者の住民税の非課税限度額となっていた老年者控除については、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求め、世代間の税負担の公平を図るため、平成17年分以降の所得税及び18年度課税の個人住民税から廃止されたところである。</p> <p>課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>
<p>(4) 介護保険の要介護認定を受けている方が、障害者控除の認定が受けやすくなるよう、制度を周知するなど運用改善を図ること。</p>	<p>要介護認定を受けている方の障害者控除に係る手続き等については、各市町村において周知が図られていると認識している。</p>
<p>(5) 個人情報管理し、庶民の課税強化と社会保障給付の削減を狙う「マイナンバー制度」の廃止を国に求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、国民の利便性向上や行政の効率化等のための重要なデジタル社会インフラであり、国に対して廃止を求めることは考えていない。</p>
<p>(6) 家族従事者に支払った賃金を「損金」扱いすることを認めていない所得税法56条を廃止し、家族の働き分を経費として認めるよう国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 農業用機械、漁船などの燃料に係る軽油引取税などの減免措置を恒久化すること。</p>	<p>農業を営む者の動力耕うん機等の動力源に供する軽油など、特定の用途に供される軽油に係る軽油引取税については、政策的配慮等の観点から地方税法上、時限的な課税免除措置がとられており、国において3年ごとに取扱いが検討されているため、動向を注視していく。</p>
<p>【賃金・労働・雇用】 (1) 高市政権は時給1,500円の目標の旗を降ろした。しかし最賃引き上げは重要である。全国一律最低賃金時給1,500円(月額24万円)の今すぐ実現、1,700円(月額25万円)を目指すよう国に求めること。そのためにも、中小企業への賃上げ直接支援を国に求め、県でも直接支援すること。物価高騰に賃金アップが追い付いておらず、現在の県の生産性向上の設備投資の一部を補助する賃上げ支援のやり方では、実績が600件程度と、県下1万8千社のわずかである。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。 なお、持続的な賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県ではこれを「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」により支援しているため、直接支援のような一時的な対策の実施及び国への要望は考えていない。</p>
<p>(2) 介護・障がい・保育等福祉労働者の賃金は、他職種と比べても低い水準に置かれたままであり、人手不足が深刻である。処遇改善・賃上げのための支援を国・県で実施すること。</p>	<p>令和8年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として2.03%増額となる予定であるが、令和9年度報酬改定に向けて更なる処遇改善に繋がるよう国に要望していく。また、目下の賃金上昇に直面し、厳しい状況にある介護事業所を支援するため、国の「医療・介護支援パッケージ」に基づき、賃金の引上げや生産性向上を図る介護事業所への支援事業を令和7年度12月補正予算において措置している。 障がい分野職員の賃金は、これまでの支援等により改善してきているものの、他産業と比べまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあることは認識している。 こうした状況を踏まえ、国の経済対策予算を活用した令和7年度12月補正予算において、職員1名当たり月額10千円相当の処遇改善支援の予算を措置した。さらに、国は、令和8年度臨時報酬改定として1.84%の増額を予定しており、その動向を注視していく。 【R7. 12月補正】 ・介護職員処遇改善支援事業 1,092,000千円 ・障がい福祉職員処遇改善支援事業 176,985千円</p>
<p>(3) 日本のフルタイムの労働時間は、ヨーロッパに比べても年間300時間程度長く、いまなお「過労死」が大問題となっている。政府が検討しようとしている労働時間規制の緩和の中止を求めること。</p>	<p>高市首相は労働時間規制緩和について、実態調査結果を踏まえ、心身の健康維持と従業員の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方を多角的に検討すると表明しており、今後の国における議論を注視していく。</p>
<p>(4) 「1日7時間、週35時間労働制」への速やかな移行を国に求めること。労働時間の短縮で、家庭生活や子育てと仕事の両立による「自由な時間」が確保できるようにすること。</p>	<p>令和6年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業や自動車運転業にも適用されるなど、長時間労働是正は国において着実に進められており、国に法定労働時間の一律短縮を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 時間外労働の上限は、「特別な事情」がある場合「月100時間未満」と、過労死基準を超える残業が容認されている。時間外労働は、例外なく「週15時間、月45時間、年360時間」に規制するよう国に求めること。県職員も同様に改善すること。また、厚労省の通達文書には、「管理監督者であっても、労働基準法により保護される労働者になりなく、労働時間の規定が適用されないからといって、何時間働いても構わないということではなく、健康を害するような長時間労働をさせてはならない」と明記されている。県職員の管理職も長時間労働を是正すること。</p>	<p>令和6年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業や自動車運転業にも適用されるなど、長時間労働是正は国において着実に進められており、国に「臨時的な特別な事情がある場合」の例外規定撤廃を求めることは考えていない。</p> <p>また、県職員の時間外勤務の上限は、国の取扱いに準じており、見直しは考えていない。なお、管理職は時間外勤務時間の上限規制の対象外であるが、各管理職の毎月の労働時間実績を各部主管課と情報共有し、管理職であっても健康を害するような長時間労働とならないよう働きかけている。</p>
<p>(6) 連続11時間の勤務間インターバル制度の導入を国に求めること。</p>	<p>平成31年4月から労働時間等設定改善法に基づき勤務間インターバル制度の導入が事業主に努力義務化されており、制度導入に取り組む中小企業を国が助成金で支援するなど推進を図っているため、改めて国に求めることは考えていない。</p>
<p>(7) 鳥取労働局が行った2024年度の事業所検査では、違法な時間外労働が3割を超えていた。サービス残業の罰則強化を国に求めること。</p>	<p>鳥取労働局は事業所への監督指導を令和5年度の247事業所から令和6年度334事業所と大幅に増加させており、適切に監督指導の強化が図られていると考えているため、罰則強化を国に求めることは考えていない。</p>
<p>(8) 労働時間規制の保護から全面的に労働者を適用除外する、「高度プロフェッショナル制度」の廃止を国に求めること。</p>	<p>高度プロフェッショナル制度は、時間でなく成果で評価される働き方を望む専門職向けの柔軟な働き方と生産性向上を目指すものであり、その導入にあたっては職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たすことや、労使委員会の決議及び労働者本人の同意、年間104日以上の休日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることなど労働者保護のための複数の義務が定められており、廃止を国に求めることは考えていない。</p>
<p>(9) 非正規の正規化を促進するとした改正労働契約法の趣旨を生かし、公務現場でも5年を迎えた会計年度任用職員の正規化（無期雇用への転換）を進めること。</p>	<p>地方公務員には労働契約法の適用がなく、また会計年度任用職員に対する公募によらない再度の任用回数に係る制限を撤廃することについては、募集・採用にあたっての均等な機会の確保という点で、地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触することとなる。</p>
<p>(10) 県庁の「受付業務」は、臨時的・一時的な業務ではなく恒常的に必要な仕事であるため、派遣労働ではなく、正職員とすること。</p>	<p>県庁本庁舎の総合受付窓口業務については、従前、非常勤職員対応としていたものを平成27年度から労働者派遣契約に切り替えて業務を行っており、業務内容は、派遣職員による対応が可能なものである。</p>
<p>(11) 公契約条例（賃金条項を有する契約条例は全国33自治体ある）を制定し、県が発注する事業者との間で、生活できる賃金等人間らしく働くことができる労働条件を定めること。</p>	<p>賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。</p> <p>本県では、既に最低制限価格制度を設けているほか、発注にあたっては物価上昇を適切に価格に転嫁するとともに、県との契約に係る受注者からの相談があった場合は適切に対応するよう周知をしているところであり、引き続き適正な労働条件の確保に努めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(12) フリーランスやギグワーカーなど「雇用関係によらない働き方」が、特に若い方に急増しているが、その労働者性を認め、労働法制、労働時間規制、最低賃金適用の対象とするよう国に求めること。	フリーランスは「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る」事業主であることが原則であり、また、ギグワーカーは雇用契約を結ばず単発・短時間の仕事をする働き方であることから、一律に労働法制の対象とするよう国に求めることは考えていない。なお、フリーランスとして業務委託契約を締結していても、労働者性が認められると判断され、実態として「労働者」に該当する場合は、労働関連法令が適用される。
(13) プラットフォームを介して短時間・単発で働くスポットワーク（スキマバイト）が急速に広がり、県も補助金を出すなどして推奨しているが、全国的にも契約時と実際の労働条件が異なるなどのトラブルが多発している。県補助金事業において、労働法制の厳格な適用を求めること。	スポットワーク導入支援補助金は、新たな雇用を創出し、地域経済の振興及び県内事業所の人手不足解消に寄与することを目的に令和7年度に制度化したが、対象事業者には労働関係法令を遵守する旨の誓約書を提出させるなど円滑な制度の実施に努めている。
(14) 違法解雇であっても使用者が一定の金銭を払えば雇用契約を終了できるという「解雇の金銭解決」は、不当解雇を合法化するものであり、導入しないよう国に求めること。	「解雇の金銭解決制度」については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
(15) 福助やジャパンディスプレイからの離職者の多くが再就職できないままとなっている。離職元企業に対し再就職支援を強く求め、県も手立てをとること。	労働移動受入奨励金を活用した県内企業への再就職支援に加え、求職者と求人企業のマッチングにつなげる企業説明会や求職者が見学を希望する企業に就業支援員が同行する企業見学の実施など、担当制による就職相談から職業紹介までの一貫した伴走支援により関係機関等と連携しながら引き続き再就職支援を行っていく。 ・鳥取県立（鳥取・倉吉・米子・境港）ハローワーク管理運営事業 90,762千円 ・労働移動緊急対策事業 14,800千円
【中小業者支援】	一時的な給付金ではなく、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金など、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策により、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。
(1) 物価高騰や賃上げの環境に対応できるよう、コロナ禍の時のような、個人事業主や小規模事業者に対する給付金制度を創設すること。	
(2) 町工場や商店の固定費負担（機械リース代や家賃など）への直接補助制度を創設すること。	固定費負担のための一時的な直接補助ではなく、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。
(3) 50万円程度の少額の緊急小口資金貸付制度を創設すること。	県制度融資において、小規模事業者向けの小口融資などを設けており、少額の緊急小口資金貸付制度を創設することは考えていない。
(4) 「小企業振興条例」を制定すること。また条例にもとづく施策推進のため、小規模事業者で構成する「小企業振興会議」を設定し、小企業の声が反映できるようにすること。	小規模事業者の振興の趣旨も盛り込む鳥取県産業振興条例がある中で、小規模企業に特化した条例を重ねて設ける考えはないが、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。
(5) 全国でも広がっている群馬県高崎市のような「まちなか商店リニューアル助成事業」を鳥取県でも創設すること。個々の商店の改装や店舗の備品を助成し、空き店舗対策をすすめること。	店舗の改装等については、産業未来共創補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）による新たな取組や生産性向上等としての個店への支援のほか、まちなか振興の観点からの市への補助（まちなか振興ビジネス補助金）などを通じて、商店街振興組合等への支援も行うことで、空き店舗対策につなげていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 生活圏単位に、食料品や日用品の買物ができる商店が立地できるよう県が支援すること。</p>	<p>生活圏における店舗の立地については、まちづくりの観点から市町村が主体的に取り組むべき問題であるが、県は店舗の経営の維持や安定化に向けた支援を行っていく。</p> <p>また、買物環境の維持・確保に係る市町村に対する支援として、各市町村の策定する買物環境確保推進計画に基づき、各地域それぞれの実情にあった対応策へ柔軟に支援を行っているところであり、今後も継続して支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業自立サポート事業（制度金融費） 1, 148, 176千円 ・産業未来共創事業（生産性向上・事業承継支援） 411, 021千円 ・地域の暮らしを支える買物環境確保事業 70, 000千円
<p>(7) 「小規模工事登録制度」を復活させること。</p>	<p>県庁舎等の小規模修繕等は、一定の技術水準を確保するために鳥取県建設工事入札参加資格業者であることを条件として発注している。発注にあたっては、原則として有資格業者の中から順に選定することで、小規模工事登録制度の目的である受注機会の均等化が担保できているため、登録制度は不要と考えている。</p>
<p>(8) 中小企業庁からも求められている、信用保証協会の代位弁済に対する県損失補填の求償権放棄条例を制定すること。</p>	<p>代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県が回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄するような条例の制定は考えていない。</p>
<p>【子育て・教育・若者】 (1) 鳥取県独自の給付制奨学金制度を創設すること。鳥取県育英奨学金の返済減免の対象を、生活困窮者にも拡大すること。</p>	<p>給付型奨学金制度については、国において大学生等に対する給付型奨学金制度が実施されており、また、高校生等奨学給付金については、令和8年度から対象を中所得世帯まで拡大するなど、随時見直しが行われており、県独自の給付型奨学金制度の創設は考えていない。</p> <p>また、鳥取県育英奨学金の返済にあたり、生活保護受給者や低所得者に対しては、災害・傷病・失業その他やむを得ない理由により返還が困難な場合に、相当の期間、返還を猶予することを可能としており、返済免除の要件を拡大することは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等奨学給付金事業 358, 524千円
<p>(2) 独立行政法人大学の運営費交付金が削減され続け、学費を引き上げる大学が出ている。鳥取大学に対し学費引き上げをしないよう求めること。公立鳥取環境大学において、入学金制度（他の先進国にはない制度）の廃止を求めること。</p>	<p>国に対しては、令和7年8月に修学支援新制度の拡充など、高等教育費の負担軽減について更なる支援策を講じることを要望するとともに、令和7年11月に、財政支援措置を要望した。</p> <p>鳥取大学の授業料については、大学が考えられるべきものであるが、大学の状況を注視する。</p> <p>また、公立鳥取環境大学の入学金については、国において令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等が無償化されたことに加え、引き続き、高等教育費の負担軽減に向けて必要な検討を進めるとされていることから、国の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(3) 私立高校授業料無償化は、入学金や施設整備費なども無償にすること。	<p>入学金や施設整備費については、各校の判断において徴収されるべきものであり、新たな支援は考えていない。なお、県内の私立中・高校に在学する非課税世帯等の生徒に対し、国の「高等学校等就学支援金」に加え、引き続き、本県独自の上乘せ支援を実施できるよう令和8年度当初予算案において検討している。</p> <p>・私立高等学校等就学支援金支給等事業（総合支援金） 24,431千円</p>
(4) 学校給食費は小学校だけでなく中学校、特別支援学校も全て無償化すること。	<p>公立小学校及び特別支援学校小学部における学校給食費の負担軽減については国の支援制度の概要が示されたところであるが、中学校における負担軽減についても国の責任において早期に実現し、確実に財源措置を行うよう今後も引き続き要望していく。</p> <p>なお、中学校の給食については設置者である市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施されているところであり、県が負担することは考えていない。特別支援学校においては、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して高騰分を支援するなど、引き続き保護者負担の軽減を図っていく。</p> <p>・県立特別支援学校給食費等負担軽減事業 13,100千円</p>
(5) 義務教育の教材費や高校のタブレットを無償化すること。	<p>学校における補助教材及び通学用服等の学用品の購入については、国の通知等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう各市町村教育委員会に周知を図り、取り組んでいただいていることから、県独自に支援することは考えていないが、高校生の端末購入に係る支援の充実を令和7年8月に国へ要望しており、引き続き要望していく。</p> <p>また、経済的な理由により高等学校等への進学を断念することがないように、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金制度を設けている。</p> <p>・高校生等奨学給付金事業 358,524千円</p>
(6) 「義務教育の就学援助」や「高校生等奨学給付金」の額を県も上乘せして充実させること。	<p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされており、県による上乘せは考えていない。</p> <p>また、国において、いわゆる高校無償化の取組が進められているところであり、令和8年度からは、高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃するとともに、高校生等奨学給付金の対象が中所得世帯まで拡大されることとなっている。</p> <p>・高校生等奨学給付金事業 358,524千円</p>
(7) 国の35人以下学級の支援を活用し、鳥取県は今年度小学校の全学年が30人以下学級となった。いよいよ来年度から中学校も30人以下学級にすること。	<p>中学校の更なる少人数学級については、市町村の意見を十分に聞きながら検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(8)「不登校」への対応について</p> <p>①不登校は子どものせいではない。様々な理由で子どもの心が折れた状態であり、学校や社会の中で違和感を抱え、傷つき、我慢を重ねたすえに、登校できなくなっている。学習支援も必要だが、学習中心では子どもを追いつめる。一番必要なのは「休養」や「心の傷からの回復」である。子どもが安心できる居場所を民間の力も借りながら広げ、人が配置できる運営費支援をすること。</p>	<p>本県では、家庭でも学校でもない第3の居場所として学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、相談支援、食事の提供に加え、専門職による、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう支援拠点づくりに取り組む市町村に対して、運営経費を助成しており、引き続き支援していく。</p> <p>また、様々な理由で学校に行きづらくなった児童生徒に対し、市町村設置の教育支援センター（小中学生対象）が11箇所設置されているほか、県も教育支援センター（高校生年代対象）を3箇所設置している。加えて「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠しているフリースクールを13施設認定しており、運営費の支援を行うとともに、県・市町村設置の教育支援センターと認定フリースクールとの合同研修や連絡会を開催するなどしており、引き続き児童生徒の支援に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策総合支援事業 47,274千円 ・不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業 4,788千円 ・不登校対策事業 76,657千円
<p>②不登校特例校（学びの多様化学校）を、すべての自治体で分校方式を含め開設すること。特例校以外の学校でも、子どものペースに合わせた学びとなるよう改善すること。</p>	<p>誰一人取り残されない学びの保障を目指し、小・中学校に校内サポート教室の設置を進めてきている。また、市町村の教育支援センターや、民間のフリースクールなど、不登校児童生徒にとって多様な居場所が用意されているところであるが、特別な教育課程が組まれた学校という空間で、学びや活動を共有できる「学びの多様化学校」についても、子どもや保護者のニーズの把握を含めて市町村と話し合いを進めていく。</p> <p>加えて、各学校における「個別最適な学び」に関する授業づくりの取組については、引き続き推進を図っていく。</p>
<p>③不登校に関する情報や支援策を保護者にわかりやすく伝えること。</p>	<p>不登校支援に関する主な情報については、現在、生徒支援教育相談センターのHP、鳥取教育ポータルサイトに掲載している。また、保護者向けの情報をまとめたリーフレットを現在作成中であり、令和7年度中に電子データ送付や紙媒体、ホームページ等で周知する予定である。</p>
<p>④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、小・中・高校の全校に配置すること。</p>	<p>スクールカウンセラーについては、県内公立学校すべてに配置している。スクールソーシャルワーカーについては、県立学校すべてに配置している。市町村立学校については市町村がスクールソーシャルワーカーを配置しており、現在1つの自治体を除き配置されている。配置のない市町村においても福祉部局と教育委員会との連携による支援が行われている。</p>
<p>⑤フリースクール費用の完全無償化、交通費支援を充実させること。学習中心でない居場所の通学費も無償化すること。来年度実施の「給食費無償化」を各施設でも実施すること。</p>	<p>フリースクールの授業料支援については、令和7年度に拡充したところであり、無償化は考えていない。教育委員会による認定がなされていないフリースクールへの通学費の支援については考えていない。また、給食費の支援についても考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業（鳥取県不登校児童生徒支援事業） 13,160千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥不登校が急増する中、親の「不登校離職」が問題となっている。不登校は介護休業（通算93日まで、賃金保障あり）の対象であることを保護者に周知すること。介護休業制度を1年間に延長し、育児休業と同様に社会保険料の本人負担を免除し、休業中の給付の充実、年単位の「不登校休業制度」となるようにすること。</p>	<p>令和7年4月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認義務付けなどの拡充が図られており、今後の制度拡充についても国の動向を注視していく。なお、保護者から不登校に係る相談に併せ、就労に関する相談があれば当該制度について紹介していく。</p>
<p>(9) 学校が忙しすぎる。子どもにあわせたカリキュラムに「学習指導要領」の内容を変更できるようにし、次期学習指導要領（2030年実施予定）では、学習内容を精選し、授業時間数を減らし、現場の創意工夫を大幅に認める方向での抜本的な見直しを、国に求めること。</p>	<p>令和7年9月に出了された、学習指導要領の改定にあたり、中央教育審議会が一定の議論を経た後、今後さらに議論すべき論点をまとめた「論点整理」では、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方のひとつとして「多様性の包摂」を掲げ、多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すことが示されている。</p> <p>具体的には、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設や、高等学校段階における単位制度の柔軟化等が挙げられ、標準授業時数の弾力化が学校の判断で可能となる方向で検討がなされている。</p> <p>県としても、国の検討の方向性に沿って、子どもたちや学校、地域の実態を踏まえた柔軟な教育課程の編成・実施について支援していく予定である。</p>
<p>(10) 市町村・学校・教師・子どもを競争に巻き込む、全国学力学習状況調査、とっとり学力学習状況調査は中止すること。</p>	<p>文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としているものであり、順位付けや子ども達を競わせることを目的としているものではない。</p> <p>県としては、「全国学力・学習状況調査」のデータから県内の児童生徒の学力・学習状況を適切に把握・分析して教育施策の成果と課題を検証し、外部有識者の助言を受けながら児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善のために今後も活用していきたいと考えている。</p> <p>また、県独自調査である「とっとり学力・学習状況調査」では、前年までの自分の結果と比較した学力の伸びや、学力を支える力についても調査している。一人一人の学力の伸びや学力を支える非認知能力等の状況を経年で把握し、学力を確実に伸ばすための個に応じた教育を進めていくにあたり重要な調査であることから、今後も有効活用を図っていきたいと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(11) 学校の校則は、子どもたちが自主的に決定するようにし、人権侵害の校則はなくすこと。	<p>令和4年12月に改訂された生徒指導提要において、校則の在り方について、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいとの方針が示されたことから、各県立高校へ通知するとともに校長会の指示連絡等を通して校則の見直しを継続して依頼している。これを受け、生徒がスマートフォン及びネット利用の決まりを定めた例（境港総合）や生徒（会）が中心となり校則等の見直しを図った例（鳥取西、八頭、米子東、境）など、生徒の意見等を反映した上で校則等の見直しを行う例が増えている。</p> <p>また、児童生徒の参画による校則の見直しは、児童生徒の主体性を培う機会となることから、学校や地域の実情に応じて取組を進めていくよう各市町村教育委員会を通じて各学校へお願いしている。特に中学校においては、生徒や保護者からの意見を受けて校則の見直しを進めたり生徒会が主体となり校則を見直したりする学校もあり、県内でも取組は広がってきていると認識している。</p>
(12) 規制をしているが今も教員の時間外労働がある。教員の一日の持ち時間数の上限を4コマとなるよう、教員を計画的に増員すること。	<p>給特法等一部改正法附則においては、令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標として明記されており、令和6年度実績において、本県では既にこの目標を達成しているものの、引き続き、学校現場における働き方改革の取組を推進していく。</p>
(13) 公立学校の教員の残業に対する手当は、10%の調整費ではなく、残業代を支払い、長時間労働を是正すること。	<p>また、国に対しても、「教員の処遇改善」のみならず、「学校における教員の働き方のさらなる加速化」「指導・運営体制の充実」を一体的・総合的に推進するよう、令和7年7月にも教職員定数の改善などの要望を行ったところであり、引き続き働きかけていく。</p>
(14) 公立・私立での非正規教職員の正規化と待遇改善を進めること。	<p>今後の児童・生徒数の減少に伴う必要教員数の減少及び年度中途の学級数の変動等への対応などを踏まえると、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上やむを得ないものであると考えている。</p>
(15) 国の「幼保の無償化」は、3～5歳と、住民税非課税世帯の0～2歳に限定され、0～2歳の保育料、3歳児以上の給食費が子育て世帯の負担となっている。所得制限なく、0歳～就学前の全ての子どもの保育料と給食費を無償化すること。	<p>0～2歳児を含め幼児教育・保育の完全無償化を実現するよう、またその検討にあたっては副食費についても無償化の対象とするよう、令和7年8月に国へ要望を行っており、今後も継続して国へ要望していく。</p>
(16) 保育士の配置基準の改善が進むよう、保育士の処遇改善とセットで進め、他産業平均賃金に追いつくよう県独自に保育士給与助成を実施すること。1歳児の保育士配置は、加配によって6：1から5：1に改善できるようになったが、要件が厳しくて使えない。加配ではなく配置基準そのものを改善するよう国に求めること。県の乳児加配は、公立園も活用できるようにすること。	<p>令和7年8月及び11月に、保育士の処遇改善並びに1歳児配置改善加算の要件撤廃及び人材確保の状況を踏まえた配置基準見直し（6：1→5：1）を国に対して要望し、令和7年4月に遡っての5.3%の処遇改善が示されているところであり、今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>また、乳児保育への加配制度について、公立園は運営費が地方交付税によって措置されており年度当初から柔軟な職員配置を行いやすい環境にあることから、対象とすることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(17) 認可外であり、累次の保育士処遇改善策の対象外とされてきた、院内保育所の保育士の処遇改善を県として実施すること。</p>	<p>病院に従事する職員の離職防止及び再就業促進を目的として、病院内で保育施設を運営する病院への補助（保育士の人件費見合い）を行っている。令和8年度は、国の標準単価の増額があったことから補助基準額を増額することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分） <p style="text-align: right;">21,148千円</p>
<p>(18) 来年度本格実施される「こども誰でも通園制度」は、子どもの安心・安全が軽視され、預かる保育所の負担が大きいと懸念の声がある。少なくとも事前面談を行い、専用室に専用の保育士を配置するなど、子どもの安心安全が確保できるようにすること。現在ある一時保育を充実し、手厚い保育が受けられるようにすること。</p>	<p>こども誰でも通園制度の実施に当たっては、国が定める基準により各施設初回利用時の事前面談の実施が定められている。また、職員の配置基準についても、国が定める基準に基づき市町村認可のもと実施されることから、子どもの安心安全を確保して実施できるものとする。また、こども誰でも通園制度と一時保育は事業趣旨が異なるものであり、市町村において保護者のニーズに応じた適切な支援がなされるよう、円滑な事業実施に向けて支援していく。</p>
<p>(19) 学童保育の待機児童が発生している。子どもの生活の場にふさわしくなるよう、ガイドラインで示されているように、少なくとも1クラブの人数は40人以下となるようにし、学童保育の増設、教室の間借りではなく専用室・専用施設化を進めること。学童保育料の軽減制度を創設すること。複数人でなくてもよいとした指導員配置の規制緩和を撤回し、処遇改善を進めて常時複数配置が可能となるようにすること。</p>	<p>放課後児童クラブの設備及び運営については、待機児童の状況や国が定める参酌基準を踏まえて各市町村が基準条例や学童保育料を定めており、県としては、事業の実施主体である市町村の判断を尊重しつつ、国の交付金を活用して引き続き必要な支援を行っていく。また、放課後児童支援員の処遇改善については、令和8年度こども家庭庁当初予算案において国補助事業の拡充が示されていることから、その活用について市町村に周知していく。</p>
<p>(20) 児童相談所の相談や一時保護の多くが外部委託されているが、県の児相で専門的に対応できるよう体制の抜本的強化を図ること。児童福祉司を増員すること。一時保護所での子どもの学校通学や持ち物の制限は、機械的にせず、被害から子どもを守ることと一体に子どもの意見を尊重して対応すること。</p>	<p>本県では、児童相談所が対応すべき相談の外部委託は行っていない。</p> <p>一時保護は、その目的や子どもの状況等を踏まえ、支援内容や場所を決定するため、外部に委託して一時保護を実施することが適当と判断した場合は、子どもの養育支援に関して専門性を有している乳児院や児童養護施設等に委託している。</p> <p>本県の児童相談所一時保護施設は、従前から一時保護児童の原籍校への通学支援に積極的に取り組んでおり、国からも先駆的な取組として評価されている。また、生活上のルールや子どもの持ち物等への取扱いについては、合理的な理由がない限り制限を設けない運営を実践している。</p> <p>なお、本県ではすべての児童相談所へ国配置基準以上の児童福祉司を配置するなど体制強化を進めており、現場の実情を勘案しながら、今後も引き続き必要な対応を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営費（児童相談所体制整備事業） <p style="text-align: right;">52,813千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(21) 男性の育休取得がすすむよう、代替要員確保も含めた企業支援金を大幅アップすること。	<p>代替要員の確保や育休取得職員の同僚職員に対する応援手当支給を行った企業にシン・子育て王国とっとり男性育児休業取得応援奨励金を支給し、男性の育休取得を促進している。</p> <p>令和8年度当初予算案においては、県内企業の人事担当者等の意見を参考に、より柔軟に運用できるよう制度の改正を検討しているところであるが、支援金単価の引上げについては考えていない。</p> <p>・共育て・みんなで子育て応援事業（企業の子育て支援環境整備に係る奨励金） 2,500千円</p>
(22) 「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利保障を全面的にすえた取組の促進を図ること。	<p>令和6年3月に制定した「シン・子育て王国とっとり計画」において子どもを権利主体とし、こどもの権利保障を前面に据えた取組を促進することを明記しているところであり、こどもの権利保障を目的とした条例を制定することは考えていない。</p>
(23) 「子どもの貧困」の改善へ、数値目標を明確にし、家計支援の給付金制度を創設すること。	<p>子どもの貧困の改善に向けて、「シン・子育て王国とっとり計画」において、県全体の19歳以下の人数に占める生活保護の被保護者の割合の減少（令和5年度：0.61%⇒令和10年度目標：0.4%）を数値目標に掲げている。</p> <p>児童手当に加え、世帯の状況に応じて児童扶養手当等があり、児童扶養手当は毎年、国の基準の見直しが行われ、対象者に適切に支給されていることから新たな給付制度の創設は考えていない。</p>
(24) ひとり親家庭、特に母子家庭の所得が低すぎる。生活費支援を充実すること。児童扶養手当の支給額を第1子から抜本的に拡充するよう国に求め、年6回の支払いを毎月に変更すること。父子家庭にも支援は必要であり、所得制限を撤廃し子育て・生活支援を受けやすくすること。	<p>児童扶養手当の支払回数は令和元年に年3回から6回（奇数月）に見直され、児童手当の支払回数も、令和6年に年3回から6回（偶数月）に見直されており、毎月の途切れない支援を実施している。</p> <p>児童扶養手当の判定基準となる所得制限限度額についても、令和6年から引上げが行われたところであり、引き続き国の動向を注視していく。</p>
(25) 「共同親権」は、父母間の合意がなくても家庭裁判所が判断して強制し、子どもの利益を侵害してしまう重大な問題がある。DV・虐待ケースでは、専門家が意思確認する仕組みをつくるよう国に求めること。	<p>令和8年4月1日から、離婚後は、共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることもできるようになるが、裁判所は個別の事案ごとに事実を総合的に考慮して、「虐待のおそれがあると認められるとき」「DVのおそれその他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」は、必ず単独親権の定めをすることとされており、国の動向を注視していく。</p>
(26) 養育費を行政が立て替え、後で不払い親に求償する、養育費保証の仕組みをつくること。	<p>本県では、養育費の確実な支払いを推進するため、養育費に関する公正証書作成費用の支援を行っている。また、令和8年4月1日から、養育費債権に先取特権が付与され、取決めがなくても法定養育費の請求が可能となる法定養育費制度が開始されることとされており、引き続き国の動向を注視していく。</p>
(27) 子どもへの性暴力は罪を加重し、被害に気づくのが遅れる場合が少なくないため時効をなくすこと。	<p>令和6年6月に成立したこども性暴力防止法の衆参両議院附帯決議において、施行後3年を目途とした見直し検討規定が設けられており、国における今後の議論を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(28) 通学路の安全対策の要対策箇所は、前倒しで対策を実施すること。</p>	<p>通学路の安全確保については、毎年度、学校ごとに市町村教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が合同で点検を行い、対策が必要な危険箇所については、各関係機関が分担・連携しながら対策を進めている。</p> <p>併せて、関係機関の担当者を対象に「通学路安全対策担当者会」を開催し、各地域の危険箇所を把握するとともに、安全対策強化につながる合同点検の実施方法等について意見交換している。</p> <p>引き続き危険箇所の対策が確実に行われるよう、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組んでいく。</p>
<p>【年金】</p> <p>(1) 物価や賃金の上昇よりも年金額を抑える「マクロ経済スライド」制度の廃止を国に求めること。</p>	<p>年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととしており、国への要望は考えていない。</p>
<p>(2) 最低保障年金制度の創設を国に求めること。</p>	
<p>(3) 非正規雇用で働く方たちの厚生年金加入の権利を保障するために、経営が苦しい中小・零細企業の社会保険料の事業主負担分を減免すること。</p>	<p>従業員の社会保険適用を促進するため、国は年収の壁・支援強化パッケージ等の支援策により企業の負担軽減を図っており、今後の制度拡充についても国の動向を注視していく。</p>
<p>【医療】</p> <p>(1) 医療機関の赤字が深刻である。「医療費4兆円削減」「病床11万床削減」「新・地域医療構想」等、医療費や病床の削減の中止と、診療報酬は現場が求める10%以上の改定を国に求めること。</p>	<p>令和8年度の診療報酬改定は、3.09%の増額改定(本体部分)となったところであり、引き続き医療機関の経営状況を注視していく。</p> <p>また、物価上昇や賃上げに向けた支援として、令和7年度12月補正予算で、医療従事者の処遇改善や医療機関の生産性向上の取組への支援等に係る予算を措置している。</p> <p>医療機関に対する財政的支援については国に要望しているところであり、引き続き国に要望を行うこととしている。</p> <p>なお、2040年に向けた新たな地域医療構想は、地域における県民が適切に必要な医療・介護サービスを将来にわたって持続的に受けられる医療・介護提供体制の構築を図っていくものである。</p>
<p>(2) 医師養成数の削減計画を中止し、臨時増員措置の継続、医師の計画的増員のための手立てをとるよう国に求めること。県も医師の増員計画を持つこと。また看護師の増員計画も持つこと。</p>	<p>医学部定員の確保については、「医師多数県」有志・医師会と連携して国に対し臨時定員の一方的な削減を行わないよう要望を行っており、今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望活動を行っていく。</p> <p>また、医師確保計画については令和8年度に「第8次鳥取県保健医療計画(後期)」(令和9～11年度)として見直し、更新する予定である。看護師については、国が令和8年度に需給推計見直しにかかる調査を行う予定であり、その結果を踏まえ検討を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) OTC類似薬の保険外しや自己負担増に反対すること。負担増となった場合、県特別医療費助成で子どもの医療費は完全無料を継続すること。</p>	<p>OTC類似薬の保険給付の見直しについては、国の社会保障審議会（医療保険部会）において、患者団体へヒアリング等を行い、薬剤を保険適用としつつ、薬剤費の一部を保険給付の対象外とし、患者に「特別の料金」を求める制度を創設すべきであると議論が整理されている。OTC類似薬の保険給付の見直しを含めた持続可能な医療保険制度のあり方については、国において患者団体等の意見も踏まえ、検討されるべきものである。</p>
<p>(4) 高額療養費の自己負担額の引き上げに反対し、負担限度額の引き下げを国に求めること。限度額の設定は、「月ごと」から「治療ごと」に改め、治療が月をまたぐと高額療養費が適用されないという矛盾を解決するよう国に求めること。当事者が申請しないと適用されない、高額医療・介護合算制度を見直すこと。</p>	<p>高額療養費制度がセーフティネット機能であることに鑑み、国の社会保障審議会（医療保険部会）において、所得区分に応じた高額療養費上限額の見直しや長期療養者に配慮した「年間上限額」の導入等が示されている。</p> <p>高額療養費制度を含めた持続可能な医療保険制度のあり方については、国において検討されるべきものであり、自己負担額の見直しについて、国に要望することは考えていない。</p> <p>高額介護合算療養費の支給にあたっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の26により、申請書の提出が求められている。</p> <p>なお、令和6年の地方分権改革に係る地方からの提案を受けて、令和7年10月31日付けで市町村が条例等で別段の定めを設け、申請書の記載内容を工夫する等により、毎年の申請を不要とすることができる旨を厚生労働省が通知しており、令和8年度中には省令改正等の必要な措置を講ずるとされている。</p>
<p>(5) 国民健康保険制度について ①国民健康保険料や後期高齢者医療保険料に「子育て支援金」を上乗せしないこと。「子育て支援金」部分は県が全て負担し、市町村や被保険者の負担にしないこと。</p>	<p>子ども・子育て支援金は、子育て施策・少子化対策の抜本的強化に充てられる財源であり、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体が共に支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして国が創設した制度である。</p> <p>「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で子ども・子育て支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする」とされており、県が子ども・子育て支援金を負担することは考えていない。</p>
<p>②国保料引き上げの圧力となる、納付金の医療費ベースの統一は止めること。国保料の統一は進めないこと。</p>	<p>少子高齢化により、国民健康保険の被保険者数は減少しており、特に小規模保険者においては高額医療費の発生等による保険料への影響が大きいことから、医療費を県全体で支えあう仕組みとするために、納付金ベースの統一を段階的に行うことで全市町村が合意したものであり、中止は考えていない。</p> <p>保険料水準の統一については、今後も被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療費の発生による保険料の急増のリスクを県単位で軽減・分散するため、引き続き、共同保険者である市町村と丁寧に議論を重ねていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③国民健康保険料が上がらないようにするには、以前全国知事会が求めた1兆円の公費投入しかない。国に対して求めること。	<p>国に対しては、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障、負担が生じることがないように、あらゆる対策を講じるよう要望している。</p> <p>また、全国知事会においても、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じるよう要望している。</p>
④県独自に国保会計に財政支援し、国保料軽減につなげること。	<p>国民健康保険料の軽減については、県として法定されている応分の負担を行うとともに、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために鳥取県国民健康保険財政安定化基金を活用しているところであり、独自の支援を行うことは考えていない。</p>
⑤所得に関係なく負担がかかる「均等割」「平等割」を廃止すること。せめて子どもの均等割は全て無料とすること。	<p>国民健康保険料の賦課方式は、国が国民健康保険の制度設計の中で検討するものである。</p> <p>なお、子どもの均等割については、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき軽減措置が実施されており、軽減割合の拡大などについて、国に対して本県や全国知事会から要望している。</p>
⑥県特別医療費助成に対する国保の国庫負担減額のペナルティを止めるよう国に求めること。	<p>特別医療費の助成に対する国庫負担額減額措置については、子どもの医療費助成に対する措置は令和6年度より廃止されたが、子どもだけでなく身体・知的障がい者やひとり親家庭への助成など、全ての特別医療費助成に対する国庫負担減額措置を早急に廃止するよう国へ要望している。</p>
⑦一年前の所得ではなく、現在の所得減・生活困窮を反映して国保料を減免すること。	<p>国民健康保険の保険料（税）は、確定申告等により確定した前年所得を基準に賦課されている。市町村は前年所得に対する所得減や生活困窮の実態（生活保護の適用の有無など）等の保険料（税）の減免基準を定めており、減免のあり方については賦課権限を有する市町村が判断すべきものとする。</p>
⑧滞納者に対し10割負担といった制裁は命に関わるため止めること。	<p>従前から滞納者が市町村に「医療機関窓口での医療費10割の一時払いが困難である」旨を申し出た場合、市町村が判断すれば、短期の資格確認書（マイナ保険証移行前は、短期被保険者証）が交付され、窓口負担が通常の3割負担等となる取扱いとなっている。</p> <p>なお、令和7年10月17日付けで国から滞納者に係る窓口負担の取扱いは、マイナ保険証移行後も従来の取扱いと同様である旨の事務連絡があり、同月20日付けで市町村に対し、その内容を周知している。</p>
⑨国保法44条にもとづく、低所得・生活困窮世帯への医療費減免の対象を拡大すること。	<p>国民健康保険法第44条に基づく医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、条例等に基づき市町村が一部負担金の割合を減免することができるとされており、市町村が検討すべきものとする。</p>
⑩病気や出産のときに安心して休める出産手当金、傷病手当金の制度をつくること。	<p>国民健康保険制度における出産手当金や傷病手当金については、国民健康保険法第58条第2項により、市町村が条例で定めれば、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとされており、市町村が検討すべきものとする。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 後期高齢者医療保険料が上がらないよう県が手立てをとること。健診を無料化すること。</p>	<p>後期高齢者医療制度においては、医療費の増加等があれば相応の保険料で賄うことが原則である。保険料抑制のために鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金を活用することは特例的に認められているが、原則、予定した保険料収納率を下回って生じた収納不足や医療給付費の増加等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うものである。</p> <p>後期高齢者対象の健診については、後期高齢者医療制度の開始により、事業主体が市町村から後期高齢者医療広域連合になったが、引き続き、市町村が地域の実情に応じて自己負担の費用を負担し、集団健診や個人健診を無料としている場合があり、県が一律に無料とすることは考えていない。</p>
<p>(7) 高齢者の医療費負担の3割負担化の中止と、70歳以上は一律1割に引き下げるよう国に求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担割合は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、見直しを国に要望することは考えていない。</p>
<p>(8) 健康保険証を存続させること。「マイナ保険証」の事実上の強制で、任意のはずのマイナンバーカードを強制するのはやめるよう国に求めること。「資格確認書」は、国民健康保険・後期高齢者医療の加入者全員にプッシュ型で引き続き発行すること。</p>	<p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものであり、廃止された紙の健康保険証の復活を国に求めることは考えていない。</p> <p>後期高齢者については、全被保険者に「資格確認書」が送付されている。国民健康保険の全ての被保険者に対する資格確認書の交付は、保険者である市町村が検討すべきものとする。</p>
<p>(9) 保健所体制が減員になっている。増員して新興感染症への備えを万全にすること。</p>	<p>令和7年4月に保健所定数を増員するなど、業務の状況を勘案し必要な定数を措置している。</p>
<p>(10) 県立病院での差額ベッド代は廃止すること。</p>	<p>県立病院の特別入院施設料(差額ベッド代)は、選定療養費制度に基づき、患者が特別の療養環境(個室)を選択した場合に受益と負担の両面を勘案して設けたものであり、廃止は考えていない。</p>
<p>(11) 無料低額診療事業を県立病院でも実施すること。院外薬局も適用し県独自に支援すること。</p>	<p>無料定額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備の昭和26年当時に導入されたものであるが、その後、国民皆保険制度の成立など公的医療保険制度が整備され、生活保護制度等による医療費減免制度など医療費の経済的な負担軽減制度もあることから、県立病院での実施は考えていない。</p> <p>また、無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。</p>
<p>(12) 歯科の診療報酬の抜本的増額を国に求めること。</p>	<p>人件費や診療材料費等の高騰により歯科医療機関においても厳しい経営を強いられていることから、現下の物価・人件費高騰に伴う令和8年度の診療報酬改定への対応について、既に国への要望を行っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(13) 県内で歯科技工士が養成できるよう手立てをとること。歯科技工士が仕事を継続できるよう、歯科技工物に対する診療報酬の改善を国に求めること。</p>	<p>「鳥取県の歯科医療を考える会」から鳥取歯科技工専門学校の再開等を求める要望が県に提出（令和6年5月）されたことを受け、令和6年度に、同校を設置・運営している県歯科医師会はじめ関係団体と県との間で「今後の歯科医療を支える歯科技工士確保のあり方検討協議会」を設置したところである（令和6年10月設置）。</p> <p>この度、県歯科医師会から、県外歯科技工士養成施設に進学している学生の県内就業促進に向けた県内就業を条件とした奨学金を令和8年度より実施予定とお聞きしており、県としてもこれに対する支援を検討している。</p> <p>また歯科技工士の安定的な確保が図られるよう、処遇改善を進めるとともに、今後の需要も踏まえた効果的、効率的な教育カリキュラムを検討するよう既に国へ要望を行っている。</p> <p>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分） （歯科医療従事者確保対策事業）</p> <p style="text-align: right;">1, 200千円</p>
<p>【介護・高齢者施策】</p> <p>(1) 介護保険の公費負担を50%から60%（10%増は国庫で）に増やし、介護報酬の増、介護職員の処遇改善を実施するよう国に求めること。</p>	<p>介護保険制度における公費負担割合については、社会保障審議会介護保険部会等において、制度の持続可能性を確保するための観点から、継続的に制度見直し等が議論されており、こうした議論を踏まえて総合的に判断されるべきものと考えている。</p> <p>国においては、令和8年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として2.03%増額となる予定であるが、令和9年度報酬改定に向けて更なる処遇改善に繋がるよう国に要望していく。</p>
<p>(2) 2024年度に引き下げられた訪問介護の基本報酬を元の水準にもどすよう国に求めること。県の訪問介護への支援制度は、交通費や人件費を支援対象とすること。</p>	<p>国に対し、介護報酬を含め運営費支援等、訪問介護への一層の重点的な支援を要望している。</p> <p>また、社会保障審議会介護保険部会における検討の中で、移動支援等を含め、地域の実情に応じた包括的な報酬算定の仕組み等を検討されているところであり、国の動向を注視していく。</p> <p>なお、独自の取組として中山間・人口減少地域で事業存続が難しい訪問介護事業所への支援や事業所間の人材融通に対する支援を行っている。</p> <p>・中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業</p> <p style="text-align: right;">7, 720千円</p>
<p>(3) 介護保険の利用料の2割・3割負担の対象拡大に反対し、県独自に低所得者の利用料減免、保険料軽減の手立てをとること。介護保険料の滞納に対するペナルティを見直すこと。</p>	<p>介護保険制度における自己負担割合については、現在、社会保障審議会介護保険部会で審議されているところであり、国の動向を注視していく。</p> <p>介護保険制度では、低所得高齢者に対する介護保険料、利用料の軽減措置が設けられており、既に応分の財政負担をしていることから、独自の支援制度を創設することは考えていない。</p> <p>また、介護保険料の滞納に伴う保険給付の制限等に関する取扱いについては、介護保険法で定められているところであり、県において見直しを行うことはできない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 1, 424人の待機者解消のためにも、特別養護老人ホーム増設の計画を持つこと。</p>	<p>特別養護老人ホームの施設整備については、保険者である市町村が地域の実情に応じて策定される市町村介護保険事業計画における特別養護老人ホーム等の必要利用定員見込み量等を勘案しながら判断するものであるが、第9期介護保険計画の中で増設の予定はない。</p> <p>なお、今後の施設整備については、市町村保険事業計画による必要利用定員見込み量等を踏まえて策定する第10期介護保険計画による。</p>
<p>(5) 身体介護に偏重した介護保険の認定システムでは、認知症の高齢者に必要な支援が十分に反映できない。生活援助の利用にかかわる制限の撤廃、区分支援限度基準額の引き上げなど、認知症の人にも対応できる介護保険制度となるよう改革を国に求めること。</p>	<p>身体介護に限らず、適切なケアマネジメントに基づき提供される生活援助で、保険者の個別具体的な判断により必要と認められるサービスについては、認知症の高齢者も含め保険給付の対象になっている。</p> <p>また、区分支援限度基準額の引き上げ等については、社会保障審議会介護保険部会で審議されるものであり、国の動向を注視していく。</p>
<p>(6) 全国各地で、介護の重い負担を理由に家族を殺害する事件が続いていることは、深刻な事態である。県として介護保険等では対応できない困難を抱えた方を支援する体制を作ること。</p>	<p>高齢者の権利擁護等に係る相談支援体制の構築や高齢者虐待担当者研修を実施しているほか、県民を対象にした介護の入門的研修会等を開催している。</p> <p>また、制度では対応できない困難を抱える方の孤独・孤立を防ぐため、孤独・孤立に係る総合相談窓口の設置や地域住民を対象とした孤独・孤立サポーターの養成を行うとともに、住民に身近な市町村における住民へのアウトリーチ型支援を含めた包括的な支援体制整備を後押ししているところであり、市町村、関係支援機関とともに、引き続き、地域における困難を抱える方への支援体制を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止推進事業 2, 507千円 ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護未経験者等の参入促進事業） 4, 845千円 ・官民連携による孤独・孤立対策支援事業 31, 892千円 ・孤独・孤立対策市町村等支援強化事業 62, 635千円
<p>(7) 「定期巡回・随時対応訪問介護看護サービス」が普及するよう、県独自に支援すること。</p>	<p>県では、「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護サービス」の普及を図るため、「地域医療・介護総合確保基金」を活用し、事業所を新たに新設又は既存の介護施設等の一部を改修し同サービスを提供する事業所に対して、施設整備費を支援し、初期費用の負担軽減を図っているところであり、引き続き当該支援制度の周知を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備） （地域密着型サービス等整備助成事業） 305, 160千円

要望項目	左に対する対応方針等
(8) ケアマネージャーの処遇を改善し、人員不足を解消すること。	<p>令和8年6月に予定されている介護報酬臨時改定において、処遇改善加算の対象職種の拡充が検討されており、新たにケアマネージャーも対象に含まれる見込みであることから、国の動向を注視していく。また、国の「医療・介護支援パッケージ」に基づき、居宅介護支援事業所を含む介護事業所への賃上げの取組を支援する事業を令和7年度12月補正予算において措置しており、賃上げに繋がるよう、早期の予算執行に努める。</p> <p>【R7.12月補正】</p> <p>・介護職員処遇改善支援事業 1,092,000千円</p>
(9) 障がい者手帳の認定からはずれる、加齢性難聴者に補聴器購入費を助成すること。	<p>加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性については現在、国立長寿医療センターで検討が続けられており、その迅速な検討と併せて、有効性が示されたときは、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう国へ要望しており、独自の補助を行うことは考えていない。</p>
<p>【福祉】</p> <p>(1) 生活保護について</p> <p>①安倍政権時代に実施された最大10%の生活保護費の削減は、厚労省が用いた指標や手続きに過誤・欠落があったとして、最高裁で違法判決が出た。改めて総理の謝罪と、失われた保護費を全額、全ての受給者の方々に遡及支給するよう国に求めること。</p>	<p>最高裁判決を踏まえ、令和7年11月7日の衆院予算委員会で、高市総理が「厚労省の判断の過程や手続きに過誤や欠落があったと指摘された。深く反省し、おわびする。」と政府として謝罪を行っている。</p> <p>保護費については、国において最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置し、専門委員会の報告書を受け、違憲とされたデフレ調整について、当時の一般的な低所得者世帯の消費実態を元に新たに計算をし直し、当時のデフレ調整の引き下げ額との差額分を追加支給することとしており、保護費全額の遡及支給について国に求めることは考えていない。</p>
<p>②生活保護費は、物価高騰対策として特別加算が設定されているが極めて不十分であり、物価高騰に見合う水準への引き上げ、冬季加算の復活・夏季加算の創設を国に求めること。県独自にも上乘せ支援すること。</p>	<p>特例加算については、物価高騰を踏まえ、国の令和8年度予算案において、令和8年10月から1人当たり1,000円の増額予定とされており、冬季加算については国の生活保護基準部会の意見を踏まえ、平成27年度から減額となっている。生活保護基準の見直しについては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国の責任により設定されるものであり、更なる特例加算の増額及び冬季加算の増額について国へ求めることは考えていない。</p> <p>また、夏季加算の創設については、平成30年度から継続して国へ要望している。</p> <p>なお、県独自の施策として、生活困窮者を含めた物価高騰による家計への影響が大きい世帯に対する経済的支援について、引き続き、市町村と協調して実施するほか、生活保護受給者へ夏季見舞金も継続して支給するよう、令和8年度当初予算案において検討している。</p> <p>・家計負担激変緩和対策事業 152,000千円</p> <p>・生活困窮者総合支援事業（見舞金） 26,840千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③生活保護世帯の子どもが、世帯分離なしで大学に通えるようにすること。	生活保護制度において、世帯の生活保護の対象となる者を判断する基準は、社会情勢を勘案して国の責任において設定するものであり、大学等に就学する者については、既に高等学校への就学によって得られた技能や知識によって稼働能力の活用を図るべきであることから、世帯分離を行うものとされている。
④生活保護世帯の働いている若い方が、進学を目指して貯蓄することを認めること。	保護費のやりくりによって生じた預貯金等については、預貯金等の使用目的が、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるものである場合は、保有を容認して差し支えないとされていることから、進学を目指して貯蓄することは生活保護制度において既に認められている。
⑤「自動車保有を原則認めない」という制度の運用を改めること。公共交通機関が不足する地域で、身体障がいがある方が車を保有(再保有)することを認めること。	生活保護制度において、国が平等に全国画一的な基準で保護が受けられるよう制度を定めており、自動車保有を認めるためには、国において制度の運用を改める必要があることから、公共交通機関の整備が不十分等な地方において、自動車は生活必需品であり、実施機関の判断で保有及び使用を認めるよう、令和3年度から継続して国へ要望している。 身体障がいがある方が通院、通学、通所のために自動車が必要な場合及び公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等に自動車を必要とする場合は、自動車の維持に要する経費が他からの援助等により賄われる場合などにおいて保有が認められている。
⑥新規だけでなく、全ての生活保護世帯にエアコン設置・補修・買替のための支援をすること。	生活保護制度は、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものである。新規の生活保護開始時にエアコンが未設置の世帯については、エアコンの購入費用を生活保護費として支給できるが、保護開始以降のエアコン設置・補修・買換えについては、保護費のやりくりによって計画的に購入することとなっており、購入が困難な場合は、生活福祉資金貸付を活用していただくことが可能である。
【障がい・難病・慢性疾病政策】 (1) 県障がい者特別医療費助成の自己負担を元の無料に戻すこと。精神障がいは薬による治療が欠かせない。県医療費助成の対象を精神保健手帳2級・3級まで広げること。	特別医療費助成の自己負担制度は、市町村の財政負担等を考慮し持続可能な仕組みとするため平成20年に導入したものである。低所得の方等は引き続き自己負担なし(無料)若しくは自己負担額を低く設定しているところであり、元の無料に戻すことは考えていない。 また、障がいのある方の心身の障がいの軽減・除去や機能回復に必要な医療費の自己負担額を軽減するため、障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度がある。手帳の等級に関わらず、精神障がい者の投薬治療も対象となっており、これまでも医療費に対する支援を行ってきている。 なお、特別医療費助成制度が県と市町村の協調事業であることに鑑み、制度を見直す際には、市町村とよく相談していきたい。 ・自立支援給付費(障害者医療費(更生医療、精神通院医療、療養介護医療)) (精神通院医療) 1,131,067千円

要望項目	左に対する対応方針等								
<p>(2) タクシー助成が精神障がいだけがないため、県独自に助成制度をつくること。精神障がいの JR 運賃割引が開始されるが、片道 101 km 以上となっていて日常の交通や通院には使えない。短い距離の場合も割引するよう求めること。</p>	<p>障がい者に対する交通運賃割引は、障がいのある方の社会参加を支援することを目的として、各交通事業者の判断により実施されるものと認識している。</p> <p>これまで、タクシー運賃割引の導入に向けて、継続的に県内タクシー事業者に働きかけを行っているところであり、今後も継続していく。</p> <p>JR 運賃割引は、精神障がいに限らずすべての障がい手帳保持者が片道の営業キロが 100 km を超える場合に割引が行われているところであり、機会を捉えてご意見があったことを伝えたい。</p>								
<p>(3) 障がい者就労支援事業所について</p> <p>① 工賃・賃金が低すぎるため、補うための県独自の制度を創設すること。</p>	<p>就労継続支援事業所における工賃等は、生産活動で生じた収入から生産活動に係る経費を控除した額を工賃等として支払わなければならないと厚生労働省令に規定され、公費を工賃等の原資とすることを前提とせず、労働の対価として支払われるべきと考えていることから、工賃等への直接支援は考えていない。</p> <p>なお、県では工賃等向上に係る県独自の取組として、新商品開発、利用者の満足度向上、農福連携等に係る補助制度、さらに、障がい者就労事業振興センターによる共同受注窓口の設置等の支援を行っており、今後も、各事業所の状況や特徴に応じた支援を通じて工賃等向上を図っていく。</p> <table border="0" data-bbox="1039 724 2112 858"> <tr> <td>・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業</td> <td style="text-align: right;">51,189千円</td> </tr> <tr> <td>・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業</td> <td style="text-align: right;">4,679千円</td> </tr> <tr> <td>・農福連携推進事業</td> <td style="text-align: right;">20,801千円</td> </tr> <tr> <td>・とっとりモデルの共同受注体制構築事業</td> <td style="text-align: right;">26,681千円</td> </tr> </table>	・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	51,189千円	・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,679千円	・農福連携推進事業	20,801千円	・とっとりモデルの共同受注体制構築事業	26,681千円
・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	51,189千円								
・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,679千円								
・農福連携推進事業	20,801千円								
・とっとりモデルの共同受注体制構築事業	26,681千円								
<p>② 障がい者支援事業所の報酬は、事業が継続できるよう、日払いから月払いへの改善、平均工賃が低いと報酬も低くなる仕組みの改善、処遇改善加算の本体報酬への組み込みを、国に求めること。地域活動支援センターの報酬を、就労支援事業所水準まで引き上げるよう求めること。</p>	<p>障がい福祉サービス報酬について、現場の実態を把握し、安定的なサービス提供のために必要な措置を講じるよう国へ要望を行った。</p> <p>地域活動支援センター（障がい者の創作活動や生産活動のための機会を提供する機関）は、市町村が経費を負担して実施しているところであり、機会を捉えてご意見があったことを伝えたい。</p>								
<p>(4) 障がい者・難病・慢性疾患者は、無料で新型コロナ検査・ワクチン接種できるようにすること。</p>	<p>新型コロナ対策については、令和6年4月1日から通常の医療提供体制に移行したため、PCR検査やワクチン接種費用に対する特別な支援は終了しており、これを見直すことは考えていない。</p> <p>なお、医療保険が適用される新型コロナに係る検査については、特別医療費助成制度等の活用が可能であり、また、新型コロナワクチンの定期接種については、市町村において住民税非課税世帯等に対する負担軽減措置が設けられている。</p>								
<p>(5) 内部障がい、発達障がい、高次機能障害、難病・慢性疾患は、支援が必要なのに、福祉利用や交通料金割引、法定雇用率の雇用義務化からもれている。対象とするよう国に求め、県も独自に支援すること。</p>	<p>内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病・慢性疾患の方は、いずれも障害者総合支援法における障がい者として規定されており、障がいの程度に応じて障がい福祉サービスを利用でき、また、各交通事業者による運賃割引も行われている。障害者雇用促進法においても、障がいの内容、程度等に応じて雇用義務、支援の対象になっている。</p>								

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 「65歳」になると、障がい者施策から介護保険制度に強制移行され、様々な支援が自己負担増となる。「65歳の壁」の解決のため手立て(負担増軽減の手立て)をとること。介護保険と障がい福祉の併給は可能であり(「2023年6月厚労省通知」)、全うされるよう周知徹底すること。	これまでも、一律に介護保険を優先して適用するのではなく個々の事例に応じて柔軟に対応するよう、研修の場等を通じて市町村及び関係機関に周知してきており、今後も継続して周知していく。
(7) 障がい者施設の入所待機者が852人もある。入所施設やグループホーム、生活の場等の整備をすすめること。	<p>グループホーム等の整備については、これまでも国の補助制度を活用して整備を進めているところであり、さらに、令和7年度からは国補助金が不採択となったグループホーム整備のための単県補助制度により整備促進を図っており、令和8年度も継続に向けて検討している。</p> <p>なお、入所施設については、国の方針に基づき、現在以上に定員を増やすための整備は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 111,677千円 ・親なき後を見据えた地域生活サポート事業(グループホーム施設整備事業) 49,583千円
(8) 障がい者・難病患者等が通勤するための移動支援・ヘルパー支援に対し助成すること。	<p>障がい者の移動支援については、同行援護(視覚障がいにより移動が困難な方の外出に同行)、行動援護(視覚障がい以外の障がいにより一人での外出が困難な方の外出に同行)等の障がい福祉サービスがあり、県はこれらサービスに従事するための人材養成研修を実施しているほか、市町村が行う移動支援事業(障がいにより外出に支援が必要な方に同行)のための財政支援を行っており、これらの経費を令和8年度当初予算案においても検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業(障がい者福祉従業者等研修事業) 49,781千円 ・地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業費補助金) 186,313千円
(9) 高校の通級指導教室や特別支援学級の設置を増やすこと。	高等学校の通級指導教室については、平成30年度から障がいに応じた時間指導(通級による指導)が可能となり、5校を通級指導教室設置校として、加配措置を行っている。今後、通級における巡回指導及び教育課程の編成について各学校で検討を進め、増員が必要な場合は国に加配要望をしていく。なお、高等学校に特別支援学級を設置することは考えていない。
(10) 学びの継続を希望する特別支援学校高等部の生徒や障がいがある高校生に開かれた専攻科を設置すること。	県立特別支援学校では、鳥取盲学校に理療科の専攻科を設置している。加えて鳥取大学附属特別支援学校にも専攻科が設置されていることから、現状として新たな専攻科の設置は考えていない。
<p>【女性とジェンダー】</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約の選択的議定書を早期に批准するよう国に求めること。</p>	女子差別撤廃条約選択議定書については、国の次期第6次男女共同参画基本計画(案)において「早期締結について真剣な検討を進める」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
(2) 選択的夫婦別姓制度の早期導入を国に求めること。旧姓の通称使用の法制化は同一姓の強要となり、ダブルネームで混乱を招くことになるため、導入に反対すること。	選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされている。本県としては、夫婦の氏については国民的な議論を踏まえ国において早急に結論を導くべきものと認識しており、引き続き動向を注視していく。
(3) 同性婚を認める民法改正を国に求めること。	同性婚については、国民的な議論を踏まえ国において結論を導くものと考えており、民法改正を国に求めることは考えていない。
(4) LGBTQについて ① LGBTQ平等法を制定し、社会のあらゆる場面で性的マイノリティへの差別をなくし、権利を保障するよう国に求めること。	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月に公布・施行されており、実効性のある対策を講じること等について全国知事会として令和7年8月に国に対して要請を行っている。
②学校での理解促進に努めること。	性的マイノリティの人権に関わる教育を進めるためには、教職員が性の多様性について正しい知識や認識を持つことが必要であるため、令和元年度末に作成（令和3年度末改訂）した指導参考資料による周知、教職員研修の実施及び講演会への参加の呼びかけなど、必要な支援を継続し、さらに、講師派遣事業「多様な性のあり方について学ぶ学習会」の活用を促進し、児童生徒が、性的マイノリティ当事者等の講話を通して、互いの違いを認め合い、自他を尊重する意識の涵養を図っていく。 ・人権教育振興事業（人権学習講師派遣事業） 1,479千円
③公的書類における不必要な性別欄の撤廃、企業での相談窓口や「誰でもトイレ」の設置など取組を推進すること。	県に提出する申請書類等の記入事項を人権に配慮したものにするため、不必要な性別欄を削除するなど関係規定の整備を行っている。また、県ではLGBTQについての正しい理解を普及するため、県民を対象とした研修を行っており、企業での相談窓口や「オールジェンダートイレ」の設置などの取組についても理解が進むよう推進していく。
④「性同一性障害特例法」の性別変更の手術要件の「18歳であること」「婚姻をしていないこと」「未成年の子がいないこと」などの要件を見直し、性別適合手術に伴うホルモン治療の保険適用の拡充を国に求めること。	「性同一性障害特例法」の性別変更の要件については、裁判での審議も踏まえ、国において慎重に検討されるものであり、性別適合手術に伴うホルモン治療の保険適用の拡充を国に求めることは考えていない。
⑤鳥取県同姓パートナーシップ・ファミリーシップ制度の全市町村での実施と、民間での利用拡大をすすめること。	本県においては、2町を除いて「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携したサービスを受けられるようになっており、今後も全市町村での実施とともに、民間での利用拡大についても働きかけていく。
(5) 「困難を抱えた女性」支援のため、県内3圏域すべてにシェルターを設置すること。相談支援、生活支援、住宅保障、教育等包括的支援の仕組みをつくり就労や経済的自立を支えること。	「困難を抱えた女性」支援のためのシェルターは、各圏域で設置できている。また、困難を抱えた女性への包括的支援は、女性相談支援センターを中核として、各関係機関と連携して対応しており、引き続き、個別の相談内容に応じた丁寧な支援を実施していく。 ・困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業 36,283千円 ・女性相談支援センター運営費 11,780千円

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 売春防止法は、事実上女性にだけ罰則を科すものとなっている。女性是非処罰化し、業者と「買春者」を処罰する「欧米モデル」に学び、ジェンダー平等の立場にたった売春法の抜本改正を国に求めること。	売買春への対策については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。
(7) 鳥取県内では男女の賃金格差が拡大している。要因を調査・分析し、計画的に格差是正の手立てをとること。企業には、賃金格差是正の計画策定と公表を義務付けること。	<p>出産・育児・介護等を理由にした女性の離職や非正規雇用への移行のほか、性別に関するアンコンシャス・バイアスにより、任される業務内容や負担感・責任感等に男女の偏りを誘発すること等も、男女の賃金格差の一因と考えられる。本県では経済界が中心となって発足した官民連携組織「女星活躍とっとり会議」で職場における女性活躍を推進しており、今後も経済、労働、行政が一体となって格差是正についても取組を進めていく。</p> <p>男女の賃金の差異については、女性活躍推進法に基づき、常用労働者301人以上の企業には公表が義務付けられているほか、101人以上300人以下の企業においても男女の賃金の差異を含む任意の1項目以上の情報公開が義務付けられているなど、国において企業の事務負担等を考慮しながら順次対象範囲の拡大を進めており、県として特段の手立てをとることは考えていない。</p>
(8) 給付金支給などで女性には支給されづらくなる、「世帯主規定」の廃止を国に求めること。	個別具体的な給付金ごとに判断すべき事柄であるため、県として国に特段の対応を求めることは考えていない。
(9) 男女雇用機会均等法では間接差別が禁止されているが、非常に限定的で、法に当てはまらない場合がある。「全ての間接差別の禁止」「同一価値労働同一賃金」を、法に明記するよう国に求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。
(10) 短時間勤務制度は、民間においても子どもが高校卒業まで利用できるようにすること。	令和7年4月及び10月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し小学校就学前の子を持つ労働者に対する短時間勤務、テレワーク、時差出勤などの選択的措置の実施など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務付けられており、今後も国制度拡充の動向を注視していく。
(11) 「有給」とは別に、子どもの看護や授業参観や学校行事への参加にも使える、有給の「家族休暇」制度の導入を支援すること。	<p>県では、独自の休暇制度の創設など働きやすい職場環境づくりに必要な就業規則整備を行う企業に対して、社会保険労務士を派遣し制度の導入を支援している。</p> <p>また、企業のファミリーサポート休暇取得促進奨励金では、子の看護等休暇を対象としているほか、子どもの授業参観、学校行事への参加といった事由での特別休暇についても対象とすることを令和8年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい鳥取県づくり推進事業 23, 328千円 ・共育で・みんなで子育て応援事業 11, 158千円
(12) 育児休業中は、1年間は休業前の所得を補償すること。	令和7年4月及び10月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し小学校就学前の子を持つ労働者に対する短時間勤務、テレワーク、時差出勤などの選択的措置の実施など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務付けられており、子育て世帯への経済的支援を含め今後も国制度拡充の動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
(13) 介護休業は、現在の上限3か月から延長し、介護休業中の社会保険料減免制度の創設、休業中の給付金の拡充を国に求めること。県職員にも適用すること。	<p>令和7年4月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認義務付けなどの拡充が図られており、今後の制度拡充についても国の動向を注視していく。</p> <p>なお、県職員の介護休暇は、通算して6月を超えない範囲内で取得可能である。また、県職員の共済掛金の免除及び介護休業手当金については、健康保険法及び雇用保険法に準じて地方公務員等共済組合法に規定されている。</p>
(14) ハラスメント禁止規定及び適切な制裁、被害者補償・救済措置を含む実効ある法整備を進めるよう、国に求めること。	<p>さまざまなハラスメントについて、対策や法制化の必要性が国で議論されているため、その動向を注視していく。</p>
(15) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点に立ち、子どもの年齢・発達に即した科学的な「包括的性教育」を行うこと。刑法の堕胎罪の廃止、母体保護法を改正し配偶者の同意要件の廃止を国に求めること。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。中絶は、WTOが推奨する妊娠初期の中絶薬と吸引法を普及すること。	<p>令和5年6月14日に「刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案」が参議院に提出されたが、議案未了で廃案となった。今後も引き続き、国の動向を注視していく。</p> <p>なお、助産師会の研修を支援し、中学生・高校生及び学生、社会人等20～30歳代の方を対象に助産師による出前講座を行い、中絶や避妊を含む妊娠・出産の基礎知識や、いのちの大切さ、心と体の健康等について、若いうちから正しい知識を得られるよう普及啓発を行うこととしている。</p> <p>・健やかな妊娠・出産のための応援事業（描こう！ライフプラン出前講座事業） 5,992千円</p>
(16) 生理用品を学校や公的施設のトイレに設置すること。	<p>県立学校では、保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めている。</p> <p>また、トイレへの生理用品の配備に係る一律の定めはないものの、各学校の実態等に応じて適切に対応することとしている。</p> <p>公的施設への設置に関しては、「生理の貧困」対策は国において地域女性活躍推進交付金として予算措置されているところであり、市町村における当該交付金活用の後押しや各市町村での措置状況に関する情報共有を引き続き行っていく。</p>
(17) 健康診断や人間ドックの医師の診察の時に、更年期障害に関する問診と助言を行うこと。	<p>国の「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」は、一般健康診断問診表に更年期障がいに係る質問を追加することが適当としており、今後の国の動向を注視していく。本県においては、引き続き更年期障がい悩まれている方の相談や受診につながるよう、更年期だれでもチャットボットや更年期だれでも相談室の利用について、ホームページや市町村における健康診断、医師会等とも連携し周知していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(18)「少子化」や「人口減少」を理由に、行政が結婚・出産のプレッシャーをかけるような官営「婚活事業」はやめること。</p>	<p>令和7年に県が実施した「令和7年度鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査」では、独身者のうち76%が結婚への意向を示している一方で、結婚していない理由として61.2%が「適当な相手にめぐり合わないから」と回答しているほか、利用者の方から「行政が行っている出会い・婚活事業には安心感がある」との声もいただいている。</p> <p>県が実施する出会い・結婚支援は、出会いを求める方々に、出会いの場や相談・自己啓発の機会を提供するものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものとならないよう留意しつつ、引き続き、出会い・結婚を望む方の希望を叶えられるよう、必要な支援を行っていく。</p>
<p>【農業と農山村】</p>	<p>令和7年12月1日に開催された鳥取県農業再生協議会総会において、令和8年産米の生産数量目標は令和7年実績対比で約270haの増産方針となった。</p>
<p>(1) 主食用米を増産し、異常な米価高騰を抑えること。</p>	
<p>(2) 米の需給や価格、流通の安定に政府が責任を負うよう、またゆとりある生産量を確保するよう国に求めること。</p>	<p>国の責任において需要に応じた米生産を推進し、主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築すること、水田政策の見直しについては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること、主食用米の流通量・価格等の調査結果を速やかに検証・公表し、フェアプライスにつながる取組を一層推進することについて令和7年11月に国へ要望を行った。</p>
<p>(3) 民間在庫がだぶつき大幅な価格下落が予測される場合は、国が備蓄米の買い増しを行い、不足する場合は備蓄米を放出して、需給と価格を調整するよう国に求めること。そうした調整を可能とするためにも、大量放出で極端に減っている備蓄米の26年産米以降の買い入れを計画的に増やすよう国に求めること。</p>	<p>J A全農とつとりは農産物生産費統計を根拠に「生産費支払い」として概算金を設定していることから、国に価格保障・所得補償制度の創設を要望することや、県独自の当該制度の創設は考えていない。</p>
<p>(4) 米生産が安心して行えるよう、価格保障・所得補償制度を創設するよう国に求め、県独自の支援制度も創設すること。農協の概算金の生産費払いはよいが、恒常的なものとは限らず、コメの作柄によっては概算金収入が減ることになる。</p>	
<p>(5) 米作りの新たな担い手確保のため、農地や農機具などの無償貸出し制度を創設すること。</p>	<p>米生産の担い手の経営安定・発展には規模拡大が伴うため、規模に応じた能力を有する機械を自ら所有し適期作業を逃さないことが重要である。そのため、無償貸出制度の創設ではなく、機械導入時の負担軽減に向けた支援を引き続き実施する。</p> <p>また、担い手への優良農地の集積・集約を進めるために取り組んでいる「農地中間管理機構支援事業」では、無償の使用貸借契約に基づく権利設定が可能であるため、新たな無償貸出制度の創設は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和の米増産緊急支援事業 50,000千円 ・農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業 95,892千円 ・中山間地域を支える水田農業支援事業 26,657千円 ・集落営農・地域計画実現体制強化支援事業 71,322千円 ・ともに目指す農業生産1千億円！産地・担い手強化支援事業 208,030千円 ・農地中間管理機構支援事業 222,757千円

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 農業を国と県の基幹産業に位置付け、食料自給率や地産地消率向上の目標をもつこと。	国においては、食料・農業・農村基本法等において農林水産業を地域の基幹産業として位置づけている。また、本県においては鳥取県農業生産1千億円達成プラン(令和7年3月改訂)において農業を基幹産業として位置づけており、県内食料自給率及び学校給食用食材の県産品利用率の目標を設定している。
(7) 輸入自由化路線に反対し、ミニマムアクセス米の輸入を制限し、食料自給率50%台の回復と60%台を目指すよう国に求めること。また、県の食料自給率60%の更なる向上を目指し、近年低下傾向の学校給食の地産地消率向上に向け、支援策を充実すること。	ミニマムアクセス米は協定に基づき、自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、制限を求めることは考えていない。食料自給率の向上は、国が主体的に取り組むべき課題であり、国への要望は考えていない。 また、給食への県産食材使用の支援については、令和8年度当初予算案において検討している。 ・学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業 15,000千円
(8) 競争力強化や効率一辺倒の事業や予算が目立つ。機械整備でも農地整備でも、競争力強化や生産性向上や規模拡大の目標設定がなくてもよい、小規模家族経営の農家が現状の経営を維持することに使える事業を創設すること。	小規模農家を含む多様な担い手による機械導入等を支援する「中山間地域を支える水田農業支援事業」について、令和7年度に規模拡大要件を撤廃し、現状維持を認めるなどの要件緩和を行っており、令和8年度当初予算案においても継続支援を検討しているため、新たな事業の創設は考えていない。 ・中山間地域を支える水田農業支援事業 26,657千円
(9) 「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」は、2027年度までの5年間の計画期間の中間年をすぎた。有機農産物・特別農産物の栽培面積2,000haの目標達成に向け、工程表を明確にし、支援策を拡充すること。推進のためにも、県単位、市町村単位での、生産・加工・流通・販売・消費の各分野で構成する協議会を設立すること。来年度から国が小学校給食を無償化するが、県としても積極的に学校給食への有機農産物導入に補助し、導入促進すること。	令和7年度の有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積は、前年よりも60ha程度増加する見込みであり、引き続き2,000haの目標を達成するため、さらなる面積拡大に向けた支援を令和8年度当初予算案において検討している。 市町村では、オーガニックビレッジに取り組んでいる日南町(令和5年度～)や八頭町(令和7年度～)において、地域農業再生協議会を中心に、町内で生産された有機栽培の米やニンジン等を学校給食に提供する取組を進めており、今後も他市町村への横展開等を進めていく。 また、県では、県・JAグループ・市町村・学識経験者・有機農業の生産者等で構成される鳥取県みどりの食料システム戦略会議において、みどりの食料システム戦略基本計画を推進していく。 ・鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業 34,666千円
(10) 気候変動が激しい今日、水田の多面的機能を維持することは重要である。今後の水田活用交付金のあり方は、引き続き、飼料用米・稲、大豆、麦、野菜、果樹等の利用ができる単価支援を、単年ではなく、継続的に支援するよう国に求めること。県独自にでも耕畜連携が継続できるよう支援すること。	令和9年度に向けた水田活用の直接支払交付金の見直しについては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするよう令和7年11月に国へ要望を行った。 また、飼料用米の生産拡大支援については、引き続き令和8年度当初予算案において検討している。 ・土地利用型作物の収益性向上対策支援事業(飼料用米・麦・大豆の生産拡大支援事業) 6,000千円
(11) 県独自に若者向けの価格保障・所得補償制度を整え、県内で若者が安心して農業に励める土台を整えること。	JA全農とつとりは、農産物生産費統計を根拠に「生産費支払い」として概算金を設定していることから、国に価格保障・所得補償制度の創設を要望することや、県独自の当該制度の創設は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【森林・林業】</p> <p>(1) 鳥取県は森林面積が約7割を占め、木材供給と共に国土・環境保全、水源涵養、生物多様性等公益的な機能を有している。しかしこの間の国の「成長産業化」路線によって、まだ成長可能な植林後50年木の大規模伐採によって供給過剰となり、木材価格の低下、自然破壊が進みつつある。「成長産業化」路線を転換し、持続可能な森林づくりを進めることが必要である。</p> <p>① 長伐期や複層林など多様な施業方式の導入を検討すること。</p>	<p>長伐期や複層林など多様な施業の支援等については、令和8年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 1,052,971千円 ・未来につなぐ森林づくり支援事業 104,400千円
<p>② 伐採後の再生林を進めること。そのためにも再生林可能な山元価格の実現を目指すこと。</p>	<p>皆伐・再生林の支援については、令和8年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 1,052,971千円 ・豊かな森づくり協働事業 173,095千円 ・未来につなぐ森林づくり支援事業 104,400千円
<p>② 木造住宅や非住宅への県産材の活用を進める助成制度を拡充すること。</p>	<p>建築資材や労務単価の高騰により、住宅着工数そのものも減少し、またコストを抑えるために狭小化が進んでいることから、県産材の使用量に応じた支援制度への見直しや住戸面積が比較的大きな三世帯同居世帯への支援を拡充することを令和8年度当初予算案において検討している。</p> <p>非住宅への県産材活用については、民間施設に係る補助限度額の引上げ等について、令和8年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり住まいる支援事業 274,167千円 ・非住宅木材活用推進事業 43,536千円
<p>④ 林業の基礎となる林地の地籍調査と境界確定を促進すること。</p>	<p>地籍調査については、令和7年度と同規模の調査経費を令和8年度当初予算案において検討している。また、森林境界を明確化するために、地籍調査機関との連携に向けた市町村への指導等にも取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査事業 886,165千円 ・森林整備のための地域活動支援事業 13,387千円
<p>⑤ 小規模林業家や自伐型林業を担い手として位置づけ、交付金を拡充し支援を強化すること。</p>	<p>小規模林業家や自伐型林業も「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」等の対象としてこれまでも支援しており、更なる拡充は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業 33,672千円
<p>⑥ 「緑の雇用」や「緑の青年就業準備給付金」の拡充や県独自の上乗せをし、林業労働者の育成と定着をはかること。</p>	<p>「鳥取県版緑の雇用支援事業」や「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」等により林業労働者の育成・定着を支援しており、更なる拡充は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 73,109千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 33,672千円
<p>⑦ 広葉樹材の自給率を高める目標を持ち、家具や建築への利用を進めること。</p>	<p>広葉樹については、シイタケ等特用林産物や木質バイオマス、家具材等の生産に有用な広葉樹の植栽を推進し、目的に応じた多様な森林づくりを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材流通イノベーション推進事業 4,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑧再造林は、適地・適木ですすめること。	再造林を行う区域の自然条件及び木材の利用状況を勘案して植栽樹種を定めることは重要であり、森林計画制度の各種計画でも定めているところである。引き続き、森林計画制度に基づき事業体、市町村を指導していく。
⑨良質材から低質材まで、建築材や木製品、紙製品、エネルギーまで、100%有効に利用するカスケード利用に取り組むこと。	カスケード利用の促進については、引き続き、皆伐の促進による生産拡大や、林地残材等の搬出促進、住宅・非住宅分野での建築用材等を中心とした県産材の需要拡大などに取り組んでいく。 ・非住宅木材活用推進事業 43,536千円
⑩大型のバイオマス発電は、製材として利用できる木材まで燃やしたり、輸入チップに頼るなど、環境保全や持続可能性に逆行する実態となっている。バイオマス発電は、林業振興や森林の育成に見合った小規模なものに限定すること。	木質バイオマス発電設備の規模等については、認定権限を持つ国において検討されるべき事項であることから、その動向を注視していく。
⑪市町村の林務職員の育成・確保や、森林組合への支援を強め、地域林業の確立に役割が果たせるようにすること。	各種説明会や研修を通じて、市町村林務職員や森林組合・民間林業事業体への技術的支援の充実を図っていく。
⑫間伐材搬出助成の単価を引き上げること。	間伐材搬出助成の単価については、毎年実施している素材生産等実態調査結果を参考に令和8年度当初予算案において検討している。 ・間伐材搬出等事業 488,000千円
【漁業・水産業】 (1) 不漁続きで休漁・減船に追い込まれようとしている漁業経営者に対し、資源回復するか、魚種転換で新たな収入の見通しが立つまでの間、経営・生活が成り立つよう支援すること。省エネ機器購入補助の要件を緩和し、漁業収入が大きく減っている漁業者も使える制度とすること。	漁業者は、不漁による減収に備え、漁獲共済への加入や漁業収入安定対策事業等を利用されていることから、県による補填は考えていない。 また、漁業収入が大きく減っている漁業者にとって過大な設備投資とならないよう、省エネ機器購入補助の要件緩和は行わないが、設備等の長寿命化のための支援を令和8年度当初予算案において検討している。 ・漁業経営体ステップアップ事業 9,900千円
(2) 不漁の長期化による魚種転換等をする場合、必要な設備や施設や販路開拓を支援すること。	既存漁法(刺網や小型底びき網等)の不漁を受け、魚種転換を行う沿岸漁業者を支援するため、県内に普及していない新たな漁法の導入に向けた調査等を令和8年度当初予算案において検討している。 ・気候変動を踏まえた沿岸漁業緊急不漁対策事業 11,000千円
(3) 新規漁業就業者に対する国の生活費支援制度の拡充と、県独自の上乗せ支援をすること。	漁業研修を修了した新規漁業就業者については、着業に必要な漁船、機器及び漁具等の支援を行っていることから、国の生活費支援制度の拡充に関する国要望や県独自の上乗せ支援は考えていない。
(4) 大型漁船経営を優遇する新漁業法は、沿岸・小規模漁業者の困難を広げるだけでなく、水産資源の管理においても否定的な影響が懸念される。漁業管理の実施にあたっては、沖合創業の大臣管理漁業はTAC管理とし、沿岸漁業の知事管理漁業に対しては漁民の自主的な共同管理を基本とし、機械的なTAC管理は導入しないこと。	TACによる資源管理は、持続可能な漁業を実現する上で必要な取組である。 資源の特性や漁業の実態を踏まえた柔軟な運用が行われているところであり、引き続き、TACによる資源管理を行うべきと考えている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 資源保護と操業の安全をはかるため日韓、日台、日中などの漁業協定の締結を国の責任で進めるよう求めること。日本海・大和堆での中国・北朝鮮漁船による違法操業を排除するよう国に求めること。</p>	<p>我が国周辺海域における水産資源保護及び漁業秩序の維持を図るため、日韓、日台及び日中で漁業協定が締結されている。 漁業秩序の維持及び大和堆周辺水域等における外国漁船の違法操業の取締強化については、令和7年8月に国へ要望を行った。</p>
<p>【生活環境】 (1) 子育て世代、若者、高齢者向けの家賃補助制度を創設すること。セーフティネット住宅に対する家賃補助の実施の市町村と補助額を増やすこと。</p>	<p>セーフティネット住宅に対する家賃補助は、子育て世帯、若者夫婦、高齢者世帯を既に対象として実施している。市町村への県間補助に係る予算の増額を令和8年度当初予算案において検討している。 ・住宅セーフティネット支援事業 23,098千円</p>
<p>(2) 県営住宅の保証人要件を廃止すること。</p>	<p>既に65歳以上の高齢者、DV被害者、障がい者、家賃債務保証を受けた者、家賃債務保証を申し込んだが契約に至らなかった者等を対象に県営住宅の保証人の免除を可能とすることにより、保証人の確保が入居の障壁とならないよう配慮しているため、保証人要件の廃止は検討していない。</p>
<p>(3) 上下水道の耐震化促進のため、県も財政支援すること。民間企業の利潤追求の道具にされ、公的責任が全うできないPFIは導入しないこと。上下水道の広域化は市町村・住民に押し付けないこと。</p>	<p>上下水道事業は公営企業会計であり、耐震化についても利用料金を原資として実施することが基本であるため、県独自の支援制度を創設することは考えていない。 PFIであっても事業主体が公共であることに変わりはなく、民間事業者のノウハウ等を活用することでコスト削減やより質の高い公共サービスの提供が見込めるため、ウォーターPPPの導入について検討を進めていく。 上下水道広域化計画については、市町村の意向を伺いながら、市町村間で検討する素案を県でとりまとめたものであるが、最終的に広域化を判断するのは市町村である。</p>
<p>【原発・エネルギー・ゴミ政策】 (1) 1月6日からの地震では、島根原発からの放射性物質は放出しておらず大丈夫であるとか、原発停止の震度ではないなどと言われているが、今回の震度5強でも、道路の通行止めや列車の運行停止、断水等があり、原発事故が発生したら避難に困難がもたらされることは明らかである。事故や被害が出るのを待つのではなく、その前に、予防的に、地震発生の危険性がなくなるまで原発を停止するよう求めること。</p>	<p>本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は国の原子力防災会議で了承され、一定の実効性が認められている。 原子力災害時に避難経路が使用できなくなった場合には、地域防災計画等に基づき、迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開などを実施するほか、必要に応じて航空機や船舶を用いるなど、代替避難手段を確保して対応する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 島根原発2号機で計画されているプルサーマル計画は、使用済み核燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜたMOX燃料を使うものであるが、青森県六ヶ所村の再処理工場の稼働は目途が立たず、高速増殖炉もんじゅは廃炉となり、プルサーマル計画は破綻している。ウラン燃料の10倍の価格になると言われているMOX燃料を海外から輸入すれば、経費もかさみ、何ら国内での使用済み核燃料対策にもならず、新たな使用済みMOX燃料のゴミを生み出すだけである。しかも、使用済み核燃料を再処理すれば、処理できない危険な高レベル放射性廃棄物が発生することになる。プルサーマル計画導入に反対すること。なお、安全協定に基づく説明は、一委員会の議員にだけでなく、議員全員協議会の場で行い、全議員の意思を問うこと。</p>	<p>島根原子力発電所2号機に係るプルサーマル計画を実施しようとするのであれば、まずは、国及び中国電力が議会、住民、専門家等に対して丁寧で分かりやすい説明を行うべきである。 また、議会における説明・審議の方法については、議会でご判断いただくものと考えらる。</p>
<p>(3) 中部電力浜岡原発では、基準地震動の選定の「偽り」が発覚し大問題となっている。いま島根原発3号機は審査中であり、同様の事態が生じていないか、再点検・再審査を原子力規制委員会に求めること。</p>	<p>浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不正行為に関して、現時点で原子力規制委員会に他の事業者に係る類似の情報は寄せられていない。 島根原子力発電所3号機については、これまで原子力規制委員会に対して厳格な審査や安全を第一義とした慎重な判断を要望してきており、県としても、原子力安全顧問の専門的・技術的知見も踏まえながら、安全対策について厳正に確認する。</p>
<p>(4) 鳥取市・鳥取西部の大規模風力発電計画は、自治体同意を盛り込んだ電気事業法の改正とはなっておらず、事業者が住民説明会をもって事業実施を押し切ろうとしている。自治体の反対の意思を強く示すためにも、江府町・伯耆町・日野町の町長のように知事も反対表明すること。</p>	<p>県としては、再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、地元自治体や住民の意向が最も重要と考えており、これまでも環境アセスメント手続きの中で、県に与えられた権限である、事業者の提出した方法書に対する意見を述べる機会を捉え、地元自治体や住民意見を反映するよう、国に意見書を提出してきている。 県は、法令に基づいて権限を行使することができるが、その中でも地元の意向が反映されるよう要件を設け、厳正に審査することとしており、林地開発許可においては、集落住民の代表者や河川等の排水先の管理者の同意を求めているほか、盛土条例においても、すべての地権者の同意や、近隣関係者に事業計画説明会を開催することを義務付け、その内容に理解が得られるように努めることを規定しているところである。 このように、広域自治体である県は、地元自治体や住民に寄り添いながら、自らの責務を果たしているところであり、引き続き事業者に対し、地域住民が納得できる丁寧な説明を強く要請していくとともに、その実施が不十分な場合は、事業者への適切な指導を国に求めていく。</p>
<p>(5) 県の気候変動対策のCO2の2030年60%削減、2050年脱炭素に向けて着実に進んではきているが、更に飛躍させるには、県民の協力が欠かせない。長野県のようにロードマップと支援策を「見える化」すること。</p>	<p>温室効果ガスの総排出量削減目標達成に向けた主な指標と施策（ロードマップ）、支援策については、既に県ホームページにおいて公表している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 発電事業の環境アセスは、規模によらず、上位の計画や意思決定段階で環境配慮を行う「戦略的環境影響評価制度」とし、アセスで事業の可否の判断ができるよう改善すること。また、環境アセスでは「放射性物質」も評価項目になっており、原発も環境アセスの対象に加え、米国のように「事故」も評価項目に加えるよう国に求めること。</p>	<p>戦略的環境影響評価とは、個別事業の計画・実施に先立つ上位の計画や政策の検討段階を対象としたものであり、国が今後検討を進めることとしている。</p> <p>原子力発電所の設置又は変更については現行の環境影響評価法の対象事業となっており、発電事業の実施による放射性物質の環境影響評価を行うこととなっている。なお、原子力発電所の事故対策については国の原子力規制委員会が原子炉等規制法に基づき審査を行っていることから国に要望を行うことは考えていない。</p>
<p>(7) 淀江産廃処分場計画は、地下水汚染の不安が拭い去れない。今からでも、建設を中止すること。建設着工前からPFAS検査を実施すること。</p>	<p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、関係市長（米子市長）の意見、周辺住民等から提出された意見書、法が求める以上の分野も含めた専門家の意見を踏まえ、地下水等への影響を含めた施設の安全性など法の求める許可基準への適合を厳正かつ慎重に審査し、許可したものである。</p> <p>また、PFASについては、令和7年3月開催の「鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問会議」において安全監視顧問から「PFASは、現時点では基準にないため、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の監視・指導計画に含めず、今後の動向を見ながら対応することにより。」や「処分場による影響かどうかを事後的に確認できるよう、事業開始前にバックグラウンドを把握しておく必要があると思う。」との意見をいただいております。国の基準化の動向を注視しつつ、安全監視顧問の意見を伺いながら、処分場稼働前の検査実施方法などについて検討することとしている。</p>
<p>(8) PFASの国際的水準の基準値を早急に定めることと、規制強化を国に求めること。米子市淀江の西尾原で確認されたPFASの原因を調査し、県が補助して希望する住民に血液検査を実施すること。</p>	<p>国は、令和6年6月25日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、食品に含まれる有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価に基づき、令和7年6月30日付けで水道の水質基準に関する省令の改正を行い、令和8年4月からPFOS及びPFOAが水道水質基準となる規制強化が実施される。</p> <p>水道水源地で検出されているPFOS等への対応は、水道事業者で検討されるべきと考えているが、水道事業者から原因究明等の相談があった場合には協力を検討したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【道路・交通関係】</p> <p>(1) 鳥取駅周辺再整備計画は、事業経費も明らかになっておらず、新たな施設建設と運営、風紋広場をバスターミナルにすることは多額の経費を必要とし、市民負担が増えるため、白紙撤回を市に求めること。バスターミナルの現在地での新設を県が支援し、バス路線の増便・運賃助成、低額のシルバーパス券の発行など、公共交通の充実を図ること。鳥取駅前のにぎわいが薄れたのは、再開発をしなかったからではなく、郊外への大型店の出店を認めたことが大きな原因である。鳥取市の中心市街地活性化というなら、「シャッター通り」となっている若桜街道や智頭街道、鹿野街道沿いの商店や商店街の振興が重要であり、空き店舗に家賃補助や固定資産税を減免し、近年増えてきた県内の若者の創作活動や民芸などを展示販売するなど、県民や観光客が集い、歩きたくなる街づくりを商店街連合会等と協議して作り出していくことが大切と考える。また要望が強い無料駐車場整備も進め、人の流れをつくるよう鳥取市と協議すること。</p>	<p>鳥取駅周辺再整備は、「集約型交通ターミナル機能の再編」や「まちなかへ賑わいを滲み出す空間整備」等を「基本方針」（令和7年6月鳥取市公表「鳥取駅周辺再生基本計画」より）としつつ、鳥取市が主体となって、今後のまちづくりや中心市街地対策の観点も踏まえ、交通事業者、地元経済界、まちづくり団体、金融等の関係機関や若者をはじめとする市民の声を聴きながら検討が進められており、併せて事業費等についても検討が行われているところである。</p> <p>県では、鳥取市主催による四者連携協議会やり・デザイン会議等の場で、より良い整備内容となるよう助言等を行っており、今後も引き続き所要の対応を行っていく。</p>
<p>(2) JRの減便は元に戻し、赤字を理由に区間廃止をしないよう、またワンマン運転はやめるよう、JR西日本に求めること。</p>	<p>県では、これまでも隣接県や沿線市町村とともに、また県とJRとの意見交換の場を活用し、復便等についてJRに要望するとともに、JRや市町村と連携し鉄道利用促進の取組を進めてきたところである。引き続き機会を捉えて要望していく。</p> <p>・鉄道による地域活性化事業 31,456千円</p>
<p>(3) バス・タクシーの運転手が減っており、育成・配置・処遇改善への支援を充実すること。</p>	<p>公共交通維持に向け、県としてもドライバー確保は喫緊の課題と認識しており、これまでも交通事業者のドライバー確保対策への支援を行い、一定の効果が出ている。令和8年度当初予算案では女性や若手ドライバー等確保に向けた支援制度の拡充を検討している。</p> <p>・コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業 （交通事業者主導型） 44,150千円</p>
<p>(4) 鳥取空港のPFI・民間導入を完全公募で実施し、地元企業を締め出すのはやめること。県直営や地元企業への委託を進めること。</p>	<p>鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッションでは、「安全・安心な空港運営」と「空港を拠点とした賑わいの創出」を両輪として、効果的かつ効率的な空港運営と地域・観光振興を目指し、議会にも都度報告しながら運営権者を広く公募により選定する方針を定め、これにより、令和7年11月に優先交渉権者の選定を行ったところである。</p> <p>選定にあたっては、県内企業の空港運営への参画も評価ポイントとしており、空港運営において県内企業との連携は不可欠であることから、優先交渉権者に対し地元企業との連携について条件付けを行っている。</p> <p>このため県直営で進めることは考えていないが、新たな運営権者による県内企業との連携を重視した空港運営により、さらなる賑わいを創出していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(5) 山陰近畿自動車道の「南北線」は、家の立ち退きの住民の負担が大きいため、中止すること。	山陰近畿自動車道(鳥取～覚寺間)については、県東部のミッシングリンクを解消し、周辺道路の渋滞緩和や緊急搬送時間の短縮を図り、交流人口の拡大や産業振興等、多様な効果を生む公益性の高い道路であり、地元住民や産業界・経済界からも期待されている道路であることから、引き続き、国に対して、早期事業化を働きかけていく。
(6) 中国横断自動車道岡山米子線の「米子～境港」の整備計画は多額の費用と環境破壊につながるため中止すること。	中国横断自動車道岡山米子線(米子～境港)については、中海・宍道湖8の字ルートの一部を形成し、人流・物流の円滑化・活性化による地域間連携の強化など、中海圏域の自立的で持続可能な発展に必要な道路であり、地元住民や産業界・経済界からも期待されている道路であることから、引き続き、国に対して、早期事業化を働きかけていく。
【平和・外交】	防衛・外交に関する事項は国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。
(1) トランプ米政権によるベネズエラ軍事攻撃及びマドゥロ大統領夫妻の拘束は、明確な国連憲章違反であり、厳しく抗議し止めるよう国に求めること。	防衛・外交に関する事項は国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。
(2) 高市総理の「台湾有事は存立危機事態になりうる」という発言は、日本が中国に戦争を仕掛けることを意味する。日中関係の回復や環日本海交流の発展のためにも発言撤回を求めること。	防衛・外交に関する事項は国の専権事項であり、国会、政府に置いて責任を持って対応されるべきものである。
(3) 有事に備え平時から自衛隊が利用する特定利用港湾となった境港に、護衛艦や潜水艦、03式中距離地对空誘導弾、ペトリオットが寄港したが、これら全てにミサイル発射機能を強化する内容が、安保3文書と軍事費GDP比2%の前倒し実施の中には含まれている。軍事強化を止めるよう国に求めること。	防衛に関する事項は国の専権事項であり、防衛関係予算は国の責任において決定・審議されるべきものである。
(4) 美保基地配備のC2輸送機は、スタンドオフミサイルの研究段階は終わり、実施に向けた検討段階に入っていると聞いている。美保基地の輸送基地という役割を変更し、戦争の出撃地に変えるものであり、約束違反である。断固C2輸送機への実装に反対すること。	国からは、本装備の導入については、何ら決まったものはないと聞いている。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要請していく。
(5) 新型空中給油機KC46Aの配備が進んでいるが、戦闘機の戦闘行為を継続可能とするのが空中給油であり、上記と同じく、美保基地を戦争出撃地に変えるものであり、配備を止めるよう求めること。	これまで、米子市及び境港市の意見も踏まえ、また、議会とも相談の上、基地の位置づけ及び性格に変更を生じさせないことを確認し、同機の配備に係る了承をしたものである。
(6) 米軍機の低空移行訓練がやまない。低空飛行訓練の中止を強く国に求めること。	米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置するとともに、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練を行わないよう継続して国に要望している。
(7) 国内法をも無視する日米地位協定の抜本的見直しを国に求めること。	日米地位協定の見直しについては、全国知事会が、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるよう提言しており、改めて県として見直しを求めることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(8) 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に求めること。ヒバクシャへの国家補償を実現するよう国に求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、核兵器禁止条約への参加については、国において議論されるべきものである。</p> <p>原爆被爆者に対しては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策が実施されている。国家賠償については日本原水爆被害者団体協議会が国に継続して要求されており、空襲被害者の救済を内容とする議員立法の議論も含め、国の動向を注視していく。</p>
<p>(9) 北朝鮮の拉致問題解決のため、日朝平壤宣言に基づき、核・ミサイル・拉致、植民地支配の清算を包括的に解決するという立場で、日本政府は真剣に北朝鮮と交渉を行うよう求めること。</p>	<p>拉致問題の完全解決に向け、弾道ミサイルの発射等を繰り返す北朝鮮に毅然として対応するとともに、北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉を行い、米国、韓国と連携しつつ、あらゆる手段を尽くして、松本京子さんをはじめとする全拉致被害者の即時一括帰国を実現することを引き続き国に対して要望していく。</p>
<p>【政治改革】</p>	<p>国会議員の選挙制度は国において議論されるべきものであり、本県への影響を含め、国における議論を注視していく。</p>
<p>(1) 選挙制度・投票制度について</p> <p>①多様な民意、地方の声を反映させるため、衆議院議員定数の削減に反対すること。死票が多い小選挙区制度は廃止し、民意を正確に反映する比例代表中心の選挙制度に改革するよう国に求めること。</p>	
<p>②参議院選挙制度のいびつな「合区」や「特別枠」は解消し、熟議の府としてふさわしく、多様な民意を反映し、中長期的に行政監視機能を発揮することができる制度となるよう改革を国に求めること。</p>	<p>国会議員の選挙制度は国において議論されるべきものであり、本県への影響を含め、国における議論を注視していく。</p>
<p>③ 被選挙権年齢も18歳に引き下げるよう国に求めること。</p>	<p>被選挙権年齢については、民主主義の根幹に関することであり、国において議論されるべき事項である。</p>
<p>④高校生の政治活動や学校校内における選挙活動の制約をなくし、政治・選挙活動の自由を保障すること。</p>	<p>公職選挙法で禁止されている年齢満18年未満の者による選挙運動の解禁等については、選挙権年齢や被選挙権年齢と密接に関連する重要な問題であり、国において議論されるべき事項である。</p>
<p>⑤鳥取県民参画条例の常設型県民投票は、外国人住民にも参政権を付与すること。</p>	<p>県民投票に係る事務の多くを市町村(市町村選管を含む)に委ねざるを得ないこともあり、県議会等での議論を踏まえ、「公職選挙法」に準拠するのが適当であるとの結論に至ったものである。</p>
<p>⑥都道府県議会議長会の研究報告書は、「女性や若者等にとって立候補の際に要求される供託金の負担が大きなハードルとなっている」としている。供託金を大幅に引き下げること。</p>	<p>供託金の金額は公職選挙法により定められたものであり、その在り方については、国において議論されるべき事項である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦投票しやすくするため、投票所の増設、巡回投票、投票所までの移動手段の確保、投票所の閉鎖時間繰り上げの中止、期日前投票所の大幅拡大を実施すること。</p>	<p>国及び県の選挙における投票所への移動支援などに必要な経費は、選挙執行経費基準法によって措置されている。</p> <p>市町村の選挙についても、投票所が減少傾向にある中、県として投票環境の向上を図るため、令和6年度に「地域民主主義再興事業」を創設し、独自の投票環境向上施策に取り組む市町村を支援することとした。</p> <p>投票所の運営は、公職選挙法上市町村の事務とされており、市町村が主体となって取り組むべき事項ではあるが、「鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例」の趣旨も踏まえ、県として今後も投票所への移動支援や移動期日前投票所の設置など選挙人の投票環境向上の取組を市町村に働きかけるとともに必要な支援をしていく。</p>
<p>⑧選挙公報が期日前投票に間に合わない場合がある。郵送も含め特別に届ける手段をとること。展示・音声・拡大文字機能を付加すること。</p>	<p>選挙公報の配布は市町村選挙管理委員会により行われるものであり、県としても選挙の都度早期配布を市町村に求めている。</p> <p>また、県が管理執行する選挙においては、点字版・音声版及び拡大文字版の選挙のお知らせを配布している。</p>
<p>⑨希望する病院や施設が「不在者投票施設」に指定されるよう、概ね50人以上となっている指定基準を緩和すること。</p>	<p>本県における不在者投票施設の指定基準については、国通知に準じて、原則として入所定員等が50人以上の規模を有する施設としている。</p> <p>ただし、それを下回る場合であっても、市町村選挙管理委員会が実地調査の上、適正な管理執行が確保できると判断した場合などは指定するなど柔軟に運営しているものであり、今後も同様の方針で対応していく。</p>
<p>(2) カネで政治をゆがめる企業・団体献金は、パーティ券購入を含め全面的に禁止し、税金を分け取りする政党助成金は廃止するよう国に求めること。</p>	<p>企業等による政治活動に関する寄附のあり方及び政党助成金のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する問題であり、国において議論されるべき事項である。</p>
<p>(3) 年度内に結論がでるとされている統一協会の解散は当然である。被害者やその家族への救済措置をとるためにも、統一協会の財産を管理・保全する特別措置法を作るよう国に求めること。</p>	<p>旧統一教会の解散については、司法の場で手続が進められているところであり、本県は解散すべきか否かについて述べる立場にない。</p>

市谷議員要望項目一覧

令和8年度当初分(各種団体分)

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県精神障害者家族会連合会関連】</p> <p>(1) 現在の県の特別医療費助成制度は、精神保健福祉手帳は1級の所持者しか対象になっておらず、その所持率は全体の8.6%である。一方、身体・知的障がいでは1級以外も対象となっており、手帳所持率もほぼ100%に近く、結果、身体・知的障がいに対する県による医療費助成は、身体障がいで約47%、知的障がいで約30%になる。対して精神障がいは、自立支援医療費助成を入れても精神障がい者の3.2%しか県の助成を受けていないと推定される。あくまで手帳所持は個人の選択ではあるが、このように精神保健福祉手帳2級・3級所持のメリットが少ない状態では、手帳所持率は上がらないと考える。従って、県の医療費助成の対象を精神保健福祉手帳者全員にするよう要望する。</p>	<p>特別医療費助成の対象者は、日常生活及び社会生活に極度の制限を受ける身体手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級の重度障がい者の方であり、精神障がいの対象者が少ないのは、精神手帳1級の判定を受けた方が少ないためである。</p> <p>また、特別医療費助成制度は、重度障がい者の治療費に係る経済的負担を軽減するためのものであり、精神保健福祉手帳所持率を上げるために対象者を拡大することは考えていない。</p> <p>なお、障がいのある方の心身の障がいの軽減・除去や機能回復に必要な医療費の自己負担額を軽減するため、障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度がある。手帳の有無に関わらず精神障がい者の投薬治療も対象となっており、これまでも医療費に対する支援を行ってきている。</p> <p>特別医療費助成制度が県と市町村の協調事業であることに鑑み、制度を見直す際には、市町村とよく相談していきたい。</p>
<p>(2) 精神保健福祉手帳の更新は原則2年ごとになっており、その都度診断書が必要である。また、運転免許証の更新も診断書が必要となっている。このように、精神障がいの場合は、他障がいに比べると諸手続きに係る診断書の取得頻度が高くなっている。精神障がいの特性により、このような状態なのは理解できるが、なんとか経済的負担を軽減できる方法として助成制度を創設すること。</p>	<p>診断書の費用について、国は、社会的にみて妥当適切な金額とすること、患者の同意の下で費用徴収することとしており、各医療機関がその金額を定めている。精神障がい者にのみ診断書の取得費用を助成することは、他の要因で診断書の取得を要する方との公平性の観点から慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>なお、精神障がい手帳の新規・更新及び等級変更等の申請時に精神障がいによる障害年金の年金証書等が交付されていれば診断書の添付は不要であり、また、精神障がい手帳と同時に公費負担医療制度の申請を行う場合にも公費負担医療制度の申請に添付する診断書は不要となっている。</p> <p>さらに、将来的には精神障がい手帳手続きのオンライン申請が可能となる見込みであり、申請者の手続き面の負担軽減につながることが期待される。</p> <p>今後とも、関係機関と連携して、精神障がい者が安心して生活できる環境づくりを図る。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県身体障害者福祉協会関連】</p> <p>(1) 昨年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化された。障がい者差別解消の取り組みが円滑に進み、差別の背景にある社会的障壁が取り除かれていかなければならないが、現状はまだ道半ばで、民間事業者、県民とも、障がい者の正しい理解が十分浸透しているとは言いがたい状況である。よって、障害者差別解消法、あいサポート条例をより実効性あるものにするため、民間事業者や県民が、障がいの特性や障がい者を正しく理解する施策に積極的に取り組むこと。「障がい当事者による障がい者理解公開講座」が継続実施できるようにすること。</p>	<p>障がいに対する理解促進に向けて引き続きあいサポート運動の普及、地域実装を進めるよう、令和8年度当初予算案において対応することとしており、その中で、障がい当事者による障がい者理解公開講座を継続することとしている。</p> <p>・「あいサポート運動2.0」事業 30,937千円</p>
<p>(2) 市町村単位の身体障害者団体は、地域の障がい者に対する社会生活の支援及び交流、相談支援を担っており、社会参加の機会を提供するために不可欠な存在である。しかし、活動のよりどころとなっている市町村の身体障害者団体は、活動の担い手不足及び会員の高齢化のため、一部の市町村において解散し、多くの市町村で存続の危機にある。よって、市町村障害者団体の活動が維持継続できるよう、市町村行政又は関係団体（例えば市町村社協等）による支援が得られやすいよう連携・協力体制を確保するなど、県や市町村による団体の育成支援が一層図られるようにすること。</p>	<p>市町村身体障がい者団体の活動の維持継続に向け、鳥取県身体障害者福祉協会と連携して、市町村や関係団体に対して市町村身体障がい者団体との連携及び活動への協力を働きかけていく。</p>
<p>【鳥取県腎友会関連】</p> <p>(1) 鳥取県特別医療費助成制度を継続、充実すること。 透析患者の平均年齢はおよそ70歳と高齢化が進み、その多くが年金生活者である。毎日のように年金額が改定され、消費税・医療費も増え、老後の生活が不安定となっている。このような状況下において、鳥取県特別医療費助成制度は、一部負担があるが、透析患者にとっては大変ありがたい制度となっている。今後とも現行制度を維持すること。</p>	<p>特別医療費助成制度の継続については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・特別医療費助成事業費 679,422千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 透析患者を増やさないために、慢性腎臓病（CKD）予防対策を推進していく取組と助成を継続すること。</p> <p>令和5年厚生労働省の調査では、病院などで慢性腎臓病（CKD）の治療を受けている総患者数は66万6千人である。病院で治療を受けていない患者も含めた患者数は1330万人以上と推定され、成人の約8人に1人（13%）にもなっている。CKDは腎臓の動きが慢性的に低下する病気で、末期腎不全や心疾患疾病のリスクが高く、国民の健康を脅かしている。一番の原因は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病が背景にあると言われ、CKDが悪化すると人工透析・腎移植が必要になる。令和8年度も、当会と鳥取県との共催で、第12回県民健康講座慢性腎臓病講演会「腎臓をいかに守るか～あなたの腎臓は大丈夫」をとりぎん文化会館にて開催し、CKD予防対策を県民に啓発する計画である。透析患者を増やさないため、慢性腎臓病予防対策の推進を支援すること。</p>	<p>慢性腎臓病の予防対策の推進のための県民向け講座の開催（鳥取県腎友会との共催）及び糖尿病対策の推進については、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,982千円</p>
<p>(3) 透析患者の通院対策及び、通院困難な透析患者の送迎サービスを行っている透析病院に支援すること。</p> <p>週3回の透析を要する患者にとって、通院は欠かせない。特に足が不自由になった高齢者、車いすの患者、そして公共交通機関の利便性の悪い地域の患者にとって、週3回の通院は大きな問題となっている。そのため現在、通院困難な患者に、透析病院が独自で送迎サービスを行っている所が多くなってきた。しかし、送迎サービスを行っている透析病院は、送迎車の維持管理と運転手の雇用などで年間で大きな費用負担となっている。送迎サービスを行っている透析病院に支援すること。</p> <p>※令和7年11月に当会が行った「人工透析患者の通院問題アンケート調査」の結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 送迎サービスを行っている病院数 18／27施設 2. 県内で送迎サービスを受けている人数 668人（県内透析患者数1,286人） 3. 送迎サービスに係る年間経費 総額2億4,011万円 	<p>透析患者等の送迎対応等については、透析患者の高齢化等により自ら通院できない患者の増加や人件費、物価の高騰に伴い、一部医療機関では送迎対応に係るコスト負担が増大しているという声も聞かれる。透析施設の送迎サービスは公定価格（診療報酬）の対象外であり、まずは実態調査を行うとともに関係者と協議を行い、必要に応じ対策を検討する。</p> <p>なお、医療機関の光熱費、燃料費等の物価高騰対策として、応援金を支給することについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業（医療機関等物価高騰対策支援事業） 167,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 腎臓専門医・透析専門医の育成と透析施設での常勤体制を支援すること。</p> <p>現在県内の腎臓専門医は、東部6名・中部6名・西部14名、計26名(内小児科5名)、透析専門医の数はわからないが、透析施設は27施設ある。しかし、腎臓・透析専門医の常勤体制がとれていない病院がいくつかある。もし、透析中にトラブルがあれば患者は命に関わるので、透析施設において腎臓・透析専門医の常勤体制が整備されるよう、支援すること。</p>	<p>各専門医や認定看護師の早期育成・確保に向けて、鳥取大学医学部附属病院「腎センター」の運営支援の継続について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(医療分) (鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業) 11,500千円
<p>(5) 腎不全の患者さんに対して、日常生活における療養指導や透析看護において高いレベルの看護ケアを提供できる腎不全看護認定看護師(旧透析看護認定看護師)の育成を支援すること。</p>	<p>腎不全看護認定看護師の育成及び支援として、認定看護師教育機関が実施する認定看護師養成研修に看護師を派遣する医療機関に対して、分野を問わず入学金、授業料、実習料を補助している。(上限750千円/人)</p> <p>県全体の看護ケアの向上を図るためにも、今後も病院等への認定看護師の育成について積極的に働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(医療分) (認定看護師養成研修受講補助事業) 5,250千円 ・認定看護師養成研修事業(単県) 3,750千円
<p>(6) 高齢化が進む透析患者へのサルコペニア・フレイル対策として、腎臓リハビリテーション指導士と管理栄養士の育成を支援すること。</p> <p>腎臓リハビリテーションは、運動・食事・精神的等の包括的なサポートをするプログラムのことを指し、腎臓病患者の生命予後そして、QOLの改善をしていく。腎臓病患者は、身体機能が健常者と比べて7割に低下するため、サルコペニア・フレイルになる可能性は健常者に比べて、数倍にもなるというエビデンスも報告されている。高齢化が進む透析患者のサルコペニア・フレイル対策として腎臓リハビリテーション指導士と管理栄養士の育成を支援すること。</p>	<p>透析患者は食事量減少や安静時間の増加等により、筋力、運動耐容能が低下するため、適切な運動量の確保が必要と認識しており、腎臓リハビリテーションをはじめとする包括的なサポート体制の普及、推進も含め、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>また、効果的な生活療養指導を実施するためのリハビリや栄養の専門職の人材育成(従事者向け研修会)についても、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病・慢性腎臓病(CKD)予防対策事業 1,982千円
<p>(7) 介護が必要な透析患者が、介護保険施設へ入居できる連携体制を整備すること。</p> <p>令和5年度透析導入患者の平均年齢は71.59歳で、透析患者の平均年齢は、70歳を越えようとしている。そのため、今後介護が必要な透析患者が増え、介護保険施設の需要が増えることが予想される。透析患者を受け入れる介護保険施設が増え、施設へ入居できる連携体制を整備すること。</p>	<p>透析が必要な方の介護施設での受入を促進するため、令和6年度の介護報酬改定で特別通院送迎加算が設けられたところであり、県から介護保険施設に対して当該加算の活用及び透析患者の受入について働きかけている。</p> <p>なお、令和7年度に介護保険施設における透析患者受入に関しての状況調査を行っており、受入可能な施設について令和8年度中の公開を予定している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(8) 災害時の透析医療継続の確保と、そのシステムを構築すること。 鳥取県医療政策課（災害・救急医療）・鳥取県透析医会（県内27透析施設）・鳥取県腎友会（会員290名・県内18支部）との連携を図り、災害時の透析医療継続の確保とそのシステムを構築すること。</p>	<p>災害医療コーディネーターの配置や鳥取県透析医会及び各医療機関と連携した取組の継続、また透析医療機関のBCP策定・ブラッシュアップへの支援を継続し、災害時の透析医療の確保・継続を図っていく。（既に全27医療機関中、25医療機関が策定済）</p> <p>・医療行政費（災害医療対策推進費） 3,564千円</p>
<p>(9) 腎移植の普及・推進と腎臓再生医療の研究・推進をすること。 腎移植は現在、末期腎不全の唯一の根治療法である。しかし、日本での腎移植はまだまだ少ないのが現状である。欧米並みに腎移植が受けられるよう普及・推進と法整備をすること。（日本の腎移植数は、2022年で1,782例であり、その内、生体腎移植が1,582例、献腎移植が198例である。令和5年末の献腎移植登録者数は13,738人で、年間0.9%程度しか献腎移植が受けられない。そして、再生医療の研究が進み腎臓再生が実現すれば、腎移植や透析が不要になり、将来、医療費の削減にもつながる。）今後更なる腎臓再生医療の研究・推進をすること。</p>	<p>鳥取県臓器・アイバンクへの臓器移植コーディネーターの配置、医療機関への院内移植コーディネーターの配置等については、令和8年度当初予算案において対応し、引き続き臓器移植を推進していく。</p> <p>・移植医療推進事業 16,848千円</p>
<p>(10) 高齢化や長期透析に伴う合併症の進行により、透析患者にも緩和ケアが必要とされる場面が増えている。透析医療と緩和ケアが連携し、患者の苦痛や不安に寄添う支援体制を整えること。 透析患者の緩和ケアは、透析中・透析中止後のいずれの段階でも、身体的・精神的・社会的な苦痛を和らげ、QOLを向上させるアプローチである。近年、腎不全患者への緩和ケアの必要性が高まっており、厚生労働省は「緩和ケア病棟」の対象に、透析を中止した末期のじん不全患者を含める方針を示した。今後、早期にガイドラインが作成され、緩和ケア病棟の対象となり、医療機関が腎不全患者を積極的に受け入やすくなり、より多くの患者が苦痛なく最期を迎えられるよう支援体制を整えること。</p>	<p>令和8年診療報酬改定（令和8年6月改定）で緩和ケア病棟の診療報酬に腎不全患者を対象とする方針が示されたところであり、今後、緩和ケア病床を整備する医療機関に対しては、既存事業（病床の機能分化、連携を進めるための施設・設備整備に対する補助、補助率1/2）の中で支援していく。</p> <p>また、腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、各圏域に配置し、それぞれの圏域で相談会を開催している。</p> <p>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分） 739,185千円 ・相談支援体制強化事業（腎臓病患者サポート事業） 422千円</p>

【鳥取県聴覚障害者協会関連】

(1) 2023年9月に台風7号による災害情報などが入って来なくて大変困惑した。全国版のニュースは字幕付与があり、地方ローカルニュースには字幕付与がなかったために、きこえない・きこえにくい私たちは災害に関する情報が入らなかった。避難所に避難してもきこえる人と同等に情報が行き届かない場合も考えられる。鳥取県民の一人である私たちは、生活する上で必要な情報が行き届かなく情報格差が生じている。また、地域（特に、校区）の防災無線がすべてあんしんトリピーメールによるメール配信を実施しておらず、まれにメール配信があってもリアルタイムではない。全国版のニュースには字幕付与があり、地方版のローカルニュースにはまったく字幕付きがない現状である。この状況から、鳥取県は、きこえる人と同一内容の情報を同一時点において情報取得ができていない。こういった環境は、「情報障害」という社会的な障害を生じている現状となっている。

令和4年5月25日に施行した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の目的や基本理念に則り、また、平成29年9月に施行した「鳥取県民みんなが進める障がい者暮らしやすい社会づくり条例」（通称：「あいサポート条例」）の趣旨及び令和6年4月に施行した「改正障害者差別解消法」の趣旨を踏まえると、鳥取県内においては情報アクセシビリティが進んでいない。これは、私たちきこえない・きこえにくい人や子どもに対する明らかな人権侵害となる。鳥取県民の一人である、きこえない・きこえにくい私たちもきこえる人と対等にテレビ放送及び防災無線に情報アクセシビリティが図られることを強く求める。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念には、きこえる人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると謳われている。また、「改正障害者差別解消法」では、障害がある人への「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境整備」を行うこととし、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）を実現するための取り組みを推進するため、事業者に対し、「合理的配慮」の提供を義務付けることになっている。かねてから、県議会各会派に要望を繰り返している

テレビ放送については、総務省の放送分野における情報アクセシビリティに関する指針により、NHKでは対象の放送番組の全てに字幕を付与することが目標となっており、民放の地方局においても、令和9年度までに対象番組の80%以上に字幕付与するという目標となっている。県としても、放送への字幕や手話言語の付与について、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容や障害者差別解消法に基づく障がいのある人への合理的配慮の提供を踏まえ、地元テレビ放送事業者に当事者団体からの要望内容を伝えるなど働きかけを行っており、今後も継続していく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>が「テレビ放送事業者に働きかけを行っていく」「情報アクセシビリティ対応機器の導入を促進する」と回答をいただいた。私たちはきこえる人と対等に情報取得ができるように一日でも早く、鳥取県においても情報アクセシビリティが進んでいくよう、以下のことを要望する。</p> <p>①NHK 鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入し、共生社会実現に向けた「合理的配慮」の提供を義務付けること。</p>	
<p>②地域の防災無線の全ての情報をリアルタイムで把握できるようにすること。</p>	<p>市町村が防災行政無線で発信している避難情報などの重要な防災関係情報は、県が運営している「あんしんトリピーメール」、「防災アプリあんしんトリピーなび」でも速やかに発信するように市町村に求めている。防災関係以外の情報のトリピーメール等での発信は各市町村が独自の判断で発信しているところであるが、市町村によっては、防災行政無線発信内容のHP掲載や独自のアプリによる発信などを行っており、県としては住民ニーズに応じた発信を行うよう市町村に働きかけていく。</p>
<p>③きこえない・きこえにくい人が避難所へ避難しても災害情報が得られるように、鳥取県内の避難所に手話言語と字幕による情報アクセシビリティ対応機器「アイ・ドラゴンⅣ」の設置を進めること。</p>	<p>情報アクセシビリティ対応機器の導入に限らず、聴覚障がい者が避難所で必要な情報を取得できるよう、市町村へ働きかけていく。</p>
<p>(2) 令和7年6月25日の手話施策推進法の施行により、鳥取県手話言語施策推進計画の更なるレベルアップが必要である。</p> <p>①手話施策推進法の目的や基本理念に則り、各市町村が定める障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画に手話施策に関する内容を盛り込むこと。全国初の手話言語条例を制定した鳥取県だからこそ、すべての自治体の障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の中に、手話言語に関する施策を入れるようにしなければならない。</p> <p>②手話言語に関するさまざまな施策を反映できるようにすること。</p> <p>③2025年9月23日は9市町でブルーライトアップを実施した。9月23日は手話の日であり、手話言語の国際デーでもあることから、鳥取県手話言語条例の理念に則り、鳥取県を含む19市町村において、自治体の責任でランドマーク等にブルーライトを照らすことができるよう、予算措置すること。</p>	<p>市町村の障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ策定されるものであるが、手話施策推進法の規定の趣旨を踏まえ、手話施策に関する内容が計画に盛り込まれるよう、法制定の経緯及び法律の概要等について県内市町村へ周知を行っている。</p> <p>また、手話施策推進法の内容は、鳥取県手話言語条例や鳥取県手話言語施策推進計画に基づく各施策等で先取りしており、県においては、法施行により手話言語に関する様々な施策を一層推進していく。</p> <p>さらに、県においては、広く県民の手話言語に関する理解と関心を深めるため、ブルーライトアップも含め、手話の日（9月23日）の行事について令和8年度当初予算案において対応する。県内市町村においても、手話の日の行事はそれぞれで企画し、取り組まれるものであるが、全国各地で進められているブルーライトアップの実施については、協力を呼びかけていきたい。</p> <p>・とっとり手話フェス2026（全国高校生手話パフォーマンス甲子園等）開催事業 （とっとり手話フェス2026） 7,508千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 東京デフリンピックの開催に伴い、鳥取県内にて「デフスポーツ」「デフリンピック」に対する認知度が上がってきたが、まだ十分ではない。東京2025デフリンピックのレガシーとして、鳥取県「デフスポーツ」「デフリンピック」に対する認知度向上を当協会のみでの取組ではなく、当協会・自治体・県民が一体となって取り組むこと。また、デフリンピックレガシーを活用する具体的な取組を実施すること。</p>	<p>デフリンピックに出場した本県出身のデフアスリートや今回のデフリンピックに協力いただいた手話通訳を含むボランティア、運営スタッフ等と連携して、引き続き、学校へのアスリート派遣や地域でのデフスポーツの普及啓発等に取り組んでいく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等												
<p>【鳥取県社会福祉協議会関連】</p> <p>(1) 福祉人材の確保・育成・定着に向け、鳥取県福祉人材センターや保育士・保育所支援センター等の関連予算の確保及び、公共職業訓練制度「職業訓練保育士養成科」の受講者支援を充実すること。</p> <p>県内の介護福祉士養成校は鳥取社会福祉専門学校 1 校のみとなった。令和 7 年度入学生は 27 人（定員 40 人、充足率 67%）で、その内訳は高卒者 7 人、外国人 15 人、公共職業訓練制度「職業訓練介護福祉士養成科」訓練生 5 人となっており、介護需要が高まる中、介護人材の確保が大きな問題となっている。また、鳥取短期大学幼児教育保育学科の令和 7 年度入学生は 69 人（定員 100 人、充足率 69%）で、そのうち公共職業訓練制度「職業訓練保育士養成科」訓練生 6 人となっており、保育士の確保も憂慮される事態が続く状況である。このような状況を踏まえ、福祉人材の確保に取り組む鳥取県福祉人材センターや保育士・保育所支援センターの関連予算の確保及び、介護福祉士及び保育士修学資金等の充実を要望する。</p> <p>また、令和 7 年度から県が実施している公共職業訓練生向けの「鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度」は、県内の介護福祉士養成施設にて、公共職業訓練制度「職業訓練介護福祉士養成科」（定員 16 人、充足率 31%）の訓練生 5 人全員が利用しており、失業手当だけでは生活が苦しく学業と生活の両立に不安を抱えるなか、介護福祉士国家資格の取得に専念できる有効な制度として非常に満足され、福祉人材確保の一助となっていることから、鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度の継続実施を要望する。</p> <p>更に、同様に公共職業訓練制度「職業訓練保育士養成科」の訓練生（定員 9 人、充足率 66%）についても 2 年間で教材費など 17 万円程度の必要経費が自己負担となることから、生活困窮で入校を諦める者や経済的理由で退校する者がなくなるよう生活支援を通じた保育士の人材確保の充実に向けた検討をすすめる、県として財政的援助を要望する。</p>	<p>福祉人材の確保・育成・定着のための求職・求人に係る相談対応、福祉の就職フェアの開催等の福祉人材センターの各種事業のほか、同センターと連携し、介護福祉士修学資金や魅力発信等の福祉人材の確保・定着対策を実施することについて、令和 8 年度当初予算案において対応する。保育士・保育所支援センターについては、令和 7 年 10 月の児童福祉法改正により県による設置が法定化されたことにより、これまで以上に県の役割が明確化されたと考えており、今後も、中高生に向けた保育の魅力発信、学生や潜在保育士等への就職支援、就職後の悩み相談窓口の設置、エルダー・メンター制度の導入促進などを通して、県内の保育人材の確保・定着に繋げていくため、これらの事業について継続して取り組んでいく。</p> <p>また、新たな取組として、介護・障がい・子育て分野の垣根を超えた奨学金の免除制度の創設や鳥取県における地域限定保育士試験の実施などを令和 8 年度当初予算案において対応する。</p> <p>なお、「職業訓練保育士養成科」の訓練生に対する支援については、令和 7 年度から実施している介護福祉士に対するテキスト代支援の効果・状況などを検証しながら検討していく。</p> <table border="0"> <tr> <td>・福祉人材センター運営事業</td> <td style="text-align: right;">8, 860 千円</td> </tr> <tr> <td>・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 （保育士・保育所支援センター設置・運営事業） （若い世代への保育の魅力発信事業）</td> <td style="text-align: right;">16, 906 千円 9, 889 千円</td> </tr> <tr> <td>・介護福祉士養成事業</td> <td style="text-align: right;">11, 980 千円</td> </tr> <tr> <td>・鳥取県保育士等修学資金貸付事業</td> <td style="text-align: right;">101, 118 千円</td> </tr> <tr> <td>・福祉人材確保・定着促進事業</td> <td style="text-align: right;">8, 000 千円</td> </tr> <tr> <td>・地域限定保育士試験実施事業</td> <td style="text-align: right;">4, 201 千円</td> </tr> </table>	・福祉人材センター運営事業	8, 860 千円	・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 （保育士・保育所支援センター設置・運営事業） （若い世代への保育の魅力発信事業）	16, 906 千円 9, 889 千円	・介護福祉士養成事業	11, 980 千円	・鳥取県保育士等修学資金貸付事業	101, 118 千円	・福祉人材確保・定着促進事業	8, 000 千円	・地域限定保育士試験実施事業	4, 201 千円
・福祉人材センター運営事業	8, 860 千円												
・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 （保育士・保育所支援センター設置・運営事業） （若い世代への保育の魅力発信事業）	16, 906 千円 9, 889 千円												
・介護福祉士養成事業	11, 980 千円												
・鳥取県保育士等修学資金貸付事業	101, 118 千円												
・福祉人材確保・定着促進事業	8, 000 千円												
・地域限定保育士試験実施事業	4, 201 千円												

(2) 障がい者やその家族、ひとり親家庭や寡婦の孤立・孤独を防ぐため、当事者団体の活動が継続され、安定的な運営が維持できるよう各団体の運営費について支援を要望する。

鳥取県社会福祉協議会が事務局を預かる16の福祉団体(※)のうち、鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会、鳥取県母子寡婦福祉連合会のいわゆる当事者団体は、社会的・経済的に弱い立場の当事者団体として、障がいへの理解や啓発活動、障がい児者の自立と社会参加を促進するための活動支援、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と質の向上及び福祉の増進を図る活動を行っている。近年、会員の減少、高齢化などにより組織の弱体化が進む中で、会の運営財源を確保するための会費の値上げには容易には理解を得られず、事務委託費の確保などを含め、自主財源のみでは十分な活動を継続していくのが困難な状況になりつつある。障がい者やその家族、ひとり親家庭や寡婦の孤立・孤独を防ぐためにも当事者団体の活動の継続は重要であり、また、活動が公的支援の補完的役割を担っていることに鑑み、今後の安定的な運営を維持できるよう各団体の運営費について支援を要望する。なお、現在既にご対応を進めて頂いていることについては、心より感謝申し上げます。引き続き、当事者団体の活動が安定して継続できるよう、温かいご支援を賜りたく、要望する。

(※) 県社会福祉協議会が事務局を委託している16団体

★当事者団体(4団体)：公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会

★職域団体(8団体)：鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県子ども家庭育み協会、鳥取県母子生活支援施設協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県社会就労センター協議会

★職能団体(2団体)：一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会

★その他団体(2団体)：鳥取県肢体不自由児協会、鳥取県福祉研究学会

鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会及び一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会の活動は、当事者やその家族の交流の場の確保、生活の安定や質の向上、福祉の増進に繋がる大切なものであり、活動継続と安定的な運営ができるよう、運営経費の拡充を令和8年度当初予算案において対応する。

・親なき後を見据えた地域生活サポート事業 (親なき後の安心サポート体制構築事業)	4,897千円
・障がい者社会参加促進事業(鳥取県手をつなぐ育成会関係)	3,800千円
・鳥取県社会福祉事業包括支援事業 (鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業)	560千円
(肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金)	330千円
(肢体不自由児父母の会開催補助金)	1,104千円
・ひとり親家庭等総合支援事業	35,129千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【一般社団法人鳥取県介護福祉士会関連】</p> <p>(1) 介護人材不足の中、介護職員の処遇改善等の施策を講じて頂いており、先日の新聞報道では「介護職員の処遇改善は行われてきたが、未だに8万円程度の差がある。令和8年に臨時の介護報酬改定を行い他業種との差が縮まるように検討する」とのことであった。このような介護職員の賃上げが現実になるように引き続き介護報酬等の改善を国に対し働きかけること。</p>	<p>国においては令和8年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として2.03%を措置する予定であり、引き続き、介護報酬等の改善について、国に要望していく。</p>
<p>【鳥取県民生児童委員協議会関連】</p> <p>(1) 少子高齢化、核家族化等が急速に進行し、地域では様々な問題が顕著化している。家族関係や住民相互のつながりが薄れ、社会での孤立の問題が深刻になってきている。更に、様々な生活課題、福祉課題が複雑、困難化し、高齢者の孤立死、児童や障がい者への虐待などが後を絶たない状況である。このような状況の中、「地域共生社会」の実現に向けて、地域の支援を必要とする方の見守り役・隣人として、身近な相談相手であり公的支援のつなぎ役である民生委員・児童委員に寄せる期待は更に高まっている。こうした民生委員・児童委員活動の実態と重要性についてご理解いただき、民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助金について、減額とならないよう引き続きの確保を要望する。</p>	<p>民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費の助成を行うことについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（民生委員・児童委員活動費等） 64,816千円 ・民生委員費（地区民生児童委員協議会等補助金） 16,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会関連】</p> <p>(1) 「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業の継続実施を要望する。</p> <p>本会では、令和3年度より県から本会が委託を受け、「『とっとり方式認知症予防プログラム』普及促進事業」を実施している。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者の閉じこもりやフレイル予防、脳の活性化、次世代育成支援、地域のつながり構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる極めて重要な活動である。無理なく楽しく生活に取り入れて習慣化できるフレイル予防、認知症予防の普及、高齢者の社会参加、コミュニケーションの活性化のため、前向きな取組を継続的に行うよう要望する。</p>	<p>「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業を継続実施できるよう、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポートプロジェクト事業 （「とっとり方式認知症予防プログラム」普及啓発事業） 6, 872千円
<p>(2) 鳥取県老人クラブ連合会では、会員減少に歯止めをかけ、多くの仲間と活動の充実を図るため会員増強運動を実施してきたが、会員減少が進んでおり、会費減少による財源確保が厳しい状況が続いている。会員増強の取組と合わせ、経費削減、会費の見直し等も行っているが、物価高騰の影響も大きく、毎年の基金の取り崩し額も増加している。会設立以来、県社協に事務委託し会運営全般にわたり支援をしていただいているが、人件費相当分の費用負担が十分にできていない状況である。地域において重要な役割を担う老人クラブ活動が継続できるよう、人件費に係る現行の補助率3/4から4/4への引上げなどにより一層の支援を要望する。</p>	<p>県老人クラブ連合会の活動が円滑に行えるよう、人件費補助率の引き上げについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（老人クラブ等活動推進事業）） 6, 551千円
<p>(3) 令和8年度に鳥取県で開催される全国老人クラブ大会に向け、実行委員会を設立し準備を進めている。県外の方々に鳥取の魅力を知っていただくとともに、地域における老人クラブ活動の推進、高齢者福祉の向上に資する大会とするため、大会運営費用の支援を要望する。</p>	<p>令和8年11月に本県で開催予定の第55回全国老人クラブ大会の運営支援について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（全国老人クラブ大会開催事業）） 1, 000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする健康維持と相互の生活支援において、その活動や役割が今後、益々期待されている。本県における老人クラブは現在、544クラブ・22,052人を擁し、高齢者が自主的に仲間づくりを進め、小地域ごとに全国の老人クラブ三大運動である、「健康」「友愛」「奉仕」活動の推進を目標に、各地域において、訪問・声かけ活動、仲間づくり、清掃活動等互いに支え合い、社会参加や地域の高齢者の介護予防等、健康づくり活動に取り組んでいる。老人クラブ活動は、高齢者の閉じこもりやフレイル予防、次世代育成支援、地域のつながり再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる、極めて重要な活動である。いつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に根ざした支え合い活動を企画運営するためにも活動費の確保が必要である。現在、単位クラブに対する補助金の基準(30人)に満たないクラブについても柔軟に対応いただいているが、引き続きご配慮いただくとともに、県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する補助金確保について引き続き要望する。</p>	<p>市町村老人クラブ連合会、圏域・市町村域の老人クラブの事業支援について、令和8年度当初予算案において対応するとともに、引き続き、補助事業の弾力的な運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業(いきいき高齢者クラブ活動支援補助金(単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会に対する補助)) 28,113千円

【一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会関連】

(1) 本会では県の委託を受け、「安心サポートファイル」の全県的な普及を図るために普及員の研修等を行い資質の向上・普及啓発活動に努めるとともに、将来の生活設計に向けた相談支援や親亡き後の問題について関係機関との連絡・調整を行うコーディネーターを設置し、支援を必要とする人が生涯にわたり、地域で安心・安全な生活を送ることができるよう関係機関（福祉・保健・医療・教育・労働等）とのよりよい関係づくりを進めている。安心サポートファイルの全県的な普及・活用については、令和6年度から県育成会主催の事業と併せ説明会を実施するなど、説明会の回数を増やし普及・活用につながるよう計画をしている。近年、特別支援学校・放課後デイサービスから説明会実施の要望が増えている。安心サポートファイルは、障がいのある我が子への支援を関係者に円滑に引き継ぐための引継書であり、親亡き後も一貫した継続的な支援を受け、地域で安心・安全に暮らし続けるための重要なツールとなる。引き続き、安心サポートファイルの普及及び活用への支援を要望する。

また、地域生活支援拠点は、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」など、地域社会における障がい者支援の根幹を担う重要な基盤として位置づけられている。県内市町村においては制度上の整備は進んでいるものの、現場の実態としては、「緊急時の対応」の機能が中心となっており、その他の機能（相談支援・体験の機会・専門人材の養成・地域体制づくり）が十分に活用・整備されていない状況がある。これらの機能は、緊急時に生きるだけでなく、平時からの備えや利用者の安心・地域の支援力向上に寄与するものであり、拠点整備の本来の趣旨に照らしても強化が望まれる。障がいのある方とその家族が安心して地域で暮らし続けるための環境づくりに資するよう、引き続き更なる機能充実と運用改善を支援するよう以下要望する。

- ①安心サポートファイル普及の取組に4,481千円（コーディネーター設置2,901千円、普及拡大推進費1,580千円）の予算を要望する。
- ②安心サポート体制整備の検討（体制整備検討委員会の設置等）に2

親なき後のサポート体制の充実・強化を図るため、引き続き、安心サポートファイルの更なる普及拡大のための普及員の設置や、普及員と関係機関との連携調整を担うコーディネーター配置のほか、今後の普及拡大等のための支援を令和8年度当初予算案において対応する。

また、地域生活支援拠点については、全県的に、緊急時の対応の機能を中心に整備が進んでおり、それ以外の相談支援、体験の機会、専門人材の養成等の機能が十分に整備されていない状況があるため、平時の相談体制の強化、専門的な人材の育成等、地域生活支援拠点の機能を充実させる市町村の取組に対する支援を令和8年度当初予算案において対応する。

・親なき後を見据えた地域生活サポート事業

（親なき後の安心サポート体制構築事業）	4,897千円
（地域生活拠点機能強化支援事業）	5,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>34千円の予算を要望する。 ③人件費に943千円の予算を要望する。</p>	
<p>(2) 県内の知的障がい者の自立支援や育成会活動の充実を図るため、「障がい者社会参加促進事業」に積極的に取り組んでいる。「障がい者社会参加促進事業」では、圏域でのレクリエーション教室や知的障がい者の本人大会、知的障がい者スポーツ祭りを開催し、本人自らが何かを行い自立意欲を高め、社会参加の促進につなげている。このような知的障がい者の社会参加や地域社会への理解の促進を図る活動は今後も重要となることから、引き続きの以下の支援を要望する。</p> <p>①知的障がい者社会参加促進事業に1,600千円(知的障がい者レクリエーション開催事業1,400千円、知的障がい者本人大会開催事業200千円)の予算を要望する。</p> <p>②知的障がい者スポーツ振興事業に2,200千円(鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催)の予算を要望する。</p> <p>③知的障がい者団体広報啓発事業に560千円(手をつなぐ育成会県大会の実施155千円、保護者研修会・地区研修会の実施145千円、広報紙の発行260千円)の予算を要望する。</p>	<p>知的障がい者の社会参加や地域社会への理解の促進を図る活動への支援については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者社会参加促進事業(鳥取県手をつなぐ育成会関係) 3,800千円 ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業(鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業) 560千円
<p>(3) 本会は、知的障がい者本人及びその保護者で構成する当事者団体として、障がいへの理解促進、啓発活動、障がい児者の自立と社会参加の支援など、地域福祉の向上に資する活動を行っている。しかしながら、近年は会員の高齢化や減少が進み、会費収入の確保も困難となっており、団体運営に深刻な影響を及ぼしている。当会の活動は、障がい者の孤立・孤独の防止や、行政の支援制度を補完する役割も担っており、地域における共生社会の実現に向けて不可欠な存在である。については、当会の活動継続と安定的な運営を支えるため、運営費助成制度の創設について検討すること。</p>	<p>鳥取県手をつなぐ育成会の活動は、障がい者やその家族にとって、交流の場の確保、生活の安定や質向上、福祉の増進に繋がる大切なものであり、活動継続と安定的な運営ができるよう、運営経費の拡充を令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親なき後を見据えた地域生活サポート事業(親なき後の安心サポート体制構築事業) 4,897千円 ・障がい者社会参加促進事業(鳥取県手をつなぐ育成会関係) 3,800千円 ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業(鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業) 560千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県保険医協会関連】</p> <p>(1) 物価、光熱費の高騰が長期化し、また人材確保のための賃上げに伴う人件費の高騰も相まって医療機関の経営は非常に厳しい状況が続いている。2024年度の診療報酬改定では、診療所の収入も大きく下がった。地域医療を守る取組の一つとして、今年度実施された「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対応応援金」を来年度も実施すること。</p>	<p>医療機関の光熱費、燃料費等の物価高騰対策として、応援金を支給することについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業 (医療機関等物価高騰対策支援事業) 167,000千円
<p>【鳥取県PTA連合会関連】</p> <p>(1) 人材育成事業・指導者養成事業・調査研究事業について 鳥取県内のPTA活動の促進や、保護者の資質向上のために鳥取県PTA協議会が開催する研修会等の人材育成事業や指導者育成事業、広報紙の発行や調査研究事業及び事務局の施設利用料に引き続き支援すること。</p>	<p>人材育成事業・指導者養成事業・調査研究事業・事務局施設利用料に係る支援を継続することについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業 6,356千円
<p>(2) 学校給食の質の確保について 学校給食の無償化が進んでいるが、物価高騰のもと、食材費や調理費の削減を引き起こす可能性があり、給食の質や量の低下が懸念される。成長期の子どもに合わせた、量や質を担保すること。</p>	<p>市町村立小学校、特別支援学校小学部については、一定以上の学校給食の質・量を確保しながらも保護者の負担を軽減できるよう、国の給食費負担軽減交付金を活用した支援を令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>また、特別支援学校小学部を除く県立特別支援学校の学校給食費等についても、物価高騰のなかでも、一定以上の学校給食の質・量を確保したまま、保護者の負担を軽減できるよう、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して高騰分を支援することについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費負担軽減事業 1,532,808千円 ・県立特別支援学校給食費等負担軽減事業 13,100千円
<p>(3) 教職員の充実と確保について ①鳥取大学の魅力アップを図るとともに、創設予定の「地域教員希望枠」の対象者拡充や奨学金などの助成を拡充し、地元の子どもたちが地元大学で学び教員になるサイクルを構築すること。</p>	<p>地元の子どもたちが地元大学で学び教員になる環境を整えるため、鳥取大学が設定する「地域教員希望枠」により入学した学生に対する奨学金制度（卒業後、県内の学校において一定期間勤務を行った場合、その返還債務を免除）の創設について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県教員養成奨学金貸付事業 (債務負担行為) 14,400千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②教職員の多忙の解消に加え、不登校児童生徒のサポート及び学力を維持するための人員を拡充すること。</p>	<p>教員の業務を補助するため、平成30年度に国の補助事業を活用して教員業務支援員の配置を始めて以降、徐々に配置人数を増やしており、令和8年度においては、一部人員の配置時間数増を検討している。</p> <p>また、学校における不登校児童生徒へのサポート体制強化のため、学校運営支援専門員の増員、市町村が設置する校内サポート教室への運営費支援制度創設のほか、学力向上に向け、小学校における教科担任制の加速、「とっとり学力向上支援チーム」の設置等の対策を令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業（誰一人取り残されない学びの保障の推進） 81, 876千円 ・とっとりの「学ぶ力」パワーアップ総合プロジェクト事業 9, 079千円
<p>(4) 部活動の地域展開について</p> <p>①学校部活動の地域展開に向けては、誰一人取り残されない活動を継続するために必要な予算を確保すること。</p> <p>②部活動の地域展開は、現状では限界もある。地域クラブだけでは、子どもの発達や成長に十分配慮しきれない面もある。学校の部活動指導員の充実と資質向上に向けた、適正な予算を確保すること。また、施設・設備面でも、地域クラブの場合、場所確保に課題が生じている。学校の部活動では、学校施設を活用することが可能である。エアコン設置を進めるなど、猛暑下でも安心して部活動ができるようにすること。</p>	<p>中学校における部活動の地域展開については、子どもたちの活動機会を確保していくことを目的として、文化部も含めて各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて取組を進めているところである。令和8年度から新たに指導者謝金等を含めた地域クラブ活動の運営費を対象とする国庫補助制度が創設されたところであり、更なる地域展開に向けた環境整備を行っていくことについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>また、県立高校の体育館への空調整備については、国に対して特例交付金の対象とするよう要望を行うとともに、避難所指定校については、緊急防災・減災事業債を活用し、令和8年度から順次、整備を進めていくことを検討している。</p> <p>さらに、整備計画の策定を外部委託し、断熱改修工法や空調方式等を検討するとともに、市町村が整備検討の際に参考となるようモデル例を提示することも令和8年度当初予算案において対応することとしており、整備促進に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域展開推進事業 78, 727千円 ・県立学校体育館等空調設置事業 41, 462千円
<p>(5) 学校施設・設備の充実と改修</p> <p>近年の異常な猛暑などの自然環境の変化に対応するため、また避難所となる体育館の空調設備の整備に対し補助すること。</p>	<p>県立高校の体育館への空調整備については、国に対して特例交付金の対象とするよう要望を行うとともに、避難所指定校については、緊急防災・減災事業債を活用し、令和8年度から順次、整備を進めていくことを検討している。</p> <p>さらに、整備計画の策定を外部委託し、断熱改修工法や空調方式等を検討するとともに、市町村が整備検討の際に参考となるようモデル例を提示することも令和8年度当初予算案において対応することとしており、整備促進に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校体育館等空調設置事業 41, 462千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 通学路の安全確保 災害・防災を踏まえた安全な通学路を確保するため、各機関に働きかけ、危険箇所への対応を早期に実施すること。</p>	<p>公立小中学校の通学路の安全確保については、毎年度、学校ごとに市町村教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が合同で点検を行い、対策が必要な危険箇所については、各関係機関が分担・連携しながら対策を進めている。 併せて、関係機関の担当者を対象に「通学路安全対策担当者会」を開催し、各地域の危険箇所を把握するとともに、安全対策強化につながる合同点検の実施方法等について意見交換している。 引き続き危険箇所の対策が確実に行われるよう、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組んでいく。</p>
<p>【鳥取県高等学校PTA連合会】 鳥取県社会教育団体補助金（鳥取県高等学校PTA連合会）として、以下要望する。 (1) 指導者養成事業 （鳥取県高等学校PTA連合会） ①鳥取県高等学校PTA研究大会及びPTA会長研修会開催経費について、県内各校のPTA指導者の資質の向上及び会員への情報提供を図り、各校の交流及び情報共有を目的に開催するにあたり、PTAの負担を軽減するため、支援をすること。 ②中・四国及び全国高等学校PTA連合会大会参加経費について、中・四国及び全国高等学校PTA連合会大会へ職員を派遣するにあたり、厳しい予算の中、負担軽減できるよう引き続き支援すること。</p>	<p>人材育成事業・指導者養成事業・調査研究事業・事務局施設利用料に係る支援を継続することについて、令和8年度当初予算案において対応する。 ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業 6,356千円</p>
<p>(東・中・西部地区高等学校PTA連合会) ①東・中・西部地区高P連会長・公聴会及び研修会経費について、東・中・西部地区高P連の指導者の資質向上、養成を目的に定期的を開催している。各地区で協調・連携した活動をしており、引き続き支援をすること。 ②中・四国及び全国高等学校PTA連合会大会参加経費について、中・四国及び全国大会へ参加することは、地区高P連を支える会員の資質向上、次期指導者の研修を目的としている。厳しい予算の中、保護者の負担軽減のため、引き続き支援をすること。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 調査研究事業</p> <p>①年3回発行している高P連会報の印刷等経費について、高校生を取り巻く諸課題に対し、子どもたちの健全育成を目指したPTAのあり方や活動の先進的取組の紹介をするなどして、全保護者への情報提供とPTA活動に参加することの大切さの啓発を図っている。生徒数の急激な減少により会費収入が大きく減少している中で発行しており、かかる経費について、引き続き支援すること。</p>	
<p>(3) 交流室使用助成事業</p> <p>①鳥取県立生涯学習センター内に設置されている社会教育団体交流室の使用料について、団体の活動を円滑に行う上で、連絡調整等のために、交流室は必要不可欠であり、引き続き支援すること。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等				
<p>【鳥取県中学校体育連盟】</p> <p>(1) 第52回鳥取県中学校総合体育大会各競技運営費補助金として、昨年度並みの40万円の予算を措置すること。 令和8年度は、第52回鳥取県中学校総合体育大会が西部地区を中心に開催される。近年大きな課題の一つとして夏季の気温上昇による熱中症が挙げられる。県中総体の会場でも、屋内競技については空調設備のある施設での固定化開催を目指し、県内全域の施設を調整している。併せて、熱中症対策費も各専門部に予算化している。また駐車場に警備員の配置、会場に看護師等の配置も検討し、より安全に大会を実施できるよう考えている。</p> <p>(2) 令和8年度中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金として56万円の予算措置すること。 中国ブロック大会では4競技（陸上、バスケットボール、新体操、剣道）が鳥取県鳥取市と米子市での開催となる。中国各県より予選を勝ち抜いた選手が練習の成果を競い合う。そのための準備を進めている。</p> <p>(3) 全国大会中国ブロック大会選手派遣費補助金として、160万円の予算を措置すること。 令和8年度の全国大会（夏季）は中国ブロックで開催される。駅伝は滋賀県、スキー・スケートは長野県でそれぞれ開催となり、中国大会は中国5県で開催され、スキーは鳥取県大山町の開催となる。また、本県では、新体操、バドミントン、相撲が鳥取県鳥取市、米子市、倉吉市での開催となり、現行通りの開催は令和8年度までとなり、本県で開催される新体操、相撲は最後の全中大会となる。夏季の気温上昇による熱中症対策も各開催場所で徹底して行い、より安全に安心して大会が行われるよう、また鳥取にきて良かったと思ってもらえることができるよう諸準備をすすめている。地域展開に伴う、地域クラブ活動の参入も踏まえ、大会開催に大きな注目がなされ、関心が高まっている今このときに心身の育成を目指した運動部活動の活発化を図りたいと考えている。</p>	<p>各種選手権等大会運営や派遣などに係る支援については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>また、令和8年度に中国ブロックで開催される全国中学校体育大会のうち、本県で開催される3種目の開催への支援についても、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <table border="0"> <tr> <td>・学校関係体育大会推進費</td> <td style="text-align: right;">37,097千円</td> </tr> <tr> <td>・令和8年度全国中学校体育大会開催事業</td> <td style="text-align: right;">24,065千円</td> </tr> </table>	・学校関係体育大会推進費	37,097千円	・令和8年度全国中学校体育大会開催事業	24,065千円
・学校関係体育大会推進費	37,097千円				
・令和8年度全国中学校体育大会開催事業	24,065千円				

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県高等学校体育連盟】</p> <p>(1) 鳥取県高等学校総合体育大会の開催費補助金として、90万円の予算を措置すること。 5月30日～6月1日の3日間、県下全域で37種目、約6千名の高校生が参加し開催される。県内としては高校生最大の体育大会である大会の開催は、本連盟の自主財源だけでは乏しく、開催費補助金の予算措置が必要である。</p> <p>(2) 中国ブロック高等学校選手権大会の開催費補助金として、154万円（1種目14万円）の予算を措置すること。 中国5県持ち回り開催で、本県では、卓球、ハンドボール、駅伝、サッカー、ラグビーフットボール、テニス、自転車（ロード）、ホッケー、フェンシング、アーチェリー、ライフル射撃の以上11競技を開催する。</p> <p>(3) 全国高等学校総合体育大会派遣費用として、43,039千円の予算を措置すること。 7月22日より滋賀県を中心に開催される夏季大会（30競技）。全国定時制通信制大会（5種目）、冬季大会（4競技）。これら3大会の選手・引率者・本部役員の派遣に費用が必要である。全国大会として、高校生最大の体育大会であり、今年度は中国5県を中心の開催であったが、来年度は近畿6県での開催となるため、予算の増額が必要である。</p>	<p>各種選手権等大会運営や派遣などに係る支援については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・学校関係体育大会推進費 37,097千円</p>
<p>【一般社団法人鳥取県私立学校協会関連】</p> <p>(中学高等学校部会)</p> <p>(1) 私立高校授業料無償化は、生徒の授業料支払い分を無料にして学びを保障することであり、私立学校の運営費の収入が大きく伸びるものではない。鳥取県として、私立学校の運営を支えることは引き続き必要であるため、鳥取県私立高等学校教育振興補助金は維持すること。</p> <p>(2) 私立中学校の授業料も、私立高校同様に無償化すること。</p>	<p>いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高等学校教育振興補助金の取扱い等については、国の動向を注視しつつ、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1,815,928千円</p> <p>私立中学校の授業料の無償化については、高校と同様に令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・私立高等学校等就学支援金支給等事業（就学支援金（中学生）） 188,824千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 県外や海外からの生徒受入に積極的に取り組んでおり、学生寮の運営や施設整備、受入生徒の生活面への支援を充実すること。</p>	<p>県外生徒等の募集、受入の支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改造による寮の整備経費への補助について、引き続き、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>なお、県外生徒等の受入については、各校の魅力化・特色化として個別に取り組まれるべきものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1, 815, 928千円 ・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金） 121, 595千円
<p>(4) 物価高騰、最低賃金の改定、教職員確保に伴う賃金引き上げ等が、学校経営を圧迫しており、経常的経費に対する補助を増額すること。</p>	<p>物価等の高騰に係る支援については、緊急対策として令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校等物価高騰対策支援事業 16, 700千円
<p>(5) 私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金に加え、「愛知県私立学校施設設備整備費補助金」を例に、新築及び増築等も補助対象にすること。</p>	<p>私立学校は、自己資金で必要なものを自ら用意するという概念、自己所有の原則が学校法人設立の認可基準にもあることから、新築、増築に係る支援については考えていない。</p>
<p>(6) 熱中症対策と競技力向上のため、併せて災害時の避難所活用のため、体育館等冷暖房設置を補助すること。</p>	<p>体育館等の冷暖房設置については、国に補助制度があり、補助要件を満たせば施設の高機能化整備が可能であるため、引き続き国制度の周知を図っていく。</p>
<p>(7) GIGAスクール構想は、オンライン授業の充実につながるものであり、いまや必須のアイテムである。生徒間及び公私間の格差が広がらないよう、低所得家庭へのタブレット購入費の支援を充実し、タブレット購入にあたっては公立高校と同一機種の学校は公立と合わせて購入を要望する。</p>	<p>タブレット端末の共同調達については、調達時に使用する機種仕様を定める必要等があることから、まずは私立学校協会においてご検討いただきたい。</p> <p>なお、ICTを活用した教育を推進するための取組に対する支援の継続については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1, 815, 928千円
<p>(8) 各校が学校の特色として海外研修旅行等を実施している。研修先は各校が判断しているが、鳥取県国際交流財団の米子ソウル便の経費支援に該当する場合は、当該助成を実施すること。</p>	<p>海外研修旅行は、各校の魅力化・特色化として個別に取り組まれているものであり、支援は考えていない。</p> <p>なお、鳥取県国際交流財団が実施する海外教育旅行に対する支援については、令和7年度に助成額の拡充が図られたところであり、ご活用いただきたい。</p>
<p>(9) 教員の確保が年々厳しさを増す中、確保に向けて、県全体（県立・私立）での教員確保及び紹介支援を目的とした仕組み（教員人材バンク等）を創設すること。</p>	<p>公立学校教員の確保においては、各種説明会に加えて、SNSや動画配信を活用した情報発信、教員採用試験における関西会場の設定など様々な施策を行うことでようやく確保できている状況であることに加え、私立学校とは求める教師像や休暇制度の違い等により、採用条件提示の困難性など課題も多いことから、公私を越えた人材確保の仕組みを構築することは考えていない。</p>
<p>(10) 教員採用説明会（県外）に対し支援すること。</p>	<p>職員募集・人材確保に要する経費は、教育振興補助金の対象経費として支援してい</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(11) 教員の県外からの応募者に対する交通費及び採用後の移住に係る経費を支援すること。	<p>る。</p> <p>また、県外者の採用に係る移住支援については、各市町村において移住支援制度を設けており、要件を満たせば補助が受けられる場合があるため、各市町村に御相談いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1, 815, 928千円
(12) 働き方改革の推進に当たり、教員についても部活動のあり方が課題となっている。外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用、部活動指導員の指導手当等への助成の充実を図ること。	<p>外部人材活用の推進や寮舎監、スクールカウンセラー等の配置など、私立学校の働き方改革推進に対する支援について、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 1, 815, 928千円
(13) 特別支援担当教員並びにスクールカウンセラーの人材確保と助成を充実すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（心豊かな学校づくり推進事業） 18, 906千円 ・私立学校支援等事業（私立学校あいサポート教育推進事業） 3, 940千円
(14) 海外大学進学者に向けた県独自の給付型奨学金を新設すること。	<p>令和8年度から、国外大学進学を対象とした「世界へ羽ばたく人材育成奨学金」の貸与を開始し、鳥取県の未来を創るグローバル人材の育成のため、支援を行うこととしている。給付型については、日本学生支援機構に海外留学支援制度があるため、そちらをご活用いただきたい。</p> <p>海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料助成金については、令和6年度に対象者を拡充（児童扶養手当受給世帯を対象に追加）したところであり、状況を確認しながら、今後の支援を検討する。</p> <p>また、グローバル人材育成のための英語教育の強化に係る経費の支援については、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（心豊かな学校づくり推進事業） 18, 906千円 ・育英奨学事業費（国外大学奨学資金） 7, 500千円
(15) 一般財団法人日本私学教育研究所主催による研修会は、毎年私学経営から各専門部会、若手・中堅教員等幅広く、研修内容も充実しており、職員の育成及び資質向上の観点から、参加費等を支援すること。	<p>一般財団法人日本私学教育研究所が主催する研修会への参加費用の支援について、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立共済事業等助成事業） 116, 782千円
(幼稚園・認定こども園部会) (1) 幼児教育・保育の基盤整備・強化及び質の向上は、子どもたち一人一人の豊かな育ちを支え、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要なものであり、子どもたちの今と未来の幸せの鍵を握る大きな要素と考える。そのためには、安定した経営基盤の確保と愛情豊かで資質ある幼稚園教諭・保育教諭の確保が重要である。施設型給付の公的価格の確保・充実を国に要望すること。また、処遇改善についても格段の配慮を要望する。	<p>経営基盤の強化に向け、物価高騰による運営費の上昇を適切に公定価格に反映させることや、低年齢児保育や障がい児保育における加配等、手厚い人員体制による保育に対し適切に評価すること等に加え、幼稚園教諭・保育士等について、さらなる処遇改善、人材確保策を講じるよう、令和7年8月及び11月に国へ要望を行った。今後もさらなる経営基盤の強化、処遇改善等を国に対して求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 保育の受け皿の整備が進められる中、幼稚園や認定こども園においては、無償化に伴って長時間保育利用や預かり保育利用の増加、保育の低年齢児化が顕著となっており、保育者の確保が切実な問題となっている。また、1クラスの少人数化やチーム保育による複数担任制、特別な支援が必要な園児の増加等に対応する保育者の確保も喫緊の課題となっている。このような状況の中で、質の高い幼児教育・保育を実現するには、資質ある人材の確保が不可欠である。ついては、県内就職希望者への処遇加算等、更なる人材確保策を講じること。また、中学・高校の進路指導の一環として、生徒の職場見学・職場体験の機会の拡充にも協力をお願いする。</p>	<p>保育士・保育所支援センターによる中高生を対象とした出前説明会や保育のおしごと体験事業等を通じ、若い世代への保育の魅力への理解を深め、将来的な保育人材確保につなげる取組を進めていく。</p> <p>また、幼稚園・認定こども園の幼稚園教諭・保育士等について、さらなる処遇改善、人材確保策を講じるよう、令和7年8月及び11月に国へ要望を行った。今後もさらなる処遇改善を国に対して求めていく。</p> <p>・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 (保育士・保育所支援センター設置・運営事業) 16,906千円 (若い世代への保育の魅力発信事業) 9,889千円</p>
<p>(3) 幼児教育・保育の重要性が認識されている中、就労家庭の2歳児は制度の中で守られているが、在宅子育て家庭の2歳児就園については、制度外となっている。0歳から5歳にかけての乳幼児の切れ目のない育ちの中で、家庭での一対一の子育てから集団での生活にスムーズにつなげていくことは極めて重要である。在宅子育て家庭の2歳から3歳への円滑な移行という観点にも配慮し、在宅子育て家庭の2歳児受入に対しても、等しく幼児教育・保育に対する支援が受けられるよう、幅広い公的支援をすること。</p>	<p>0～2歳児を含め幼児教育・保育の完全無償化を実現するよう、令和7年8月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p>
<p>(4) 地域の子育て支援の幅広いニーズに応じて、預かり保育、未就園児親子登園、園開放、親子の集い、子育てサークル、子育て相談等、幅広い子育て支援事業を実施し、孤立した育児の支援強化や良質な成育環境の提供に努力している。国においては、全ての子育て家庭を対象とした「こども通園制度」の実施に向けた取組が進められているところだが、不安もあり、親子登園や園開放等を含めた柔軟な運営形態を認めるよう求めること。また、現在実施している子育て支援事業に対しても、公的支援を充実すること。</p>	<p>私立幼稚園等が実施する子育て支援事業に対する私学助成の充実を図るよう、令和7年8月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>また、こども誰でも通園制度について、市町村において円滑な事業実施がなされるよう支援していく。</p>
<p>(5) 特別支援教育・保育の円滑な実施にあたっては、より深い知識と専門性が求められ、幼児一人一人の障がいに応じたきめ細かな支援・対応が必要である。そのため、実施する園に対して、国及び県単独事業の補助金を拡充すること。</p>	<p>障がい児を受け入れる幼稚園に対する補助単価の引上げ等を行うことについて、令和7年8月に国へ要望を行った。今後も継続して国へ要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) エネルギー・食料品価格等の物価高騰が園経営にも影響を及ぼしており、地域の実情に合わせて必要な支援をすること。また、警備員配置、清掃業者委託、降雪時の除雪費用などにも支援すること。</p>	<p>物価高騰については全国的な課題であり、一元的な対応が求められることから、国において対策を講じるよう令和7年8月及び11月に国に要望を行い、令和7年度国補正予算において、保育所等の公定価格に、物価高対応のための特例的な運営継続支援臨時加算が創設され、県においても必要な予算措置を行っている。</p> <p>警備員配置等への支援については、市町村等と意見交換を行い国要望の必要性を検討するが、市町村とご相談いただきながら、保育支援員の配置による対応もご検討いただきたい。</p>
<p>(7) 幼稚園一種免許状の単位習得に資する免許法認定講習を実施していただき、感謝申し上げます。次年度においても引き続き実施すること。</p>	<p>引き続き、幼稚園一種免許状の単位習得に資する免許法認定講習の実施について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・幼児教育専門性向上事業 1,341千円</p>
<p>(専修各種学校部会)</p> <p>(1) 近年、県内専修学校専門課程（専門学校）・高等専修学校は、募集停止・休校・廃校が相次いでいる。県内専修学校は平成7年24校をピークに令和7年現在11校まで減少の一途をたどっている。今後も募集停止、休校、廃校の検討がなされている学校もある。卒業後の地元定着率の高い学校種の存続の危機が迫っており、多くの専門学校進学者が県外に流出している。できるだけ多くの学校を存続させ、卒業後の地元定着を促進するため、助成策を再検討すること。</p>	<p>専門課程のみを運営費支援の対象としている自治体が多い中、本県では専門課程のみならず、一般課程を含む全ての私立専修学校に対して支援を行っており、引き続き、これまでと同様の運営費支援を行っていく。</p> <p>また、看護分野においては、専任教員の人件費を含む手厚い運営費支援を行っているほか、令和6年度には新たに、専門課程を置く専修学校に教員配置の加算支援を行っており、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・私立学校教育振興補助金（鳥取県私立専修学校教育振興補助金）106,879千円</p>
<p>(2) 産学交流FESの開催など、県を挙げて若者の地元定着について尽力いただいているが、県内専門学校卒業生の地元定着を促進するため、産官学連携の中に専門学校の更なる参画を要望する。</p>	<p>県内進学・就職を促進するため、専門学校を含む各種学校や産業界との連携を強化し、生徒や学生が鳥取で学び働き暮らす楽しさを体感できる場を創出する。</p> <p>・若者の県内就職・定着応援事業 30,000千円</p>
<p>(3) 現在フリースクールに通う児童生徒を持つ家庭には、各市町村から通所費、交通費等への支援をいただいている。しかし、通所費への支援は、市町村ごとで異なっており、全市町村において一律3万円の補助に改正することを求める。県からも市町村に働きかけること。</p>	<p>令和6年10月下旬に県内東・中・西部で市町村との意見交換会を開催して通所費支援に関する協力依頼を行ったところであり、引き続き働きかけていく。</p> <p>なお、フリースクールの授業料支援については、令和7年度に拡充したところであり、状況を確認しながら、今後の支援を検討する。</p> <p>・不登校対策事業 76,657千円</p>
<p>(4) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金は、就職先が「特定業種」の場合、「一般業種」より助成率・最大助成額が高くなっている。その特定業種に「私立の中学校・高校の教員の職域」は含まれるが、専修学校の教員は含まれていない。等しく県内への若者定着という使命を果たす存在として、専修学校の教員も特定業種に認定すること。</p>	<p>令和7年度に特定業種に追加した「私立中学・高校の教員」と同様に、教員免許を要する専修学校教員についても、業種団体からの寄附を前提に、令和8年度に追加する方向で検討する。</p> <p>・鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 79,829千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 物価高騰、ガソリン代の高騰が家計の大きな負担となっている。専門学校学生は大学生と同様、鳥取県高校生等通学費助成事業の対象外だが、地元定着、人材確保の観点から専門学校学生も対象とするとともに、公共交通機関利用に加え自動車通学の燃料代も対象とすること。</p>	<p>高校生等通学費助成制度は、自らの市町村に居住する子どもが経済的負担により希望する学びを諦めることがないようにという教育の機会均等の趣旨を踏まえ、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村に対する補助事業として開始した事業である。本事業の実施主体である市町村において専門学校生への拡大など制度見直しの要望はなく、対象を拡大することは考えていない。</p>
<p>(6) 昨今の物価高騰の影響で、燃料費・光熱費等の経費が大幅に増加しており、その負担が学校運営に大きな影響を及ぼしている。物価高騰に対する支援を継続実施すること。</p>	<p>物価等の高騰に係る支援について、緊急対策として令和8年度当初予算案において対応する。 ・私立学校等物価高騰対策支援事業 16,700千円</p>
<p>(7) 県内の日本語学校へ通学する外国人留学生の数が増加していく中、県内の専門学校等への進学を希望する留学生も多くなっているが、現状ではその受入体制が十分とは言えない。県が主導する形で、外国人留学生の受入体制を整備すること。</p>	<p>専門学校から留学生コース設立の相談があった場合には、助言等適宜対応する。</p>
<p>(8) 県内で就職を希望する外国人留学生が増加している。各種の就職フェアにおける留学生への対応など、留学生の就職のための環境整備をすること。</p>	<p>既存の就職フェア等合同企業説明会については、いずれも留学生も利用可能であり、とっとりインターンシップでは留学生に特化した情報発信や受入体制の仕組みを整備している。引き続き県内高等教育機関、専門学校にご案内するとともに、配慮すべき事項等があれば対応を検討していく。</p>
<p>(自動車学校からの要望) (1) 自動車学校は仮運転免許に関する業務を県との委託契約のもとで行っているが、県の委託料は他県に比べて著しく低く、全国平均を大きく下回っている。委託料を全国平均並みに是正すること。</p>	<p>仮運転免許に関する業務の委託料について、全国平均に近づけるよう、採用する単価や積算方法の見直しを行うことを令和8年度当初予算案において対応する。 ・運転免許・認知症等運転者対策費（仮免許業務委託） 11,193千円</p>
<p>(2) 県内高校生（進路決定者）の運転免許取得の時期を、なるべく早期の通学許可に変更するよう、知事部局から鳥取県高等学校長協会に協力要請すること。</p>	<p>県立学校においては、既に校長会や指導部連盟会議開催時や、学校訪問時において、進路決定者等に対し早期に通学許可を出すことを検討するよう促している。なお、同様の働きかけを知事部局から私立学校協会にも行っている。</p>
<p>(3) 電気料金の値上げ、ガソリン代の高騰に対し支援すること。</p>	<p>物価等の高騰に係る支援については、緊急対策として令和8年度当初予算案において対応する。 ・私立学校等物価高騰対策支援事業 16,700千円</p>
<p>(鳥取県私学振興会) (1) 鳥取県私学振興会が実施する退職金資金給付制度に対する補助率を「標準給与総額の40/1,000」に引き上げること。現在、鳥取県を含む7県が「標準給与総額の36/1,000」とトップ水準を維持しているが、私学教職員の福利厚生の中核である退職金に関わるものであり、県財政も厳しさを増す昨今であり心苦しいが、是非配慮いただくことを要望する。</p>	<p>本県は、既に全国トップの補助率による補助金を交付している状況であり、現行どおりの補助率で令和8年度当初予算案において対応する。 ・私立学校支援等事業（私学共済事業等助成事業） 116,782千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する補助率を、堅持すること。</p>	<p>私学共済制度については、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私学共済事業等助成事業） 116,782千円
<p>(3) 私学経営に関する情報を収集し、その分析と研究結果を関係者に提供する一方、経営をめぐる諸問題について相談に応じ、教育振興に寄与する目的で助成をいただいているが、引き続きの助成を要望する。</p>	<p>私学経営相談事業については、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私学共済事業等助成事業） 116,782千円
<p>【鳥取県農業会議関連】</p> <p>(1) 農業委員会法に基づき、県農業会議は市町村農業委員会の支援組織として業務運営を行っている。県補助金によって、業務運営が支えられており、それがなければ組織の存続も不可能であり、以下の予算について引き続き配慮・確保すること。</p> <p>①農業委員会活動強化対策事業：8,674千円 農業委員、農地利用適正化推進委員の研修を行うため。</p> <p>②農業会議運営・事務費：13,171千円 農地法等法令に基づく業務及び組織運営に不可欠であるため。</p> <p>③機構集積支援事業：13,130千円 農業委員会巡回支援及び女性委員及び事務局職員研修のため。</p>	<p>農業会議の運営に要する経費への継続支援について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会等支援事業（鳥取県農業会議補助金） 39,475千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県畜産農業協同組合関連】</p> <p>(1) 当組合は10年以上にわたり、飼料(WCS)の生産を約180ha行ってきた。WCS、トウモロコシの収穫機械の更新(品質改善を目的とした「細断型ホールクローブ収穫機」導入)の助成を希望する。</p> <p>家畜のエサは、高値で推移しており、稲WCSを粗飼料として求める畜産農家が定着・増加し、この取組で、耕畜連携による稲WCS生産と畜産の飼料自給率向上及び畜産堆肥の循環が確立されている。耕種側からも稲WCSを転作作物として作付けを希望される農家の声も絶えず、酪農、肥育、繁殖農家へWCS等の県内飼料を提供してきた。しかし、畜産農家も経営は厳しい状況が続いており、エサの価格を上げることもできない中、収穫機械は老朽化し、修理費用もかさんでいる。当組合が保有する収穫機は3台体制で約180haの収穫作業を実施継続しており、その期間は9月上旬から11月中旬までかかり、年の天候により11月末まで要する事もあるが、11月に入ると稲WCSの収穫適期が遅れるため、大幅な品質低下が見られ、畜産農家から品質面で苦情が出ている状況である。現状の課題を解決するために、収穫機を3台から4台にすることを考えているが、国の畜産クラスター事業では作付面積の増加が求められ、制度活用が難しい。機械を更新しなければ、この先、生産を続けることができなくなり、鳥取県の水田施策にも影響が出かねない。機械の更新費用の補助を要望する。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>国の畜産クラスター事業の機械導入事業は、事業の要件として面積拡大又は収穫量の増加が求められる。特例として実施する飼料増産優先枠は、飼料生産組織が稲発酵粗飼料の品質向上を図るなどの計画を策定し取り組む場合、現状と同等の面積でも機械を導入して事業を実施することが可能であるため、鳥取県畜産農業協同組合に具体的な計画を伺いながら検討する。</p>
<p>【鳥取県農業協同組合中央会・鳥取県信用農業協同組合連合会関連】</p> <p>(国への要望)</p> <p>(1) 農業関連予算総額を拡大し、人件費・物価高騰を踏まえた、各種施策の補助率や支援単価、上限事業費等の必要な見直し・引き上げを行うこと。</p>	<p>農業の持続的な発展、農村の振興を図るために必要な予算の十分な確保、制度拡充等について、令和7年11月に国へ要望を行った。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(2) 生産基盤の核となる農業者や農地の減少に歯止めをかけるため、親元就農を含む新規就農者の育成・確保、教育環境・研修農場の整備、経営継承の推進、雇用就農の拡大、サービス事業者の育成・労働力の確保に対する支援を拡充すること。	国においては、令和7年度に地域計画の早期実現を目指した新規就農者支援策を新設しており、また、令和8年度からは就農準備資金・経営開始資金の単価を改定するほか、令和7年度補正予算からサービス事業者の育成を加速化する事業を拡充するなど、令和8年度も継続して施策の検討を重ねているところであり、改めて国へ要望することは考えていない。
(3) 国の需給見通しにおいて民間在庫の大幅な増加が見込まれる中、食料安全保障の確保などの観点から、政府備蓄米の買戻し・買い入れ方針を早期に示すとともに、適正備蓄水準への回復を機動的かつ計画的にすすめること。あわせて、令和8年産の買い入れについて、産地で作付け見通しが立てられるよう具体的な入札方針等を早期に示すこと。	国が検討中の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）改正の動きも注視しながら、必要に応じて国への要望を検討する。
(4) 米の需給安定に向け、農業者・団体による長期計画的販売の取組等を後押しする必要な対策を講じること。	国が検討中の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）改正の動きも注視しながら、必要に応じて国への要望を検討する。
(5) 水田活用の直接支払交付金等の十分な予算を確保し、必要な支援を措置すること。	水田活用の直接支払交付金等の十分な予算の確保について、令和7年11月に国へ要望を行った。
(6) 畑作の直接支払い交付金（ゲタ対策）の単価見直しにあたっては、農業者が意欲を持って生産に取り組めるよう、生産費の高騰などの状況を十分考慮するとともに、産地が活用しやすい関連対策の拡充により、農業者への支援水準を維持・強化すること。	国が需要に応じたコメ生産に向けた各種制度の見直しの検討を行っていることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(7) 新たな基本計画における数値目標の達成など自給率向上に向けて、麦・大豆等の増産に向けた必要な支援を講じるとともに、円滑な輸送・保管等の取組への支援を講じること。	国が令和9年度以降の水田政策について見直しを検討していることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(8) 令和9年度以降の水田活用直接支払交付金の見直しは、水田・畑作関連予算の増額とその安定的な確保をはかること。	国が令和9年度以降の水田政策について見直しを検討していることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(9) 加工用米、米粉用米、飼料用米等について、幅広い米需要への安定的な供給が可能となるよう十分な支援を行うこと。	国が令和9年度以降の水田政策について見直しを検討していることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(10) 現行の産地交付金制度について、産地形成に向け幅広い取組を支援する制度に拡充すること。	国が令和9年度以降の水田政策について見直しを検討していることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(11) 麦・大豆等の輸入依存穀物については、持続的な増産や排水対策・品種転換・ブロックローテーション・輪作・二毛作等に資するよう十分な支援を措置すること。	国が令和9年度以降の水田政策について見直しを検討していることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。

要望項目	左に対する対応方針等
(12) 米の安定供給に向け、農業者の経営安定に万全を期すため、生産費の高止まりの状況などコストに着目した新たな経営安定対策を構築すること。	国が需要に応じた米生産に向けた各種制度の見直し、食料システム法に基づくコスト指標の作成等の検討をしていることから、必要に応じて国への要望を検討する。
(13) 生産目標の設定後も、生産現場が需要動向等の変化にも柔軟かつ機動的に対応できる仕組み等を構築すること。	国が検討中の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）改正の動きも注視しながら、必要に応じて国への要望を検討する。
(14) 消費者への米の安定供給をはかるため、事前契約等の長期安定取引や出荷契約の確実な履行を促進する支援・仕組みを構築するとともに、農業者・団体による通年安定販売の取組への支援を拡充すること。	国が令和9年度以降の水田政策について見直しを検討していることから、国の検討状況等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(15) 食料安全保障や不測時における流通の安定に向け、現在の備蓄水準（100万t）以上を確保すること。	国が検討中の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）改正の動きも注視しながら、必要に応じて国への要望を検討する。
(16) 国産農畜産物を活用した学校給食への十分な支援に加え、食育を含む食農教育については、小・中・高校及び大学の各段階での学校教育等の中に、体系的に継続して学べるようにするとともに、子どもや子育て層に加えて大人の食育も含め、全世代型食農教育の取組の充実・強化を進めること。	<p>学校給食はそれぞれの地域の実情に応じて、栄養バランスに加えて特産品や地元産の食材の活用など地産地消も推進しており、工夫をしながら実施されている。また、給食だけではなく各教科とも連携し、生産者との交流等を通じてそれぞれの地域の特色や農業への理解を深めるなど子どもの発達段階に応じた食に関する学習を実施しており、今後も食育や食農教育の指導の充実に努めていく。</p> <p>国は第5次食育推進基本計画の作成に向け、学校等での食や農に関する学びの充実、健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進等を検討しているため、国への要望は考えていない。</p>
(17) 日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）については、支援対象の拡大、条件不利地における営農継続に向けた支援単価の拡充、現場の事務負担の大幅な軽減により、取組面積の拡大をはかるとともに、必要な予算を確保すること。	取組面積の拡大のため、地域の声を踏まえた必要な制度拡充、事務の簡素化及び必要な予算確保について、令和7年11月に国へ要望を行った。
(18) 化学肥料・農薬の低減、有機農業の拡大、J-クレジット制度を含め、地域実態に応じた環境負荷低減の取組を引き続き推進するとともに、必要な資材、機械、設備、技術等の開発・導入に向けた支援を講じること。	環境負荷低減の取組の推進や、必要な資材、機械、設備、技術等の開発・導入に向けた支援については、国においてみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援しているため、国への要望は考えていない。
(19) 資源循環や土づくり、化学肥料の低減等を推進するため、堆肥利用を中心とした多様な国内未利用資源の活用に対する支援を講じること。	堆肥利用を中心とした多様な国内未利用資源の活用に対する支援については、国において国内肥料資源利用拡大対策事業により支援しているため、国への要望は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
(20) 令和9年度から本格実施されるみどりチェックについては、生産現場への周知徹底を行うとともに、申請事務等の簡素化など現場負担の軽減を図ること。	みどりチェックについては、既に国がホームページで周知するとともに、手続きのワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施していることから、国への要望は考えていない。
(21) 深刻化する鳥獣被害の低減やクマによる人的被害の撲滅等に向け、都道府県・市町村の体制及び連携強化をはかるとともに、広域捕獲の促進やICT等の活用等による捕獲強化、捕獲個体の処理施設の整備、侵入防止柵の効果的な設置、効果的な捕獲などを促進する専門家・人材の育成など、各地域が確実に取り組めるように鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること。	国の鳥獣被害防止総合対策交付金は、捕獲強化や施設整備、人材育成等を含めた効果的な事業について、現行制度で幅広く支援対象としていることから、国への要望は考えていない。
(22) 農業機械や資材等の高騰が続く中、農業近代化資金貸付制度について、多様な農業者やサービス事業者等の資金ニーズに対応するため、日本政策金融公庫の本来の役割が民間の補完であることを踏まえ、貸付限度額の引上げや都道府県における予算確保の円滑化、資金使途、借入期間、金利など、地域における民間の農業融資の活性化への環境整備に向けて、制度を抜本的に見直すこと。	国の制度資金である農業近代化資金については、現在国において融資限度額の引き上げ等の制度の大幅な見直しを検討している最中であることから、国へ制度の要望を行うことは考えていない。
(23) 被用者保険（健康保険、厚生年金保険）の適用拡大に当たっては、制度内容の周知を十分に行うとともに、事務負担の増加に対する必要な措置を講じること。また、労働保険制度や労働関係法制度の見直し検討にあたっては、多様な農業者を包含する農業現場の実態や厳しい農業経営の環境に十分配慮すること。	被用者保険の適用の在り方については、国において労働保険制度の見直しを検討されるべきものと考えており、引き続き国の動向を注視していく。
(24) 生乳需給調整機能の強化に向け、全国の生産者・乳業者及び国が一体となった生乳需給調整セーフティネットの更なる参画に向けた一層の規律強化に必要な環境整備を進めるとともに、十分な予算を確保すること。	指定生乳生産者団体の構成員である大山乳業農業協同組合の意向を伺いながら、必要に応じて国へ対策を求めていく。
(25) 加工原料乳生産者補給金について、生産費が高止まりする中でも、酪農経営の再生産と将来に向けた投資が可能となる単価水準及び十分な総交付対象数量を設定するとともに、集送乳調整金の適切な設定及び加工原料乳ナラシの充実をはかること。	指定生乳生産者団体の構成員である大山乳業農業協同組合の意向を伺いながら、必要に応じて国への要望を検討する。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(26) 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格について、肉用子牛の再生産が確実に確保できる水準に設定するとともに、飼料費等が高騰する中でも肉用子牛の生産の安定に資する対策を講じること。また、牛・豚マルキンに関する十分な予算確保、酪肉支援資金の継続等、柔軟かつ万全な経営安定対策・資金対策を措置すること。</p>	<p>保証基準価格は令和8年度に見直しが見込まれており、牛・豚マルキンについても令和8年度当初予算案において対応することから、国への要望は考えていない。</p>
<p>(27) 地域の選択肢に応じた国産飼料の生産・利用の拡大、適地適作による飼料生産、広域流通の推進、飼料用米や稲WC S等にかかる耕畜連携の推進や国産飼料を活用した畜産物生産の取組の継続、草地改良・更新等に向けて、十分な支援を講じること。</p>	<p>国産飼料生産・利用拡大緊急対策は、令和8年度は事業の継続・拡充の予定であることから、国への要望は考えていない。</p>
<p>(28) 地域の生産基盤維持や次世代への継承等の観点から踏まえ、酪農経営体の牛舎などの施設整備等を支援すること。</p>	<p>酪農経営体の牛舎等の施設整備への支援は、令和8年度より畜産クラスター事業の支援内容が拡充されており、国への要望は考えていない。</p>
<p>(29) 畜産・酪農経営の生産・経営基盤の強化に向け、優良繁殖雌牛の更新加速化、乳用牛の長命連産性等向上、肉用牛の早期出荷の本格化、家畜の暑熱対策等にかかる支援を継続・拡大すること。</p>	<p>優良繁殖雌牛の更新や乳用牛の長命連産性向上、肉用牛の早期出荷の推進、家畜の暑熱対策にかかる支援は継続されており、国への要望は考えていない。</p>
<p>(30) 農業者の減少や高齢化を踏まえ、飼料生産組織や酪農・肉用牛ヘルパー、CS・CBS等の外部支援組織への支援、スマート技術・ICT技術を含めた省力化機器の普及・定着の加速化や利用拡大に向けた導入支援を継続すること。</p>	<p>外部支援組織や省力化機器の普及等に関する事業は継続されており、国への要望は考えていない。</p>
<p>(31) 野菜価格安定制度の安定的な運用に必要な予算を十分確保すること。</p>	<p>本県に必要な予算は確保されていることから、国への要望は考えていない。</p>
<p>(32) 国産切り替え等により今後の需要が見込める品目・用途での園芸産地づくりを促進するため、転換に取り組む産地への支援や、国産化を進める生産者・中間事業者・実需者等が連携した冷蔵・冷凍保管施設の整備などへの支援を拡充すること。</p>	<p>事業者等からの要望があれば、必要に応じて国への要望を検討する。</p>
<p>(33) 高止まりする燃料価格の影響緩和が十分にははかれるよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を堅持及び必要な見直しを行うとともに、十分な予算を確保すること。また、ガソリン暫定税率の廃止をふまえ、灯油・重油にかかる定額引き下げ措置を継続するとともに、ヒートポンプ等の導入やエネルギー導入料の低減に向けた栽培体系の転換など、生産者のコスト低減及び構造転換に必要な支援を加速すること。</p>	<p>本県に必要な予算は確保されていることから、国への要望は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(34) 果樹の生産にかかる、省力化の促進や、改植・新植支援、園地の円滑な承継支援等に係る十分な予算を確保すること。	本県に必要な予算は確保されていることから、国への要望は考えていない。
(35) 自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災の観点から施設等の改良など、災害に強い農業づくり対策を継続・拡充すること。また、近年多発する大雨被害・風雪害・凍霜被害等の局所的な気象災害も含め、被害地の被害状況等に早急に対応し、生産者が将来展望を持って営農継続できる継続的かつ柔軟な復旧・復興対策を措置・拡充するとともに、関係省庁・自治体と連携した機動的な支援体制を構築すること。	<p>国は自然災害に対する農林水産業被害への備えとして、被害防止や早期復旧に向けた技術対策の周知に加え、自然災害発生に予め備え災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援している。</p> <p>県としては、令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震の早急な復旧支援を1月21日に国へ要望を行ったところであり、引き続き十分な予算の確保等について国に求めていく。</p>
(36) 異常気象に伴う生育障害や収量・品質の低下などの影響が甚大化する中、新品種の開発・普及に向けた農業試験場等への支援や、高温対策に必要な機械・設備、遮熱・遮光資材、かん水・土づくりなどの高温対策栽培技術の導入促進支援、気候変動をふまえた品種・品目への転換等に取り組む産地への支援など、気候変動対策を抜本的に強化すること。	県では、高温障害対策支援、暑熱対策支援、新規品目栽培実証など地球温暖化対策事業を実施しており、その結果等を踏まえ、必要に応じて国への要望を検討する。
(37) 鳥インフルエンザや豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病の脅威が拡大する中、空港・海港における水木倭対策の徹底、侵入防止・感染拡大防止のための資材・設備導入や分割管理の推進等の飼養衛生管理の強化、産業動物獣医師の確保等に対する支援を強化すること。	空港・海港における水際対策、侵入防止・感染拡大防止のための資材・設備導入は国に継続して要望している。また、分割管理の推進等の飼養衛生管理強化、産業動物獣医師確保等の支援は、必要に応じて国への要望を検討する。
(38) 温暖化の影響等を受け、病害虫の被害が甚大化する中、病害虫の発生予防・防除に係る産地の取組への支援の拡充を図るとともに、効果的な防除体系の維持・構築に必要な予算を確保すること。あわせて、有効な防除策の開発・普及の促進、被害拡大を防止するための情報共有等を講じること。	病害虫の発生予防・防除に係る産地の取組への支援や、効果的な防除体系の維持・構築については、国において消費・安全対策交付金等のうち病害虫の防除の推進に係る制度の拡充及び予算を確保していることから、国への要望は考えていない。
<p>(県への要望)</p> <p>(1) 水稻育苗施設の再編合理化による新施設の導入支援について（鳥取いなば）</p> <p>3施設（鳥取育苗C、気高育苗C、岩美育苗C）の播種工程機能を鳥取育苗Cに集約・機能強化を図る際には、新施設・設備の導入並びに老朽化した鳥取育苗Cの解体に係る経費を、国事業を活用し支援すること。</p>	J A鳥取いなばにおいて、令和9年度実施に向けて現鳥取育苗センターの解体と新施設の建設を含めた育苗施設再編の計画検討を進められていることから、令和8年度は、国の新基本計画実装・農業構造転換支援事業等の活用も含めて協議を進めていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 鳥取県食肉センターの処理機能向上に向けた体制整備について (鳥取中央)</p> <p>(株)鳥取県食肉センターは、全国農業協同組合連合会、独立行政法人農畜産業振興機構の出資で昭和57年に設立されたが、築43年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。「鳥取和牛」の増産等本県の畜産振興を進める上で重要な施設である。鳥取県食肉センターの体制強化のため、運営への参加を含め、運営方針の検討に鳥取県も参画すること。</p>	<p>鳥取県食肉センターの体制強化については改めて、「あり方研究会」の再開を提案したところであり、JAグループ等と一緒に当該センターの運営状況の分析を行い、今後の具体的方針等について検討する。</p>
<p>(3) 夏場の高温による白ネギ生産量減少に伴う生産現場課題に対する取組支援について(鳥取西部)</p> <p>近年の猛暑で白ネギの夏越し生産量が激減しており、生産者の所得確保が急務であるが、生産者の努力には限界がきている。所得確保には、中山間地域への出作体制整備が必要である。また、白ネギを活かすための輪作体系の確立が必要であり、弓浜部で昔から栽培されている甘藷に着目しており、産地化に向けた支援要請が多数出ている。更に、弓浜部での白ネギに次ぐ特産品の育成が課題となっており、米子市を中心とした人参産地の活性化が必要である。以下、白ネギ産地からの発展型振興対策における企画立案・事業予算を確保すること。</p> <p>①夏場を中心とした出作体制の整備(モデル農家の選定、出作先の圃場の確保、栽培に必要な機械・農機具庫・作業場の確保、共選場の有効活用)</p>	<p>各JAや生産部と連携を図り、産地課題の解決に取り組むとともに、必要な機械・施設等の整備及び生産体制の構築等について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要園芸品目生産振興事業 (産地規模拡大) 91,417千円 (産地発展成長) 47,227千円
<p>②甘藷の産地化支援・白ネギとの輪作体系確立条件整備(購入苗の単価が高額のため業務委託の確立支援、畝立・掘り取り機械の整備、受託体制の確立等、キュアリング庫の再整備、有利販売に向けた販路の確保)</p>	
<p>③人参収穫機導入に対する支援(産地拡大の障害となっている収穫作業に対する支援:販売環境が追い風の中、最新の収穫機を整備することで、既存生産者の面積拡大や新規栽培者を確保。近年、高性能機械価格が上昇し、従来の補助率では生産者負担が大きく補助率の見直し拡大が必要。)</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 各種乳製品の輸出拡大事業および地域酪農の高付加価値化を実現する熟成チーズ製造事業について（大山乳業）</p> <p>香港をはじめとした輸出需要に対応するため、①殺菌条件を満たすための殺菌機改造、②輸出用アイスクリームへの現地言語表示を可能とするラベリングマシンを牛乳・ヨーグルト工場及びアイスクリーム工場に整備する。これらの整備により、安全・安心かつ法令を遵守した製品を安定供給できる体制を構築し、組合製品の輸出拡大を実現するため、支援を要望する。</p>	<p>大山乳業農業協同組合の殺菌機改造、ラベリングマシンの設備の整備への支援について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・県産牛乳海外販路拡大支援事業 （鳥取県産乳製品輸出拡大緊急支援事業）</p> <p style="text-align: right;">9,000千円</p>
<p>(5) 既存チーズ工場建屋を改装し、新たにプレハブ熟成庫を2棟整備することで、ブルーチーズとカマンベールチーズの製造体制を構築する。熟成タイプのチーズは通常のプロセスチーズやフレッシュチーズに比べて高付加価値商品であり、これまで脱脂粉乳やバター製造に回されていた余乳処理の一部を、新たな高収益製品へ転換可能である。これにより、需給変動に左右されにくい乳業経営基盤の構築と、酪農家からの生乳処理の安定化を実現を考慮しており、支援を要望する。</p>	<p>大山乳業農業協同組合の熟成チーズ製造設備の整備への支援について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・鳥取県産牛乳バリューアップ支援事業</p> <p style="text-align: right;">3,000千円</p>
<p>(6) 直播栽培普及拡大に向けた課題解決・取組支援及びコーティング種子生産施設導入にかかる支援について（全農とっとり）</p> <p>①直播栽培普及拡大に向けた課題解決策の実証（コーティング種子、ドローン湛水直播、効果的播種機等による乾田直播、直播用除草体系などの確立）について取組を要望する。</p> <p>②将来の県産種子のあり方の検討を含め、直播栽培に資するコーティング種子生産施設の導入に係る助成等、幅広い支援を要望する。</p>	<p>農業試験場や農業改良普及所を中心に、担い手農家が取り組む直播栽培の課題解決を行うなど、直播栽培拡大に向けた支援を実施する。</p> <p>また、コーティング種子生産施設については、国事業の活用も含めてJA全農とつとりと協議し、県内の水稲生産に資する部分について今後対応を検討する。</p>
<p>(7) 鳥取県食肉センターの浄化槽の老朽化、処理能力低下に伴う今後の対策協議並びに補助について（全農とっとり）</p> <p>施設は設置後43年経過し老朽化が進み、中でも浄化槽はコンクリートの劣化が進み、処理能力も低下している。更にこれまで外部委託していた日々発生する血液処理について、3年以内に当浄化槽で処理する必要に迫られており（委託先から処理を断られており代替委託先も皆無）、速やかに浄化処理能力の改善・強化が必要であり、浄化槽の更新または修繕への補助などの支援を要望する。</p>	<p>鳥取県食肉センターにおいて、（独）農畜産業振興機構が実施する補助事業を活用して浄化槽の更新または修繕を検討されていることから、計画書作成や申請手続などをサポートしていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
【鳥取県土地改良事業団体連合会】	農業競争力強化や国土強靱化対策、多面的機能支払交付金など農業農村整備事業を計画的に実施するための予算確保について、令和7年11月に国へ要望を行った。今後も関係団体等の意見を伺いながら必要に応じて国への要望を検討する。
(1) 農業農村整備事業は、農村地域の国土強靱化を図るため、農地や農業用施設の整備・保全等に資するため、十分な予算を確保すること。	
(2) 多面的機能支払交付金は、取り組む活動組織（約609組織）が必要とする予算を確保すること。特に資源向上支払（施設の長寿命化）について、各活動組織への予算配分が要望通りとなるよう、予算を確保すること。	
(3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業（農村地域防災減災事業）を活用し、ため池工事特措法（令和12年度末まで）に基づき、工事に関する技術的な指導と財政上の措置を講じ、防災重点農業用ため池の防災対策をソフト・ハード両面にわたって集中的に推進すること。	令和3年3月に策定した防災工事等推進計画に基づき、集中的に推進する。 また、鳥取県ため池サポートセンターの運営に必要な経費について、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。 ・県営地域ため池総合整備事業 342,650千円 ・団体営ため池等整備事業 71,400千円 ・ため池安全総合対策強化事業 106,136千円
(4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、県土連に事務局が設置されている「鳥取県ため池サポートセンター」について、防災重点農業用ため池308か所の調査点検や技術的助言・指導、避難訓練の実施をするにあたり、令和7年度と同規模の予算を確保すること。	
(5) 大規模災害時、市町村職員は住民の生活支援に関する業務に追われる。また、市町村には農地・農業用施設等の被害状況の把握を行える技術者が少ない。国・県の応援職員についても限りがある。初動対応（被害確認、応急処置、被害額の算定等被害状況の把握）を迅速に行えず、早期災害復旧の障害となっている。民間へ外部委託するとしても補助制度がなく市町村の財政を圧迫することになっている。補助制度を創設し、市町村の負担を軽減し、迅速な初動対応の円滑化を図り、災害発生後の調査、測量、最低設計書作成をすすめ、早期の災害復旧につなげるようにすること。	大規模災害時における民間委託等初動対応への支援については、これまでも関係団体と連携の上、国への要請活動等を行っており、引き続き働きかける。 また、初動対応については、現在でも国及び県職員の派遣による人的支援を行っており、引き続き県内市町村への活用の周知を図る。
(6) 県土連に事務局が設置されている「鳥取県農業水利施設サポートセンター」について、基幹的農業水利施設85施設の情報一元管理や施設管理者での現地指導、施設の劣化状況の評価を実施するため、令和7年度と同規模の予算を確保すること。	適切な施設管理を推進するため、鳥取県農業水利施設サポートセンターの運営、施設監視のDX化に必要な経費について、令和8年度当初予算案において対応する。 ・DXを活用した農業水利施設管理推進事業 12,525千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 現在、農業土木技術者の不足が生じており、今後の事業推進に当たり、将来にわたって必要な農業土木技術者の確保と養成を行うことが喫緊の課題である。本会は県内唯一の農業土木技術者集団であり、農業土木技術者の育成と確保にあたり、土地改良事業団体連合会を活用すること。</p>	<p>多くの市町村で技術職員の採用を増やすなど組織体制強化に努めており、県としても引き続き職員のスキル向上のための研修を行うとともに、土地改良事業に精通した鳥取県土地改良事業団体連合会とも連携しながら農業農村整備事業を推進する。</p>
<p>【鳥取県森林組合連合会関連】</p> <p>(1) 森林整備事業予算の十分な確保と施策の充実について</p> <p>①豊かな森づくり協働事業について、令和7年度からは間伐の上乗せを廃止し、皆伐再増進の強化へシフトされたが、県内では間伐主体で施業を行っている組合が多数であることから、複層林施業への支援など地域の实情に即した林業整備について検討すること。</p>	<p>複層林施業への支援など地域の实情に即した森林整備について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来につなぐ森林づくり支援事業 104,400千円
<p>②間伐材搬出支援については、施業地の奥地化に伴い施業地の傾斜度に応じて補助単価を設定するなど、県下一律ではなく合理的な補助単価を検討すること。</p>	<p>間伐材搬出支援に係る補助単価については、毎年実施している素材生産等実態調査により把握した間伐施行地の搬出距離や作業コスト等の結果を基に、標準的な単価を設定しており、地域の实情に合わせた継続支援を令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出等事業 488,000千円
<p>(2) カーボンニュートラル・花粉発生源対策について</p> <p>①花粉発生源対策の加速化を推進するため、林相転換特別対策予算や農山漁村地域整備交付金等の予算を確保するとともに、農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策）については、実施面積要件や連坦要件（「0.1ha以上」から「0.1ha以上かつ概ね2.5ha以下・連坦しないこと」に変更された）の緩和を国に要望すること。</p>	<p>令和8年度当初予算案において対応するとともに、必要な予算確保等について国へ要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 1,052,971千円 ・豊かな森づくり協働事業 173,095千円 ・未来につなぐ森林づくり支援事業 104,400千円
<p>②松くい虫被害等荒廃林地が県下440.6ha以上にも及んでいることが想定される。荒廃した森林資源（松くい虫被害等）を再生するため、主伐・再造林による樹種転換を図るなど施策の充実を図ること。</p>	<p>令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来につなぐ森林づくり支援事業 104,400千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③挿し木苗（在来）から実生苗（少花粉）へと需要がシフト（令和3年度：挿し木苗164千本・実生苗7千本⇒令和7年度：挿し木苗4千本・実生苗402千本へ）する中で、苗木生産の基となる優良な種子の確保に努めること。特に少花粉スギの需要が急激に高まっており、需要量に応じた苗木生産ができる種子量（種子確保量は令和3年3.19kg⇒令和6年7.19kgと増加しているが、発芽率は30.6%⇒5.9%に減少）を確保すること。また高温少雨傾向が継続する中で、効率的かつ安定的な苗木生産に欠かせない生産資材や水源確保対策への支援を行うこと。</p>	<p>令和8年度当初予算案において対応する。 ・種苗安定生産対策事業 18,312千円</p>
<p>④シカによる森林被害の防止を図るため、自然由来成分の忌避剤（オーストラリア製トリコなど）のドローン散布施業など、効果的な駆除方法について人畜及び生態系への影響も考慮した実用化を検討すること。</p>	<p>オーストラリア製忌避剤については、日本国内での使用に向けた農薬登録のため、県内での試験調査（島根大学・鳥取大学で検討）を進めていく予定と聞いており、令和7年10月に日南町においてオーストラリア企業や県日野振興センター・林業試験場も交えた関係者打合せを実施したところである。引き続き、林業試験場が相談に応じるなど技術的な協力をしていく。</p>
<p>(3) 林業生産性の向上について ①素材生産の拡大・効率化のための、林業専用道の整備支援について地元負担の軽減と十分な予算を確保すること。（令和8年度の林業専用道予算要望額：国庫5億4,700万円・県費4,000万円）</p>	<p>林業専用道の整備支援について、令和8年度当初予算案において対応する。 ・路網整備推進事業 398,591千円</p>
<p>②路網の幹線となる比較的規模の大きい林業専用道については、県営での実施を検討すること。（富海福山線の早期全線開通。日野郡、八頭郡での新規事業化の検討。）</p>	<p>令和8年度当初予算案において富海福山線の開設を継続して進めるとともに、日野郡において新規に金持秋縄線の県営実施に向けた計画策定に対応する。 ・森林環境保全整備林道事業 （林業専用道整備（富海福山線） 60,000千円 （林業生産基盤道整備（金持秋縄線） 40,000千円</p>
<p>③高性能林業機械の機能向上や新規導入に係る予算について、国庫事業予算はもとより、十分な単県予算を確保すること。（令和8年度の高性能林業機械予算要望額：国庫事業でハーベスター2台で事業費7,400万円・国庫2,400万円。単県事業で29台分の機械整備補助で事業費8,400万円・県費2,400万円）</p>	<p>高性能林業機械等の機能向上や新規導入に係る支援について、令和8年度当初予算案において対応する。 ・低コスト林業機械リース等支援事業 97,541千円</p>
<p>④急傾斜地など車両搬出が困難な地域における素材コストの軽減に向け、タワーヤーダー等の架線系高性能林業機械の地元負担に配慮した導入支援を行うこと。</p>	<p>購入費が60,000千円以上となる高額な林業機械については、県内初導入であることなどを条件に、県独自に補助率1/6を上乗せしており、引き続き令和8年度当初予算案において対応する。 ・低コスト林業機械リース等支援事業 97,541千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) デジタル林業（林業DX）の推進について</p> <p>①現在、国の「デジタル林業戦略拠点構築推進事業」に取り組み、県産材の安定受給と適正価格の実現に向けて、デジタル技術等を活用した川上・川中・川下を通じた県産材のサプライチェーン・マネジメントシステムの構築を進めており、本年度で開発に一定の目途がついたことから、実用化と普及啓発に支援すること。</p>	<p>県産材サプライチェーン・マネジメントシステムの実用化等については、川下（建築分野）の設計・部材調達システム（BIM）との連携構築を図り、県産材の効率的な調達と流通の円滑化に向けた環境整備を促進する取組支援を令和8年度当初予算案において対応する。また、普及等については県の研修事業等で対応したいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材流通イノベーション推進事業 4,000千円 ・スマート林業実践事業（林業DX人材養成講座） 5,951千円
<p>②建築業者・工務店などから、「法律を守るため」「公共・大手取引の条件を満たすため」「顧客や社会からの信用を得るため」に、「鳥取県産材産地証明制度」（賛助会員登録146社）、「クリーンウッド法による各種証明」（合法木材証明、木質バイオマス証明）、「JAS製品販売管理票」（製材品に係る県産JAS証明）、「森林認証制度」（SGEC森林認証・FSC森林認証）の証明を求めるニーズが高まっており、システム実用化の手立てをとること。</p>	
<p>③ビッグデータの集積と活用（例：取引の際に発生する納品情報と施業現場の森林情報を繋げ、ビッグデータとして集積。ビッグデータから需給傾向を把握し、原木の採材や製品のマッチングに活用。登録事業者の事業者情報・発信情報（トピック・需給情報）をタイムリーに把握可能）ができるよう、「サーバー・ヘルプデスク運営」「操作性・システム改良」「普及啓発」への予算500万円を確保すること。</p>	
<p>(5) 森林組合の実情に即した運営費について</p> <p>①過疎化・高齢化の進展を踏まえ、森林組合の実情に応じた総代定数要件の柔軟な運用・緩和を検討することについて、国に要望すること。</p>	<p>現在の総代定数要件で生じている課題等を把握するため、各組合から状況を伺いたいと考えている。</p>
<p>(6) 人材確保・育成について</p> <p>①就業相談会や林業体験、ハローワーク等を通じた担い手確保支援に加え、SNSやインターネットを活用した求人活動を支援するなど、施策の拡充を図ること。</p>	<p>就職情報サイトやSNS等を活用した求人活動の支援について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業担い手確保推進事業 30,140千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②令和6年度から開始された林業技能検定制度に対応した支援施策の充実を図ること。林野庁が林業技能士を配置する事業者を対象に、国有林の森林整備事業の発注に加点しており、令和8年度から補助事業における上乘せ措置を検討している。今後、技能検定資格の取得は、林業従事者の安全意識や技術力向上、更には待遇改善に寄与することも期待され、全県を上げて取り組む必要がある。</p>	<p>受検対策研修の開催について、令和8年度当初予算案において対応する。 ・森林整備担い手育成総合対策事業 33,672千円</p>
<p>(7) 県産材の需要拡大について ①県産材の付加価値を高めるため、森林認証制度の活用を用いた地域材の流通促進について、県全体で森林認証を取得するなど県主導で推進すること。</p>	<p>森林認証制度の活用促進については、これまで単独事業体の認証取得等に係る経費について支援をしてきたところだが、県全体での認証管理の集約化及び効率化を促進するため、新たに複数事業体による「グループ認証」取得等に係る経費支援について、令和8年度当初予算案において対応する。 ・木育・県産材活用推進事業 (森林認証材普及拡大事業) 1,200千円</p>
<p>②民間施設(非住宅)への利用拡大支援について、補助限度額を上げるなど施策の拡充を図ること。</p>	<p>民間施設(非住宅)への利用拡大支援については、大規模建築物の木造化にも対応できるように補助限度額の引上げについて、令和8年度当初予算案において対応する。 ・非住宅木材活用推進事業 43,536千円</p>
<p>【鳥取県漁業協同組合関連】 (1) 栽培漁業地域支援対策事業の以下事業について予算確保及び技術指導・助言をすること。 ①放流・養殖用種苗支援事業を活用し、ヒラメ、岩ガキ、ワカメ等の増殖事業を積極的に行い、栽培事業の自立を図る。</p>	<p>栽培事業の自立化に資するヒラメやキジハタ、アワビ、サザエの種苗購入支援等については、令和8年度当初予算案において対応する。 ・栽培漁業支援事業(栽培漁業地域支援対策事業) 6,284千円</p>
<p>②持続可能な栽培漁業推進事業を活用した、アワビ、サザエの種苗の放流は、水産資源の生産・維持等の資源管理のため、継続的にこなう必要がある。</p>	<p>アワビやサザエの放流種苗購入については、ウニ等有害生物の駆除及び適地・適期放流に取り組むことを支援条件として、令和8年度当初予算案において対応する。 ・栽培漁業支援事業(持続可能な栽培漁業推進事業) 3,812千円</p>
<p>③美保湾ヒラメ試験放流サポート(美保湾地域栽培漁業推進協議会が行うヒラメ放流事業)を継続実施し、効果検証を行うことで、放流技術の向上を図る。</p>	<p>ヒラメ放流事業の放流技術の向上については、令和8年度当初予算案において対応する。 ・沿岸漁業研究事業(沿岸漁業重要資源調査) 8,106千円</p>
<p>④県内各地の磯場漁場での藻場の減少が進み、資源量、放流効果、海藻等の移植効果などに大きく影響が出ているため対策を要望する。</p>	<p>アラメ高水温耐性株の選抜試験やアラメフリー配偶体を用いた選抜育種・アラメ高水温耐性株の作成・移植の技術開発については、令和8年度当初予算案において対応する。 ・栽培漁業研究事業(高水温耐性海藻生産事業) 5,424千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤高級魚キジハタの放流経費の継続支援及び、経費削減技術を推進すること。	栽培事業の自立化に資するキジハタの種苗購入支援や放流技術の向上については、令和8年度当初予算案において対応する。 ・栽培漁業支援事業（栽培漁業地域支援対策事業） 6, 284千円 ・沿岸漁業研究事業（沿岸漁業重要資源調査） 8, 106千円
⑥栽培漁業センターが開発した岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査など、漁場再生技術の精度向上や付着状況の把握、効果が得られていないイワガキ礁漁場の再生方法などの指導・助言を要望する。	イワガキ礁漁場の再生等については、令和8年度当初予算案において対応する。 ・栽培漁業研究事業 （夏輝の安定供給に向けたイワガキ増殖場再生調査） 2, 686千円 ・夏輝安定供給に向けたイワガキ増殖場移設事業 114, 000千円
(2) 栽培漁業地域資源対策事業の以下事業について予算を確保すること。 ①水産多面的機能発揮事業（国事業）に係る県支援を継続すること。	国の漁場生産力・水産多面的機能強化事業については、継続支援を令和8年度当初予算案において対応する。 ・資源管理・漁場保全推進事業 （漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業） 845千円
②栽培漁業研究事業を行い、イワガキ礁への付着・育成状況の調査、アラメ移植用小型プレートの移植方法の確立、深場漁場の藻場造成手法の究明などにより、沿岸漁業の持続的生産が図れるようにすること。また、水産物の大山ブランド化を推進するために海水や海藻等、伏流水の実態解明やその科学的根拠の究明、アワビの減少要因や減少対策、放流効果の検証、またアカモクの収穫場所・方法・可能料予測などの技術確立や生產品の品質向上・差別化に向けた技術的情報など、その他ナマコの資源増殖技術や資源管理手法の確立、ハバノリ、ワカメの養殖推進、藻場の監視やウニ等の食害生物駆除、サザエの価格下落対策等に取り組むこと。	大山ブランド化については、大山からの湧水を確認したところ、クロアワビの肥満度が高いことが判明したため、アカモクの持続的利用に有効な刈取り方法を普及した。 砂抜きサザエについては、価格向上の効果を確認した。 今後は、ツルアラメ造成試験、アラメ移植適地マップの作成、アワビ及びサザエの減少要因や放流効果の検証、ナマコの資源増殖技術、有用海藻（ノリ類）の陸上養殖技術の開発及びウニ等の食害生物駆除を令和8年度当初予算案において対応する。 ・栽培漁業研究事業 （高水温耐性海藻生産事業） 5, 424千円 （アワビ増殖試験） 5, 585千円 ・資源管理・漁場保全推進事業 （漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業） 845千円 ・養殖漁業研究事業（養殖振興事業） 1, 540千円
③養殖漁業研究事業を行い、マアジ・ムラサキウニ畜養の技術指導、付加価値向上技術の実証指導や未利用海藻の増養殖技術などの開発・調査を推進すること。	マアジやムラサキウニ、海藻の蓄養・養殖技術指導等については、令和8年度当初予算案において対応する。 ・養殖漁業研究事業（養殖振興事業） 1, 540千円
④これまでの藻場造成活動による今後の活動の持続性に鑑み、ウニ駆除事業や水産多面的機能発揮事業の後継として、ブルーカーボンプラグレットの導入を検討すること。	Jブルークレジットについては、令和6年度に試験的に導入を行ったところ、多くの課題が確認されたことから、公的認証に向けて、令和7年11月に国へ要望を行った。 今後は、国の「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」を活用するとともに、一般寄付による企業等からの支援を得ながら、引き続き、藻場造成活動に取り組んでいく。 ・資源管理・漁場保全推進事業 （漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業） 845千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 災害対策事業の以下事業について、予算を確保すること。</p> <p>① 漁場環境保全事業として、近年大量発生しているウニ・ヒトデ等及び有害生物に対する効果的な駆除手法及び集中駆除の効果検証、海域レベルでの藻場回復、廃棄物処理を支援すること。</p>	<p>漁場環境保全、有害生物の駆除等災害対策及び藻場の回復については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理・漁場保全推進事業 (有害生物駆除支援初動対応事業) 900千円 (漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業) 845千円
<p>② 近年サメの被害が増加し、網が破られるなどの被害が多く、対応に苦慮しており、漁業活動に支障をきたしているため、サメ被害防止対策に取り組むこと。</p>	<p>サメ被害防止対策については、駆除手法を検討するため、令和7年度から試験操業に着手したところであり、引き続き、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理・漁場保全推進事業 (新たな資源管理の推進) 1,966千円
<p>(4) 沖合漁業漁船の代船建造に関わる支援・漁船リース事業(もうかる漁業実証操業支援事業・沖合底引き網漁船代船建造推進事業・漁船リース経費補助事業)について、国の緊急対策事業には限りがあるため、既存事業の継続的な支援をすること。</p>	<p>沖合漁船支援事業については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合漁船支援事業 6,321千円
<p>(5) 県産魚の消費拡大対策の以下事業について、予算を確保すること。</p> <p>① 県産魚ブランド発信事業を活用し、県内水産物の特産化を図り、県内外へPRすることで、高付加価値化の取組を進めたいので、今後とも継続支援すること。</p>	<p>県産魚のPRを含む県産食材の魅力発信及び消費拡大については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に誇るべき「食パラダイス鳥取県」推進事業 280,000千円
<p>② ズワイガニや白イカの活状態での流通に係る試験調査研究や、境港地区に水揚げ、集荷される水産物の活魚比率向上のための技術確立(実証試験)と、その普及を要望する。</p>	<p>「白いか高鮮度出荷技術開発試験」については、平成29年度に活イカ取扱いマニュアルを作成し、また、「県産魚出荷技術改良試験」については、令和2年度に鳥取県活松葉がに保管マニュアルを作成して、漁業者や市場関係者に配布し、普及啓発を行った。</p> <p>令和8年度は、引き続き、サワラの高鮮度出荷及び貝類の付加価値向上及び普及啓発に取り組んでいく。</p>
<p>③ ムラサキウニの短期養殖における畜養技術の確立・実証・技術指導、生産品の評価、事業化に向けた支援を要望する。</p>	<p>令和6年度までの事業結果を踏まえ、令和7年度にウニの蓄養マニュアルを作成したところであり、今後は、マニュアルを活用しながら、希望漁業者への普及指導を行っていく。</p>
<p>(6) 漁村の活性化事業に関する以下事業について、予算を確保すること。</p> <p>① 浜の活力再生プラン実践に係る資材作成、事業実施等の検証及び視察研修等に対し支援すること。</p> <p>② 学校関係等への魚職普及推進活動に係る取組を支援すること。</p>	<p>漁村の活性化に資する海業支援や学校・福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上に向けた支援については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港へGO!海業で浜のにぎわい創出事業 1,700千円 ・学校や地域と連携した給食もっと地産地消推進事業 15,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③ALPS処理水の海洋放出に伴い、全国的に影響が生じており、今後の影響度は不透明である、特に風評被害による魚価の下落など、漁業経営への多大な損害が懸念されており、漁業経営対策（燃油・資材・運送費などの支援）を十分に実施すること。</p>	<p>ALPS処理水による影響については、経済産業省が行うALPS基金事業で対応しているところであり、引き続き、漁業団体等に意見を伺いながら、必要に応じて対策を検討する。</p>
<p>(7) 漁業経営にとって機関・機器整備は必要不可欠であり、機器などの高騰により漁業者の負担は年々増加しているため、引き続き支援すること。</p>	<p>漁業経営の改善を図る取組に対する支援については、各漁業者の経営規模や操業実態に応じた支援を令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・漁業経営体ステップアップ事業 9,900千円</p>
<p>(8) 漁業就業者確保対策の以下事業について、予算を確保すること。</p> <p>①漁業就業希望者を研修生として受け入れ、より実践的な漁業研修を実施し、将来的に漁業着手し担い手増加を図っていくため、漁業就業（雇用・独立）を目指す者への研修事業を引き続き実施すること。</p>	<p>漁業就業希望者の研修について、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業） 65,511千円</p>
<p>②資材や機器類等の価格の値上げにより、漁船建造価格が高騰している中、将来の担い手である新規漁業就業者への経営開始支援を継続すること。</p>	<p>漁協が着業者に対して支援するリース漁船等整備に要する経費については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・漁業就業者確保対策事業（漁業経営開始円滑化事業） 22,740千円</p>
<p>(9) 漁港・漁港施設整備事業に関する以下事業について、予算を確保すること。</p> <p>①鳥取港の港内浚渫工事の継続、砂の堆積調査などを行い、根本的な対策を検討すること。</p>	<p>鳥取港の港内浚渫工事については、継続して実施していく。</p> <p>また、抜本的な対策として、港内の静穏度を確保するため、令和3年度から防波堤の整備を行っている。</p>
<p>②海岸侵食が、特に白兔～浜村にかけて著しく、重点的な対策を継続すること。</p>	<p>海岸侵食対策については、引き続き、侵食状況を観測しながらサンドリサイクルを実施していく。</p> <p>・サンドリサイクル推進事業 256,800千円</p>
<p>③台風・大雨などにより大量に流入する漂着物の処分費用を引き続き補助すること。</p>	<p>海岸漂着ごみの処理については、引き続き、災害関連事業を含む国の補助制度を活用しながら、沿岸市町村と連携して対応していく。</p> <p>・海岸漂着ごみ等処理事業 38,550千円</p>
<p>④県漁協各支部港内における静穏調査（特に鳥取賀露港）を行い、係船状況の改善を図ること。</p>	<p>鳥取港については、港内の静穏度を確保するため、令和3年度から防波堤の整備を行っている。</p> <p>他港については、引き続き、関係者等と係船時の課題等を確認しながら、波除堤の整備や防波堤の嵩上げを実施していく。</p>
<p>⑤漁業資材等の経費増に伴い厳しい経営を強いられている漁業者（小型船を含めた全漁業）の漁獲共済掛金の支援を継続すること。</p>	<p>日韓暫定水域（EEZ）の設定に伴い、水揚の減少が予想される漁業者等が漁業共済組合に支払う漁業共済掛金への一定割合の継続助成については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 9,170千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【境港水産振興協会関連】</p> <p>(1) 境港お魚ガイド活動支援事業について、新規分も含め3,569千円の予算を措置すること。</p> <p>同事業は、境港魚市場・場内見学者の案内、境漁港に入校する漁船及び、水揚魚種、水揚量を見学者に説明、水産まつり・まぐる感謝祭等イベント参加、さかなの料理教室、お魚達人検定試験の開催、「境のさかな」等の書籍発行を行っており、水揚げ量が全国第3位の「さかなと鬼太郎のまち境港市」を県内外にPRし、魚食の普及などを図ってきた。加えて、年々増加している外国人観光客に境漁港の高度衛生管理型市場を広くPRし、境港市場へ引き込み、更なる地域の活性化を図ることを検討している。</p>	<p>国内外の観光客を対象とした境港お魚ガイド活動等境港市場のPR事業については、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・境港市場お魚PR事業 4,046千円</p>
<p>(2) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場「食」「観光」連携事業の新規予算措置を求める。</p> <p>高度衛生管理型漁港・市場の整備が令和8年に完了予定であり、「食」と「観光」の連携によって、地域活性化を図る。(市場周辺のレストラン、宿泊施設等の検討)。また、40回目を迎える「境港水産まつり」等で、みんなで選ぶ境港の水産加工大賞の商品をPR・販売し、県産品(水産加工品)の更なるブランド化を推進する。</p>	<p>境港の知名度向上や水産物の消費拡大を図るため、魚食普及活動等を推進し、県外への境港ブランド発信を行うことについて、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <p>・境港市場お魚PR事業 4,046千円 ・さかいみなど漁港・市場活性化推進事業 500千円</p>
<p>【鳥取県民主商工会連合会関連】</p> <p>(1) 小規模企業振興基本条例を制定すること。</p> <p>2025年3月に小規模企業振興基本計画(第3期)が決定され、県でも令和6年4月に産業振興未来ビジョンが改定されている。しかしながらその内容は、「中核的企業」の創出・育成に偏重しており、第一次産業や地域住民の生活を支える小規模事業者・フリーランスの事業実態に沿うものではない。いわゆる小規模事業者に特化した振興条例を制定し、小規模事業者の実態を明らかにするため実態調査を行うこと。</p>	<p>小規模事業者の振興の趣旨も盛り込む鳥取県産業振興条例がある中で、小規模企業に特化した条例を重ねて設ける考えはないが、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 物価高騰に対応した直接給付制度を創設すること。</p> <p>中小業者、特に生業を営む小規模事業者にとって、県が用意する補助金制度は使いにくいものになっている。事業継続のための直接給付が求められている。</p>	<p>現下の経済情勢を踏まえ、国は昨年12月に総合経済対策予算を成立させ、本県はこれを財源として、令和7年12月補正予算において鳥取県緊急経済対策として総額約450億円を措置した。これにより令和8年度当初予算を待つことなく、物価高騰対策等を進めている。</p> <p>一時的な給付に依存しては、持続的な事業継続はより困難となる。県内事業者には物価高騰を乗り越える経営力強化に取り組んでいただくことが必要であり、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金などにより、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p>
<p>(3) 成長・発展を目的とせず、事業の継続に寄与する補助金を創設すること。</p> <p>現在ある補助金制度は、新事業展開や新規開拓など、事業の成長・発展を目的としたものとなっている。例えば、「賃上げ補助金」は生産性向上を前提としたものとなっている。賃上げの原資となる生産性向上に補助金を付けることで、持続的賃上げが可能となることは理解できるが、最低賃金引き上げに伴う賃金の上昇には使うことができない。激変緩和を目的とした事業継続のための「賃上げ補助金」が必要である。他にも、設備入替や事業承継など、事業継続を目的とした補助金を創設すること。</p>	<p>持続的な事業継続には、生産性向上を進め、変化する経営環境に対応できる成長や発展が必要である。持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金などにより、経営力強化と同時に事業継続を支援していく。</p>
<p>(4) 住宅リフォーム助成制度を創設すること。</p> <p>現在、県が行っている住宅リフォーム助成制度は、「とっとり住まいる支援事業」と、「未来型省エネ住宅特別推進事業」だが、経済振興の観点から、政策目的にとらわれない住宅リフォーム助成制度が必要である。また、市町村が行う住宅リフォーム助成制度に財政支援をすること。併せて、店舗改修に対する助成制度「商店版リフォーム助成」や住宅解体助成制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策として必要なものに限って行うべきものと考えており、これまで県産材を活用した住宅リフォームに対する助成「とっとり住まいる支援事業」や省エネ改修に対する助成「とっとり健康省エネ住宅改修支援事業」を実施している。</p> <p>店舗の改修等については、産業未来共創補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）や持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金など、新たな取組や生産性向上等の観点から支援を行っていく。</p>
<p>(5) 個人事業主が事業承継する際の許認可等の引継ぎについて検討すること。</p> <p>建設業許可は個人ごとの許認可となり、事業承継で引き継がれないばかりか、取得条件である「5年間の経營業務実績」を満たせず、事業承継の足かせになっている例がある。法人成りした場合は、令和3年から引き継ぎが可能となった。許認可権者の県として、事業承継が可能となるよう、親子承継や、第三者承継の際にできる役員配置の工夫等の周知・検討し、関係者に周知すること。</p>	<p>個人事業主であっても建設業許可の事業譲渡又は相続は可能である。</p> <p>なお、常勤役員等の「5年間の経營業務実績」については、建設業法施行規則第7条第1号に基づく許可の条件であるため、事業承継や法人成を理由に優遇や免除を行うことはできない。</p> <p>建設業許可の手引に許可に必要な経験や書類を記載しており、関係者への周知を図ることで円滑な承継等につなげていく。</p> <p>併せて、許認可の承継に係る行政書士をはじめとする専門家支援については、産業未来共創補助金（事業承継促進型）で支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) コロナ禍・物価高騰対策資金の借換、追加資金、据置延長、利子補給等、追加の負担軽減制度をつくること。</p> <p>コロナ禍でのゼロゼロ融資の返済が始まり、経営難に陥る事業者が相次いでいる。事業者は物価高騰や人材不足等に対応しなければならず、返済については返済猶予などの措置が必要である。</p>	<p>コロナ融資の円滑な返済に向け、本県では金融機関に対して返済緩和等の条件変更対応を求めてきたほか、令和6年度に返済期間最大15年の超長期借換資金を新設し、事業者の資金繰り支援を強化した。</p> <p>令和8年度当初予算案においても引き続き、上記の借換資金を含めたコロナ融資の円滑な返済支援の継続のほか、とっとり企業支援ネットワーク等による支援機関及び金融機関との緊密な連携による資金繰り、経営改善、生産性向上など事業者の課題に応じた支援に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業 19,664千円 ・小規模事業者等経営支援交付金 905,972千円 ・新型コロナウイルス克服特別金融支援事業 781,320千円
<p>(7) 消費税減税、インボイス制度廃止を国に要望すること。</p> <p>6月議会に提出した当会の消費税に関する陳情(受理番号:7年10号)の委員会審議に税務課から提出された資料には、「広く全世代の国民全体が負担する」「生涯所得に対して比例的で長期的には公平」「財源として安定的」と、消費税を評価する記述があるが、まったく見当はずれな見解である。また、インボイス制度について、「益税をなくすため」「税の透明性を高める」など「陰謀論」を信じる人たちが多数を占めている。消費税の実態は、企業に対する付加価値税、更に言うなら、人件費税である。消費税減税とインボイス制度廃止は、最大効率の中小小規模事業者・フリーランス支援策であり、賃上げ政策である。なお、消費税が減税された場合の地方の減収に対する代替措置を求めることは、当会も同じ考えであり、国における代替財源も議論に含めるべきである。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率の引下げを国に求めることは考えていない。</p> <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。国において、インボイス制度への移行にあたって免税事業者税負担の軽減や発注者等への注意喚起による取引環境の整備等の支援を行っており、本県では、インボイス制度への移行により混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望している。</p>
<p>(8) 收受日付印の廃止を撤回すること。</p> <p>10月1日の懇談の際、「納税者からの要望があれば(控に收受印を)押す」と回答を得た。ついては、納税者が控えを持参した場合(控と返信用封筒を同封して郵送された場合)には、納税者が收受印の押印を求めているものとして押印すること。そうであれば、今現在の運用と変わらないことになるので、收受印廃止を撤回すること。</p>	<p>法人事業税・県民税に係る申告書等の控え(複写式)への受付印の押なつについては、令和8年4月1日から原則廃止予定としているが、窓口で受付印の押なつの要望があれば、事情をお聞きした上、必要であれば收受印を押印する。</p> <p>郵送の場合は、納税者自身で提出年月日を記録する処置をしていただき、返信用封筒の同封があった場合でも控えには收受印を押印せずに返送していくこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(9) 税・料の徴収にあたっては、地方税法の他、国税徴収法、税務運営方針、鳥取県滞納整理マニュアル等に則り、納税者の事情に即した対応をすること。</p> <p>西部地区で県税のみ執行停止が認められなかった事例や、換価の猶予を求めた際に「差押さえされていない段階で換価の猶予はできない」と偽りの説明をするなどの不当行為があった。また、中部ふるさと広域連合の徴収は違法行為が横行している。悲劇的な事件が起こる前に、県としても指導すること。</p>	<p>本県では、地方税法等の関係法令や滞納整理マニュアル等に基づき、面談等により滞納者の実情を十分に聴取・把握した上で、個々の滞納者の実情に即した対応をしている。</p> <p>納税猶予や執行停止等の納税緩和措置についても、関係法令等を踏まえ、個々の滞納者の実情に即した対応をしている。</p> <p>なお、中部ふるさと広域連合について、県に指導する権限はなく、当該事例についても把握していない。</p>
<p>(10) 家族従業者の正当な働き方を認めず、封建的な「家制度」の名残である、所得税法第56条の廃止に賛同し、国に意見をあげること。</p> <p>定額減税の補足給付の対象外にされるなど、家族従業者への法的な差別は看過できない状態である。労働者とも扶養家族ともみなされず、数々の社会保障制度の対象から外されているのが現状である。早急な是正が必要である。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>
<p>(11) 国保料（税）を引き下げ、「払える国保料（税）」を実現すること。</p> <p>国保財政における国庫の実質負担は3割を切っている。これが、世帯の所得実態とかけ離れ、国保料が高額になる根本原因である。国に国庫負担の抜本的引き上げを求めるとともに、基金の取り崩しなど、あらゆる方法で保険料の引き下げを実現すること。未就学児の均等割は5割減免されたが、子育て支援の観点から、18歳未満を全額免除すること。</p>	<p>国に対しては、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障、負担が生じることがないように、あらゆる対策を講じるよう要望している。</p> <p>また、全国知事会においても、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じることについて要望している。</p> <p>国民健康保険料の軽減については、県として法定されている応分の負担を行うとともに、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために鳥取県国民健康保険財政安定化基金を活用しているところである。</p> <p>子どもの均等割については、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき軽減措置が実施されており、軽減割合の拡大などについて、国に対して本県や全国知事会から要望している。</p> <p>なお、現在、厚生労働省において、子どもの均等割軽減措置の対象範囲を未就学児から高校生年代までに引き上げるよう、法改正を含めて検討されており、厚生労働省の検討状況を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(12) 保険料（税）及び一部負担金の減免制度は、生活保護水準の1.3倍等実効性ある基準にすること。自治体や病院の窓口パンフレットを置く等して周知を図ること。</p> <p>保険料（税）の減免申請や一部負担金の減免は、特別事情や所得の減少（前年比で1/2）要件があり、必要な人が利用できない実態がある。保険料（税）の減免になった方でも、減免額が所得割の4～8割などとなっており、払えない実態がある。高額療養費の自己負担額については前年所得が参照されるため、高額となる事例がある。減免が適用された時点での所得を参照するようにすること。</p>	<p>国民保険料（税）及び一部負担金の減免基準については、確定申告等により確定した前年所得に対する所得減や生活困窮の実態（生活保護の適用の有無等）に応じて、市町村が減免基準を定めており、減免のあり方は賦課権限を有する市町村が検討し、周知すべきものとする。</p> <p>高額療養費の対象の基準となる月額上限額は、国民健康保険法施行令第29条の3により、高額療養費支給対象となる月の前年の所得基準額を対象とする旨が規定されている。</p>
<p>(13) コロナ特例の傷病手当を一般化し、被用者だけでなく個人事業主やフリーランスも対象とすること。休業補償を目的とした出産手当を設定すること。</p>	<p>国民健康保険制度における出産手当金や傷病手当金については、国民健康保険法第58条第2項により、市町村が条例で定めれば、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとされており、市町村が検討すべきものとする。</p>
<p>(14) 保険証を廃止しないこと。同様の要望を国に上げること。</p> <p>特定検診や企業・団体の健康診断を受ける際、保険番号等を医療機関に通知しなければならない。マイナ保険証には保険情報が記載されていないことから、「資格情報のお知らせ」が必要となる。保険料滞納者に対する資格停止処分はしないこと。また、短期保険証がなくなったことにより、被保険者が知らないうちに資格停止処分になってしまうことが懸念される。これらの取り扱いについて、被保険者や医療関係者に周知し、病院窓口などで利用者が困らないようにすること。</p>	<p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものであり、廃止された紙の健康保険証の復活を国に求めることは考えていない。</p> <p>特別な理由がなく、納期限から1年以上過ぎると、資格確認書等を保険者へ返還し、代わりに「資格確認書（特別療養）」が交付されるものであり、直ちに保険給付が差し止められるわけではない。また、納期限を過ぎても保険料の納付がなく、滞納が続く場合は、市町村から督促状等を通じて、保険給付を差し止める旨を連絡しており、知らないうちに保険給付が差し止められるものではない。</p> <p>滞納者の取扱いは、滞納者の個別事情等に応じて、保険者である市町村が検討し、周知すべきものとする。</p>
<p>【鳥取県商工会連合会関連】</p> <p>(1) 小規模事業者等経営支援交付金について、以下を反映し、人件費交付金568,266千円を予算確保すること。</p> <p>①経営支援専門員等の設置について、一般水準に倣った職員給与水準が維持できる仕組みの構築（交付金人件費の増額+45,000千円：2か年ベア分）、業務に見合う職員定数の維持（定数115名の維持）、地方交付税措置拡充（経営指導員等の給与引き上げに要する経費の増額、法定経営指導員が全国で倍増：+680円の手当増、広域経営指導員の新設）の適切な運用を求める。</p>	<p>各要望事項については、小規模事業者等経営支援交付金及び戦略的事業承継推進事業により引き続き支援していくよう、令和8年度当初予算案において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等経営支援交付金 905,972千円 ・戦略的事業承継推進事業 27,787千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 小規模事業者等経営支援の事業費交付金について、以下を反映し71,992千円の予算を確保すること。</p> <p>① 伴走支援のための巡回・窓口支援の継続・強化を図ること。</p> <p>② 自走化に向けて、コロナ後の金融対策支援、体質強化・生産性向上・事業承継の強化、インボイス制度への対応支援、物価高騰への対応支援、各課題に応じたセミナー等の開催を支援すること。</p> <p>③ 職員資質向上対策として、中小企業診断士養成コースへの派遣(1名予定)、基礎研修・専門研修への派遣ができるよう支援すること。</p> <p>④ 青年部創立60周年記念事業の開催を予定しており、費用を支援すること。</p> <p>⑤ 販路開拓の強化として、域内マッチング商談会の開催、全国規模商談会への出展を支援すること。</p>	
<p>(3) 起業創業・事業承継・体質強化対策の以下事業について、予算4,000千円を確保すること。</p> <p>① 起業創業支援のIJUターナー者の創業支援を強化すること。</p> <p>② 事業承継対策として、親族内承継・第三者承継を継続的に支援すること。</p> <p>③ 「物価高騰」「インボイス」「賃金引上げ」「人材確保」「DXデジタル化」「生産性向上」等、様々な課題解決に対応した支援を実施すること。</p>	
<p>(4) 販路開拓・需要創出の以下事業について、予算2,300千円を確保すること。</p> <p>① 地域別の販路開拓、需要創出支援は、各エリアの支援特性、事業者ニーズを勘案した支援を引き続き推進すること。</p> <p>② 新たな需要開拓(商品開発・マッチング等)、県内外への販路開拓(商談会・物産展・情報発信)等を支援すること。</p>	
<p>(5) 戦略的事業承継推進モデル構築の以下事業について、予算16,584千円を確保すること。</p> <p>① モデル構築を見据え、活かす事業承継支援として、中山間地域の事業承継支援、第三者承継支援(県・公庫・商工会との三者間連携)を推進し、時間がかかる事業であるため長期にわたる支援を行うこと。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県信用保証協会関連】</p> <p>(1) 信用保証料負担軽減補助金（減収補填）として、842,788千円（試算）を要望する。</p> <p>中小企業者の負担軽減のため県制度融資の保証料率を通常より低くしている。信用保証協会は保証した債務の代位弁済に備え日本政策金融公庫と保険契約を締結し保険料を支払っているが、その財源は保険料である。従い、減収となる保証料相当額の補填を要望する。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を引き続き行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料負担軽減補助金 455,246千円 ・新型コロナ克服特別金融支援事業 781,320千円
<p>【鳥取県土地家屋調査士会関連】</p> <p>(1) 鳥取県所有建物の建物表題登記の推進について</p> <p>これまで官公署における建物表題登記が推進されていないが、その要因は、不動産登記法の一部を改正する法律により、地方自治体の所有不動産については表示に関する登記の申請義務は当分の間は適用しないこととされていること、また平成16年6月18日改正法第123号付則第9条第1項においても従前のおりとされたことにより、鳥取県においては、公有財産台帳（鳥取県公有財産事務取扱規則第43条）により適正な管理を行っていることは承知している。しかし、不動産に係る権利の明確化を期するため、不動産登記法では、新築した建物を取得した者は、その所有権の取得の日から1か月以内に、表題登記をしなければならないと規定されている（不動産登記法第47条）。よって、家屋は通常登記され、法務局の登記システムで管理される。更には、相続登記が令和6年4月1日に義務化され、相続登記に伴い所有している建物が未登録であったことに気づき、合わせて登記手続きに及んでおられる方々が多くみられる。これにより、将来的な所有者不明建物の解消や固定資産税の適正な課税の推進や災害時において、登記情報から建物の面積や種類・構造、所有者の特定につながることもなる。鳥取県においても、不動産に係る権利の明確化を期するため、不動産登記法の本則による登記制度の積極的な活用を行い、鳥取県所有建物の建物表題登記の推進を要望する。</p>	<p>本県では、公有財産台帳により建物を管理しているため、一部の借地上の建物あるいは区分所有を要する建物を除いて登記されていない実状にあるが、財産管理の一層の適正化を図るため、建物登記の促進に努める。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 地方公共団体がする筆界特定申請への公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活用について</p> <p>これまで一人の協力が得られないために、その周辺全部が広範囲に筆界未定として処理せざるを得ない場合があった。しかし、土地基本法の一部を改正する法律による不動産登記法の一部改正により、地籍調査の円滑化・迅速化を図る観点から、地方公共団体による筆界の調査が困難である場合などに、実施主体（地方公共団体）が所有者の同意を得て筆界特定を申請することが可能になった。これにより、地籍図における筆界未定数が減少し、地籍の明確化の割合が向上する効果が期待される。そこで、実施主体（地方公共団体）が筆界特定を申請する場合に、手続きの代理や必要な書類作成等の業務について、筆界の専門的知見を有する唯一の国家資格者である土地家屋調査士が社員である「公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」の活用を要望する。</p> <p>(※「地方公共団体が筆界特定の申請をする場合、代理等の業務を公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受託することは、土地家屋調査士法第64条に違反しないものと解する」：法務省民事局民事第二課令和2年9月29日付事務連絡)</p>	<p>筆界特定を申請する場合には、公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活用を検討する。</p> <p>筆界特定制度については市町村に周知しており、引き続き活用周知を図っていく。</p>